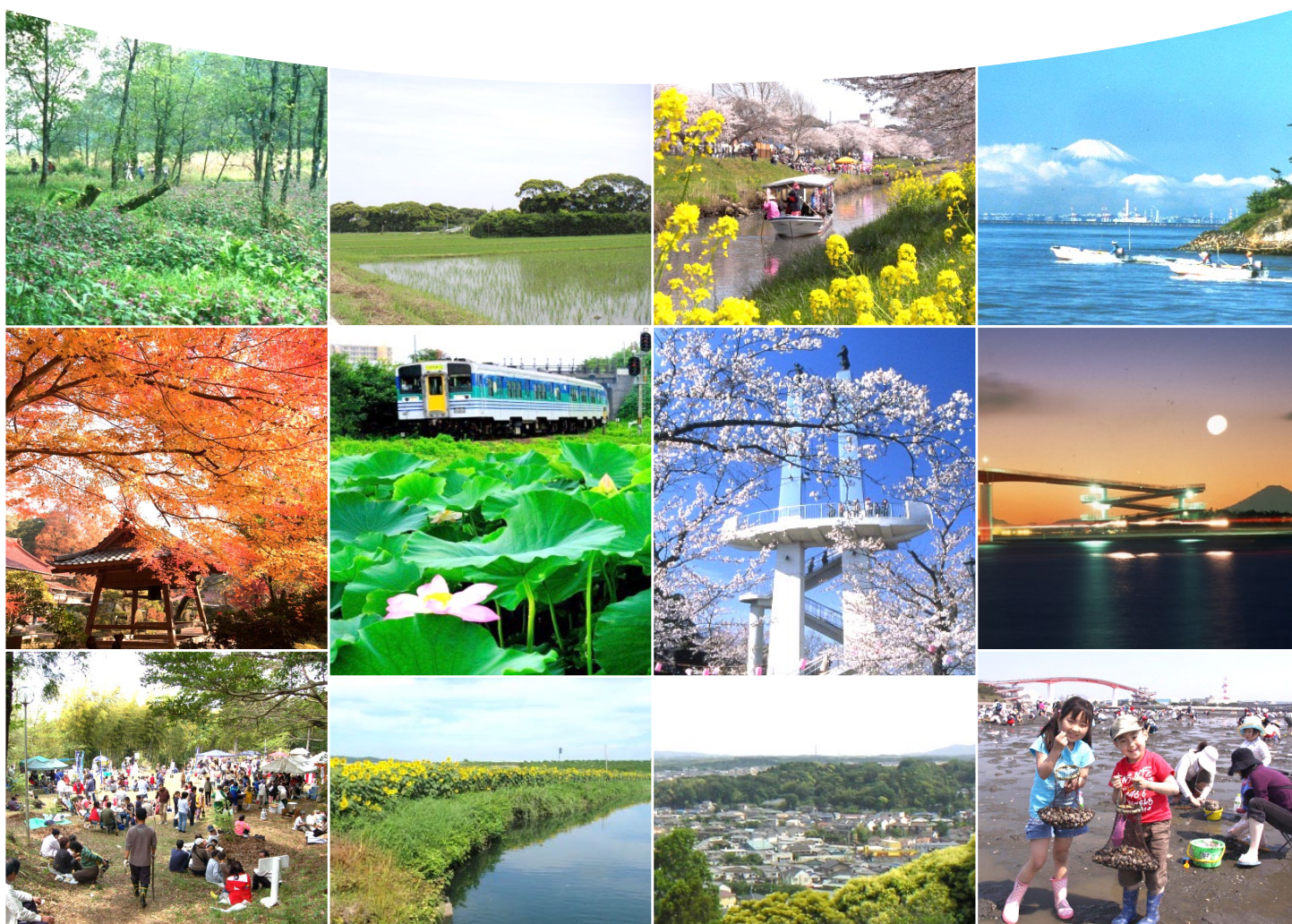


木更津市 みどりの基本計画

「^{もり}森」「^{さと}里」「^{まち}まち」「^{うみ}海」そして「^{ひと}人」がおりなす
みどりの都市 きさらづ



平成 24 年 4 月
木更津市



はじめに



「みどり」は都市空間に快適な環境を創出し、人びとが心豊かで安全・安心に暮らすために不可欠なものです。

しかしながら、このような多様な役割を担う「みどり」は、多くの都市で経済発展を優先にする政策により減少し、近年では、地球温暖化やヒートアイランド現象などが深刻な問題となっています。

木更津市では、昭和40年代からの土地区画整理事業、宅地開発事業などにより、市域面積の約1割（市街化区域の約5割）に当たる2,000haを超える面積が住宅地などに開発されました。

近年、東京湾アクアライン料金引下げ社会実験の効果もあって、金田地区やかずさアカデミアパークなどへの企業立地が進展し、また、人口も増加傾向にあり、昨年11月には、市制施行以来初めて13万人を超えました。

一方、みどりや自然に目を向けると、「森・里・まち・海」が身近に広がっており、小櫃川河口や東部の丘陵地などには、いまだに豊かなみどりの資源が残されています。

経済発展と同時に、人びとの生存にとって自然再生や環境問題、防災などへの対応が大きな課題となっている現在、本市の基盤を形づくる「森・里・まち・海」のみどりを守り、育み、創り、都市活動と共存するみどりの都市を築くことが求められています。

この「木更津すみどりの基本計画」は、市民、企業、行政が一体となってみどりに関する取組みを推進していく施策を具体的に示したもので、本市の緑に関するマスタープランともいえるものです。

私は、本計画を推進し、本年市制施行70周年を迎える本市の基本構想に掲げている「ひとにやさしく、環境と調和し、誇りに満ちた創造のまち」にふさわしいみどりの都市の実現をめざし全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご尽力を賜りました「木更津市緑の基本計画策定懇談会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様に厚く御礼申し上げます。

平成24年4月

木更津市長 水越 勇雄

木更津の

昭和20年代の木更津駅東側【太田山から港方向を望む】



東中央三丁目、木更津三丁目付近です。

中央に写っているのは、舗装されていない「橋通り」で、周辺には畑や田んぼが広がっています。
右上には「田面通り」沿いの集落が写っています。

現在の木更津駅東側【太田山から港方向を望む】



現在の東中央三丁目、木更津三丁目付近です。ビルや住宅が立ち並んでいます。

「いま・むかし」

昭和40年代初めの木更津市【東京湾から市街地方向を望む】



清見台地区の土地区画整理事業が始まった頃です。まだ、中の島大橋はありません。
清見台南、東地区や祇園、清川地区は、まだ造成されておらず、太田地区の矢那川も改修されていません。

現在の木更津市【木更津港、中心市街地付近の航空写真】



現在の木更津港と中心市街地周辺です。まとまった緑は、かろうじて太田山公園と永井作の善光寺周辺に残されています。

第Ⅰ編 現 況 編

序章 計画策定にあたって

1. みどりの基本計画とは	2
2. 計画策定の趣旨	3
3. 計画の策定体制	4
4. 対象とする「みどり」とその役割	5
5. 本計画の構成	6

第1章 みどりに関する市民の意向

1. 調査の目的と調査方法	10
2. 調査結果	10

第2章 みどりの現況特性

1. 木更津市の都市特性	16
2. 木更津市のみどりの概観	20
3. 木更津市のみどりの資源	26
4. 木更津市のみどりの取り組み	30

第3章 みどりの課題

1. 木更津市のみどりの構造からみた課題	42
2. みどりの機能からみた課題	45
3. 持続的な取り組みからみた課題	49

第Ⅱ編 計 画 編

第1章 みどりの基本方針

1. 基本理念	52
2. みどりの将来像	54
3. 計画の目標値	59
4. 計画の基本方針	62

第2章 みどりの推進施策

1. みどりの施策体系	66
2. 個別施策・事業の展開	76
3. 重点プロジェクト	102

第3章 地区別計画

1. 地区区分と地区別計画の考え方	114
2. 地区別計画	115

第4章 計画の推進に向けて

1. 行政の組織体制の強化	138
2. 市民等との連携体制づくり	139
3. みどりに関する条例検討	140

資料編

1. 計画策定の経過および策定体制	143
2. 木更津市のみどりの現況	146
3. 市街化調整区域における土地利用方針	149
4. 用語解説	151

[コラム]

公園清掃のボランティア	39
公共空間の美化活動ボランティア	39
港町木更津と五大力船	40
地球温暖化とみどり	64
木更津名木100選	82
海からの贈り物	88
防災に対する公園の役割	92
みどりの持つ癒し効果	112
鎌足桜	129

序章 計画策定にあたって

1. みどりの基本計画とは

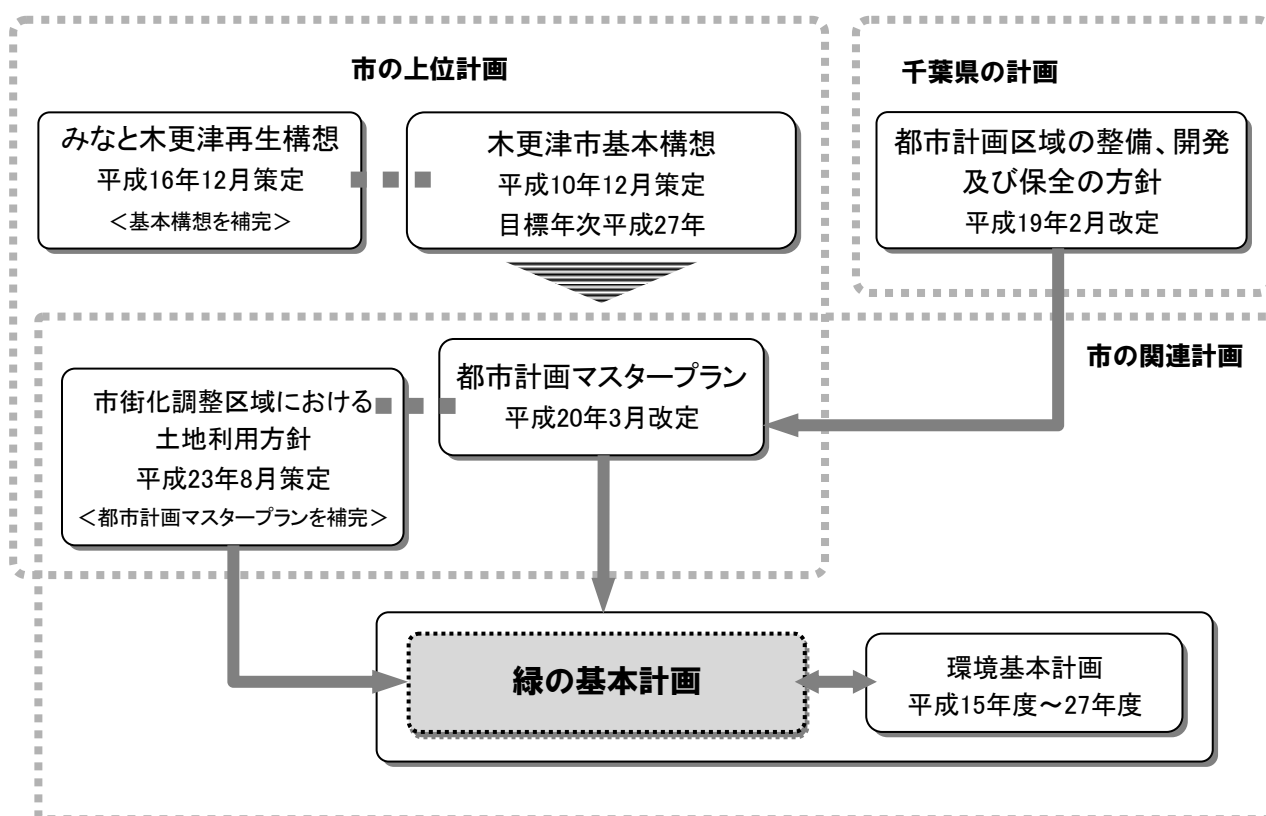
◆法に基づき定める都市の緑に関する総合的な計画

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、次のような特色があります。

- 木更津市の特性に応じ、市の創意に基づいて策定する緑に関する総合的な計画です。
- 緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備の方針などについて定めます。
- 市民・企業・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）です。

◆みどりの基本計画の位置づけ

市の上位計画である基本構想に基づき、関連する計画と適合するように定めます。



◆計画の期間

本計画の目標年次は、平成43年度（20年間）とします。ただし、木更津市基本構想などの上位計画が改定された場合など、必要に応じて見直しを行います。

2. 計画策定の趣旨

◆策定の必要性

みどりの保全・活用などを推進するにあたり、身近なみどりの減少や環境・景観などに対する市民の関心の高まり、また、少子高齢化社会の進展や土地利用の変化などに対応するため、長期的な目標に基づく体系的なみどりの配置計画と施策を定める必要があります。その目標に向け、市民・企業・行政が一体となって総合的かつ計画的に施策を推進することを目的に、「みどり」に関する総合計画である本計画を策定するものです。

◆策定の背景

都市構造の変化等によるまちづくり課題への対応

人口減少、高齢化社会の進展、広域幹線道路網の整備進捗等による都市構造や土地利用の変化が見込まれます。

国際的な交流・連携の拠点としての都市形成、自然環境の保全、遊休農地の増加や森林の荒廃への対応などの課題に対し、緑の保全・創出に関する総合的な方針や施策を定める必要性が高まっています。

市民ニーズの多様化への対応

災害や地球環境、郷土の景観などに対する関心の高まり、市民参画の活発化など、近年、市民ニーズが大きく変化、多様化しています。

都市の緑が果たす役割の重要性が以前にも増して強く認識されるようになっており、緑に対する市民の皆さんの多様なニーズに対応した方針や施策を定める必要があります。

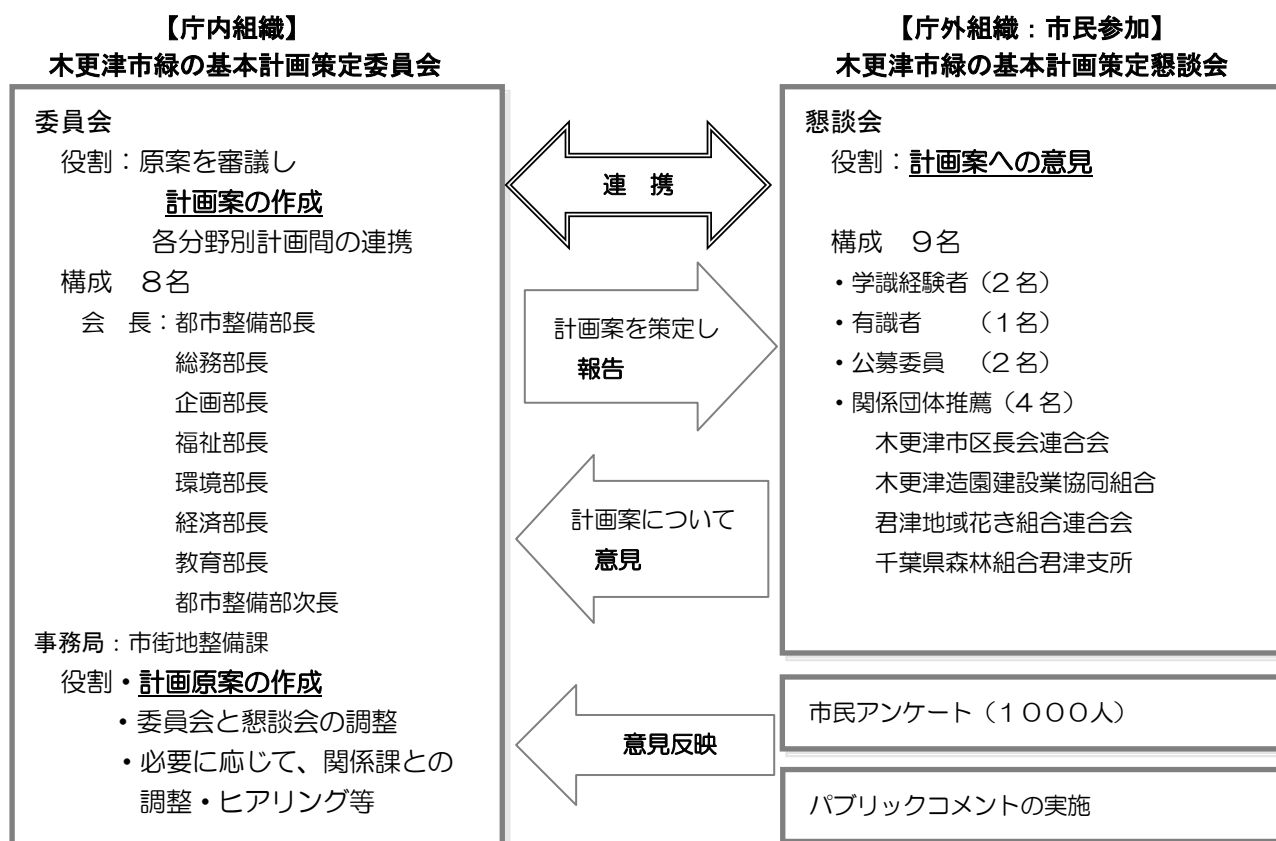
都市公園の整備の方針の明確化

都市緑地法改正（平成16年）により、緑の基本計画の記載事項に「都市公園の整備の方針」等が追加されました。

緑の基本計画の上位計画である市の基本構想・総合プランや関連計画と整合を図るとともに、都市公園に関する実効性の高い計画として整備の方針や施策を定める必要があります。

3. 計画の策定体制

「木更津市みどりの基本計画」の策定にあたって、庁内の関係各部による「緑の基本計画策定委員会」と学識経験者や市民の皆さんにより構成する「緑の基本計画策定懇談会」を設置しました。この委員会及び懇談会で検討を重ね、市民アンケートおよびパブリックコメントによる市民の皆さんの意向・意見を反映して策定しました。（資料編143頁～145頁参照）



懇談会

4. 対象とする「みどり」とその役割

◆対象とする「みどり」

本計画で対象とする緑は、日常生活で私たちの身近にある次のような様々な「みどり」を対象としています。



本計画でいう「みどり」は、上記のように森林や街路樹などで思い浮かべられる樹木の緑だけでなく、農地や水辺、草花や生き物が棲む自然環境などを含み、さらに緑を守り育て、創り出す人びとの活動も対象とします。こうした幅広い緑を対象とすることから、本計画では常用的に漢字が使われる場合や固有名詞などを除き「みどり」と表記することとします。

◆みどりの役割

みどりは、私たちの生活と深く結びつき、農業・林業等の生産基盤であるとともに、都市空間に快適な環境を創り出し、安全・安心に暮らすために不可欠なもので、次のような役割を持っています。

都市環境の維持・改善 ・CO₂の吸収、大気の浄化 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・騒音の緩和 など	生物多様性の保全 ・多様な生物の生育生息環境 ・生物の移動空間の確保 ・生物生態系の維持 など
防災・都市の安全性の確保 ・災害時の避難地 ・延焼の防止 ・洪水や土砂崩れの防止 など	健康・レクリエーション活動の場の提供 ・休養、散策 ・自然とふれあう機会の提供 ・季節感、心のやすらぎ など
景観の形成 ・木更津らしいまち並み景観 ・都市の美しい住空間創出 ・里山や田園など郷土の原風景の形成	生産活動の基盤 ・農業の生産活動の基盤 ・林業の生産活動の基盤 ・漁場の保全

5. 本計画の構成

第Ⅰ編 現況編

1 みどりに関する市民の意向

- ・緑の量的な充足が必ずしも満足度と結びついていない。
- ・保全、創出など多方面にわたる緑の対策が求められる。
- ・「地球温暖化等」や「安心・安全」は重要との認識が高まっている。
- ・公園が大切だと思う人が多く、特に「緑豊かな広場のある公園」への要望が高い。
- ・市民による緑の活動の取り組みに対し「だれでも参加しやすい仕組みづくり」が求められている。

2 みどりの現況特性

【都市特性】

- ・都心から 50km 圏、交通の結節点
- ・自然環境と都市機能が共存する都市
- ・南房総の中枢都市木更津の基礎を築いた港
- ・近年、人口は増加傾向
- ・市街化区域は市域の 1/4、5地域に分散配置
- ・市街化区域の半分で土地区画整理事業を実施
- ・骨格的な広域幹線交通網整備が進行

【みどりの概観】

- ・丘陵地・台地・低地・河川・海のありようが、本市の都市の緑の構造を決定づけている。
- ・みどり率は 74%。本市の緑の大半は市街化調整区域に分布している。
- ・緑被地のうち、樹林地が 1/3、農地が 1/4
- ・水田雑草群落とクスギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林が顕著。

【みどりの資源】

- ・生物を育むみどり
- ・歴史・文化資源と一体のみどり
- ・暮らしに身近な憩いと交流のみどり
- ・郷土の緑景観と新たな都市景観をつくるみどり
- ・まちを支える基幹的な生業のみどり
- ・都市と生活を守るみどり

【みどりの取り組み】

- 都市公園
- ・街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園等
- 公共施設緑地
- ・児童遊園、社会体育施設、自然教育施設、市立小中学校校庭、市営霊園、港湾緑地、ダム周辺緑地、道路のみどり、公共公益施設のみどり
- みどりの保全
- ・地域制緑地
- 民有地の緑化
- ・緑化協定
- 民間施設緑地
- ・寺社境内地、観光農園、ゴルフ場等
- 緑の保全・創出に関する市民等の活動
- ・公園、道路、港湾、漁港、駅等の清掃
- ・干潟の保全、里山の保全

3 みどりの課題

【緑の構造からみた課題】

1. まちづくりと連携した「森」「里」「まち」「海」のみどりの保全・育成が必要
 - ・「森」の保全・活用
 - ・「里」の保全・活用
 - ・「まち」のみどりの保全・活用
 - ・「海」の保全・活用
2. 「森」「里」「まち」「海」のみどりの連結が必要
 - ・河川の水辺空間の保全・活用
 - ・道路空間のみどりの充実とみどりのネットワークの形成
 - ・視覚的なつながりをもつ眺望場所の保全・活用

【みどりの機能からみた課題】

1. 都市環境の改善・向上
 - ・都市環境を改善するみどりの保全・創出
 - ・多様な生き物の生育・生息するみどりの保全・創出
2. 都市の安全性の確保
 - ・河川氾濫・土砂崩壊などの災害の防止・抑制
 - ・災害時の安全な避難経路、避難場所の確保
3. 健康で潤いのある生活・活動の場の提供
 - ・身近なレクリエーションやコミュニティ活動などの場となるみどりの充実
 - ・自然とのふれあいや環境学習、郷土学習の場となるみどりの資源の活用
4. 木更津市の魅力ある景観の保全・創出
 - ・郷土の優れたみどりの景観の保全
 - ・国際的研究開発都市、交流拠点都市としてふさわしい潤いのある都市景観の創出

【持続的な取り組みからみた課題】

1. 市民・企業等の多様な主体の活動促進
 - ・みどりのまちづくりへの多様な主体の参加促進
 - ・まちぐるみのみどりの取り組みに向けた仕組みづくり

1 みどり

【基本理念】

「森」「里」「まち」「海」そして「人」がおりなすみどりの都市 きさらづ

第Ⅱ編 計画編

の基本方針

みどりの将来像

- 市民・企業・行政がつくる「持続可能な協働の都市」になっている
- 身近にみどりが確保され、安全・快適に暮らせる「やすらぎのある都市」になっている
- 歴史に育まれたみどりと新たな都市のみどりが一体となって「風格のある都市」になっている
- 環境のみどり、生き物のみどり、生活のみどりなど「多様なみどり」が広がっている
- きさらづの「都市の基盤のみどり」となる森・里・まち・海それぞれのみどりが守られている

みどりの将来像図

計画の目標値

- 目標H43
- ・みどり率74%
＝現状を維持
 - ・都市公園
8.3㎡/人⇒
10.5㎡/人
 - ・市民協働による
公園管理
89箇所⇒160箇所
 - ・みどりに対する
市民の満足度
58%⇒85%

基本方針

みどりを
守る

みどりを
結ぶ

みどりを
創る

みどりを
育む

2 みどりの推進施策

〔28の基本施策〕

- (1)きさらづの「森」の保全・活用
- (2)きさらづの「里」の保全・活用
- (3)きさらづの「海」の保全・活用
- (1)「まち」の拠点のみどりの保全・活用
- (2)「まち」を囲むみどりの保全・活用
- (1)暮らしに身近なみどりの保全・活用
- (2)生物の生育・生息環境の保全・活用
- (3)市街地内農地の保全・活用
- (1)「田園空間軸」としての小櫃川の河川空間の保全・活用
- (2)「水と緑と歴史の文化軸」としての矢那川・武田川の河川空間の保全・活用
- (1)道路緑化と管理の充実
- (2)「水と緑と歴史の文化軸」としての県道・矢那川沿い道路の整備・管理
- (1)眺望場所の保全と安全・快適なアクセスの確保
- (1)公園の新規整備
- (2)公園の改修・再整備
- (3)公園の管理運営の充実
- (1)中心市街地一帯における質の高いみどりのまち並み創出
- (2)親しみの持てる港湾空間の形成と賑わいづくり
- (3)新市街地における潤いのあるまち並み形成
- (1)公共公益施設の緑化推進
- (2)民有地の緑化推進
- (1)公共空間のみどりの質の向上
- (2)民有地のみどりの良好な管理・育成
- (1)市民のみどりの保全・創出意欲の高揚
- (2)市民のみどりの活動意欲の向上
- (1)みどりの総合的な情報の共有
- (2)みどりの協働の取り組み普及
- (3)市民によるみどりのまちづくり支援

〔重点プロジェクト〕

- 都市公園の整備と管理
- 緑化重点地区の設定
- 保全配慮地区の検討
- グリーン・キッズ・プロジェクト

3 地区別計画

- 木更津地区
- 波岡地区
- 清川地区
- 岩根地区
- 鎌足地区
- 金田地区
- 中郷地区
- 富来田地区

97
の個別施策・事業

4 計画の推進に向けて

第Ⅰ編 現 況 編



第1章 みどりに関する市民の意向

1. 調査の目的と調査方法

2. 調査結果

1. 調査の目的と調査方法

(1) 調査の目的

市民の皆さんとともにみどりのまちづくりを展開するため、市民の皆さんのみどりに関する意向を把握し、みどりの基本計画の策定に反映させることを目的として、「みどりのアンケート」を実施しました。

(2) 調査方法

調査対象、調査項目、実施方法、実施時期、回収状況は、以下のとおりです。

○調査対象：無作為抽出による市民（18歳以上） 1,000名

○調査項目：市民のみどりに関する意向

- ・みどりへの関心と評価について
- ・みどりの位置づけと役割について
- ・みどりの場所と施策について
- ・みどりへの取り組みについて など

○実施方法：郵送によりアンケート調査票を送付、返信用封筒で回収

○実施時期：平成23年7月8日～8月10日

○回収状況：回収数＝293件

回収率＝29%

2. 調査結果

「みどりのアンケート」の調査結果の概要は、以下のとおりです。

◆木更津市のみどりに対する量的な充足感が、必ずしも満足度に結びついていません。

- ・みどりが「多い」（“とても多い” “やや多い”）と思う人が6割強でもっとも多数を占めましたが、「少ない」（“やや少ない” “とても少ない”）という人も4分の1を占めています。
- ・みどりに「満足」（“やや満足” 含む）している人が6割近くでもっとも多数を占めましたが、量の評価に比べ満足度の評価は低く、「不満」（“やや不満” 含む）とする人が3割を超えています。
- ・富来田地区や中郷地区などの市街化調整区域において、田畑や樹林地などの緑が多くあるものの、大規模公園や芝生などがある身近な公園を望む声が多くあり、必ずしもみどりの量が満足度に結び付いていません。

◆現状維持に止まることなく、みどりの保全・創出など、多方面にわたる取り組みが求められています。

- ・木更津市のまちづくりにとって、95%の人が「みどりは大切」（“とても大切” “まあ大切”）

と回答しており、みどりに対する考え方として「積極的に守る」「積極的に増やす」が6割を超えており、積極的な取り組みが求められています。

◆特に「地球温暖化」や「安全・安心」に対する関心が高まっています。

- ・みどりの役割の「ア.生物多様性 イ.地球温暖化防止等 ウ.景観 エ.憩い・集い オ.安全・安心」について、どの項目も「とても重要」「重要」の計が8割を超えましたが、特に「イ.地球温暖化防止等」と「オ.安全・安心」を「とても重要」とする人が6割近くと多くを占めています。

◆特に公園整備に対する要望が高い結果となりました。

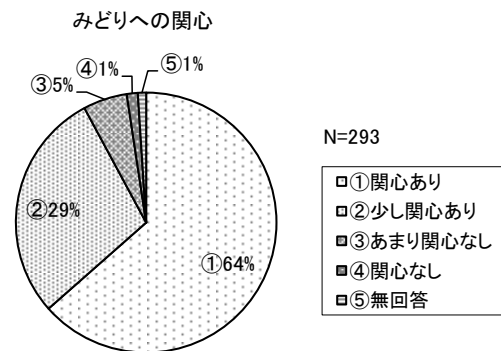
- ・「大切だと思うみどり」は、「公園」が7割近くと圧倒的に多く、「道路の緑」と「里山」が4割台で続いています。
- ・「必要だと思う行政の取り組み」は、分野別では「公園に関する施策」がもっとも多く、次いで「公共施設の緑化」と「みどりの大切さの普及」があげられ、ハード・ソフト両面の施策が必要とされています。
- ・具体的な施策でも「緑豊かで広場のある公園の整備」が6割以上と特に多く、次いで「水辺と一体の緑豊かな場所を市民が安全に親しめるようにする」「耕作放棄地の活用方策の推進」が4割台と、水辺の親水機能と農地の現状について、比較的高い関心が寄せられました。

◆市民の皆さんがみどりの活動に取り組むにあたって、参加しやすい仕組みづくりが求められています。

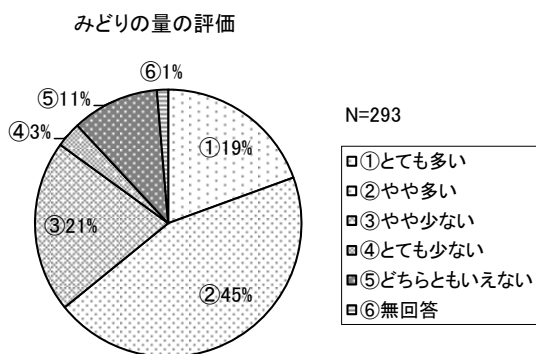
- ・3割を超す人がみどりの保全・創出などの活動に取り組んでいますが、一方で「やり方がわからない」ため取り組んでいないという人も3割弱を占めました。
- ・こうした活動に取り組みたいと考えている人が行政に望むこととしてもっとも多かったのは、「参加しやすい仕組みづくり」で、7割を占めています。

(1) みどりへの関心と評価

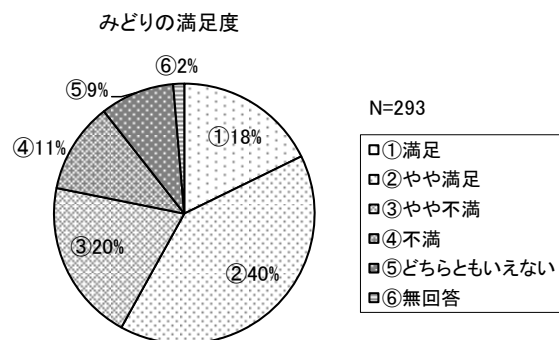
①あなたは“みどり”に関心がありますか。



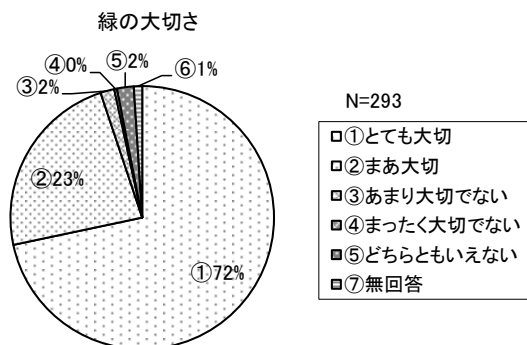
②木更津市には“みどり”が多いと思いますか。



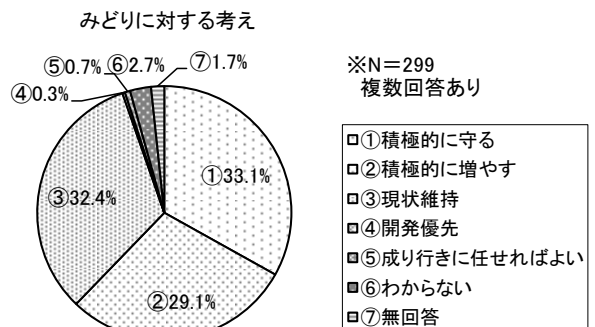
③あなたは木更津市の“みどり”に満足していますか。



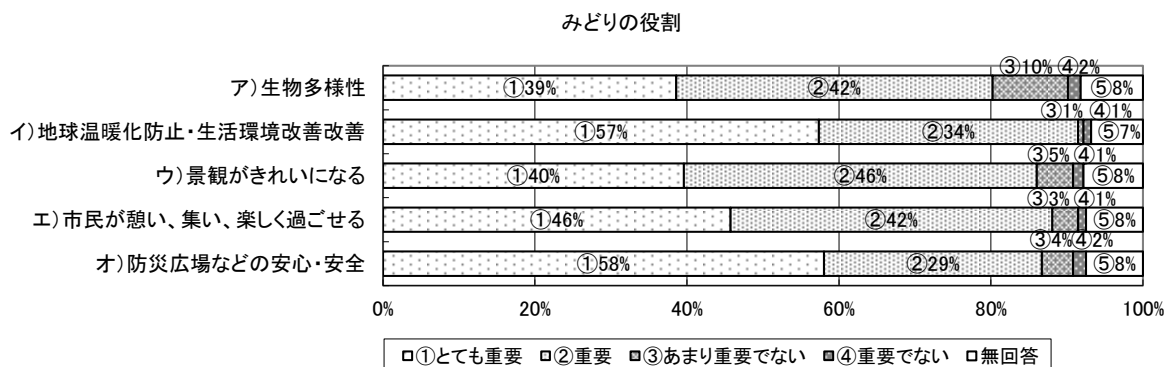
④木更津市のまちづくりに“みどり”は大切だと思いますか。



⑤木更津市の“みどり”をどのようにしていきたいと思いますか。

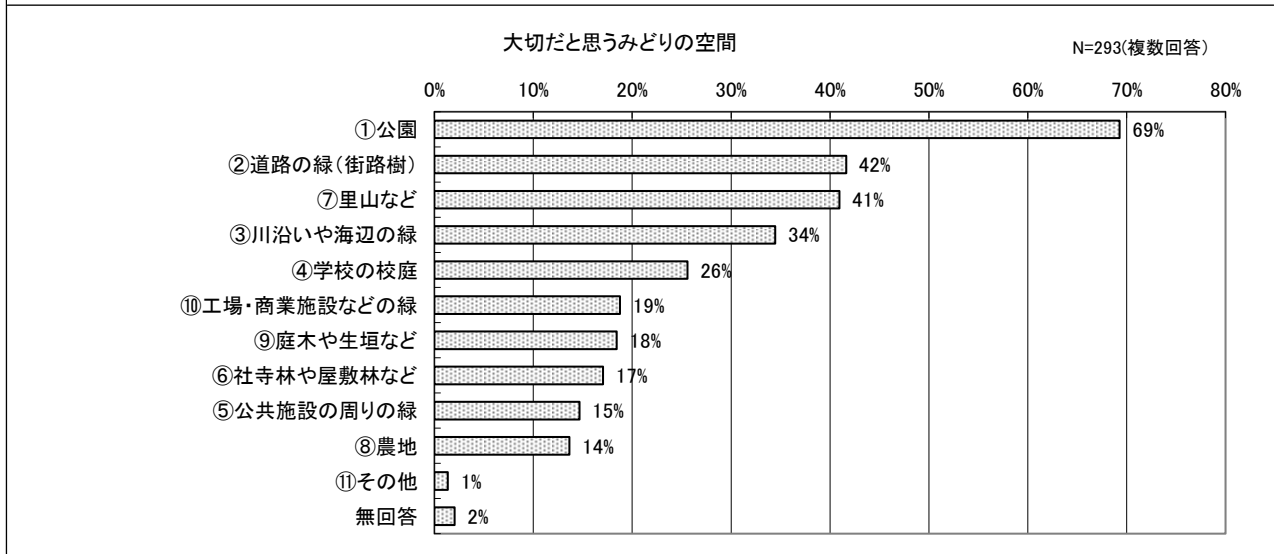


⑥あなたは、どのような“みどり”の空間が、特に大切だと思いますか。

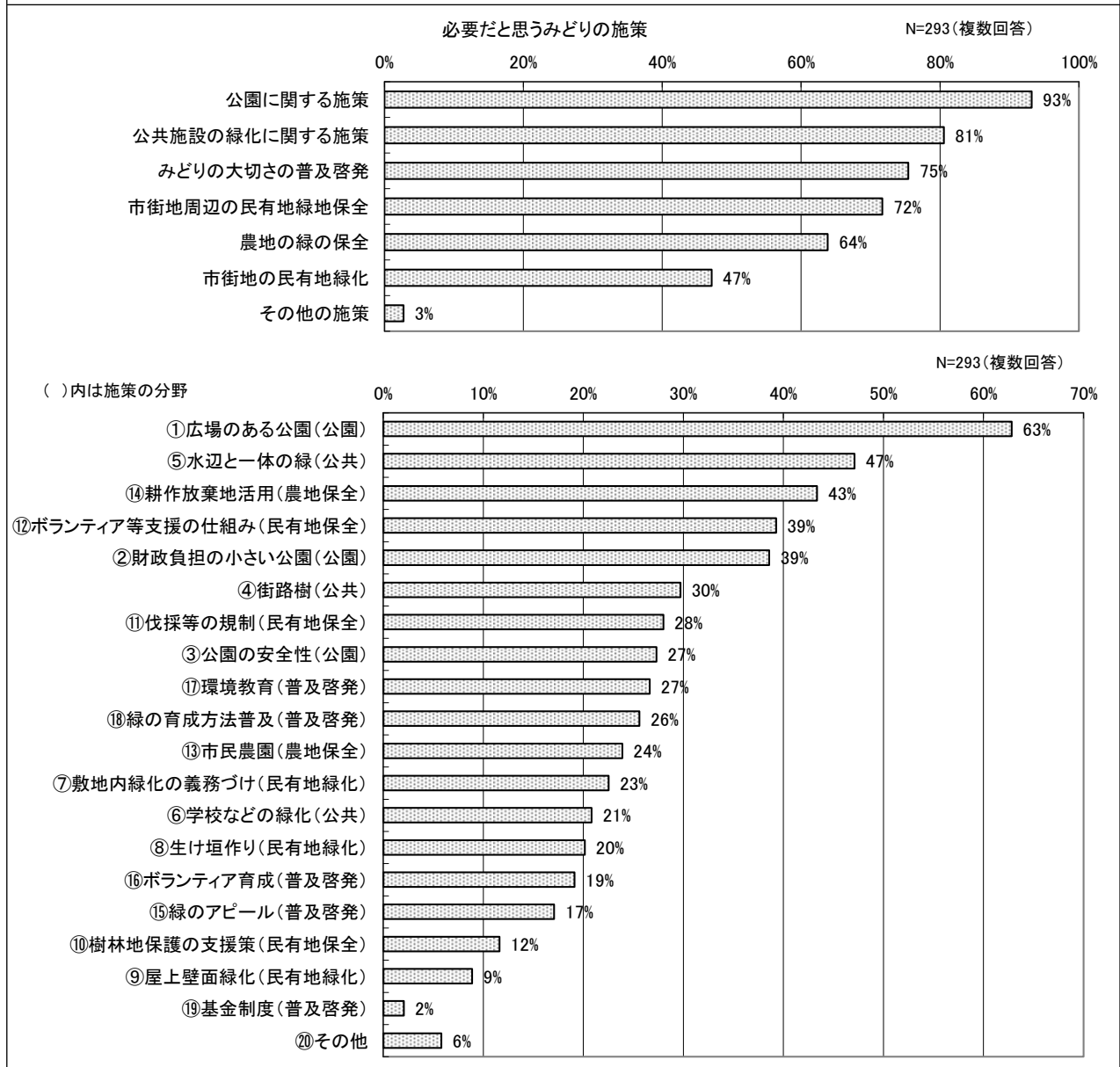


(2) 大切だと思うみどりの場所と施策

⑦あなたにとって、市内のどのような“みどり”が大切ですか。

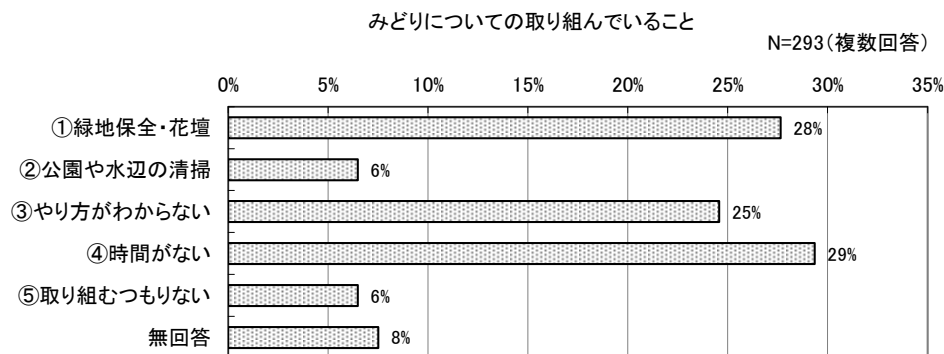


⑧木更津市(行政)は、市内の“みどり”について、どのような取り組みが必要だと思いますか。



(3) みどりの取り組み

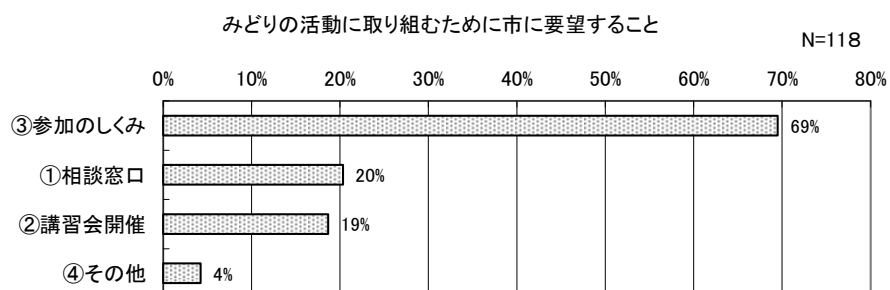
⑨あなたは、“みどり”を守り増やす、あるいは活用する取り組みを何か行っていますか。



取り組んでいる場所と活動内容（記述）

取り組んでいる場所	主な活動内容
自宅の庭・玄関先など（53件）	庭の木や花、花壇、家庭菜園、ガーデニング、プランター、緑のカーテン、生垣など
公園維持活動（11件）	公園の清掃、草刈り、公園の木の管理、町内会行事の公園清掃など
町内（11件）	ゴミ拾い、ゴミゼロ運動への参加花壇づくり、清掃活動、草取り
河岸（4件）	河岸のサクラ植樹、維持管理、
職場（3件）	花壇づくり、植林、その他

⑩あなたが“みどり”を守り増やす、あるいは活用する取り組みを行うために、市にどのようなことを望みますか。



第2章 みどりの現況特性

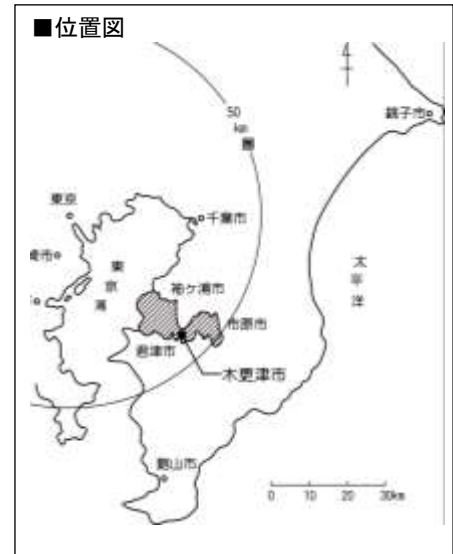
- 1. 木更津市の都市特性**
- 2. 木更津市のみどりの概観**
- 3. 木更津市のみどりの資源**
- 4. 木更津市のみどりの取り組み**

1. 木更津市の都市特性

(1) 木更津市の概況

○都心から 50km 圏、交通の結節点

- ・木更津市は、千葉県のほぼ中央西部の西海岸に位置し、都心から50km圏にあります。
- ・古くから木更津港を中心に東京湾の海上交通の要衝として栄えてきました。現在、J R内房線、久留里線、および館山、川崎、成田等と結ぶ国道、県道が市内を通り、県内各地及び首都圏各都市とのネットワークが形成されています。
- ・さらに東京湾アクアラインなどの広域高速道路網の整備が進み、木更津市は首都圏への交通結節点であると同時に、成田空港と羽田空港を結ぶ広域幹線道路の新たな結節点となっています。



○自然環境と都市機能が共存する都市

- ・市域の面積は138.73km²で、東西に長く、西は東京湾に臨み、東は房総丘陵に属する丘陵性山地部で、小櫃川、矢那川などの河川が本市を縦断し東京湾に注いでいます。
- ・木更津港の背後から南部にかけて市街地が発達し、小櫃川沿いには田園地帯が広がっています。南部～東部の台地や丘陵を覆う山林地帯の中に、古くからの集落と昭和40年代以降開発された住宅地、かずさアカデミアパークやゴルフ場などの大規模施設が立地しています。
- ・昭和40年代後半には自然的土地利用（田畑・山林・原野）が7割、都市的土地利用（宅地・雑種地・その他）が3割でした。人口増に伴う都市化の進行により、平成19年の自然的土地利用は昭和50年の8割に減少する一方、都市的土地利用は1.5倍に増え、自然的土地利用と都市的土地利用がほぼ半々となっていますが、干潟が広がる海や丘陵地性の山などが豊かに残り、身近に自然を感じることができる都市です。

○南房総の中核都市木更津の基礎を築いた港

- ・木更津市には紀元前1万8千年頃の旧石器時代から人が住み、縄文時代の貝塚、弥生時代の三大農耕遺跡の一つである菅生遺跡や古代の古墳、荘園、中世の城跡などが発見されており、古代から一大集落地であったことが知られています。
- ・木更津港は、慶長19年（1614年）大阪の陣に際し木更津の水夫24人の勲功の報奨として、年貢米運送の独占、江戸の河岸への発着所や陸揚場の特設、安房・上総二国への渡船営業の特権が与えられたことに端を発し、海上輸送の玄関口として繁栄していくことになりました。特権を与えられた木更津船は五大力船と呼ばれ頻繁に江戸を往来し、昭和初期まで活躍していました。
- ・明治時代には木更津県が誕生し1年7ヶ月の間、県庁所在地となるなど、港を中心に南房総の中核都市として栄えてきました。

(2) 人口動向

○近年、人口は増加傾向

- ・木更津市の人口は、平成24年2月1日現在130,100人です。
- ・増加率が高かった昭和40年代以降徐々に人口増は沈静化し、平成5年の125,792人をピークに減少し12万人台前半で微減・微増を繰り返していましたが、平成15年以降再び増加傾向を示し、同23年11月に13万人を超えました。

○市街地外周で先行する少子高齢化

- ・年齢階層別人口比は、年少人口、生産年齢人口とも下がり老年人口が上昇し、県平均に比べ、やや高齢化が進んでいる傾向にあります。
- ・地区別にみると、本市の中心部～南部の地区は市平均より老年人口比が低い地区が多く、中でも新たに形成された市街地で老年人口比が低く、若い世代が多くなっています。
- ・一方、老年人口比が3割以上と特に高齢化が進んでいるのは市街化区域内外の縁辺部に位置する地区で、年少人口は1割以下です。

○減少が続く第一次産業就業者数

- ・産業分類別就業者数は、全国的な傾向と同様1次、2次産業が減少し、平成17年10月1日現在、第1次産業5%、第2次産業25%、第3次産業70%です。
- ・特に基幹的な産業の農業、伝統的な産業の漁業等は、高齢化に伴う後継者難が課題となっています。

○膨張する人口集中地区

- ・都市化に伴う市街地の拡大と人口増加により、市街地は急速に外縁部に拡大しています。
- ・人口集中地区は、昭和50年には市域の7%、人口の48%でしたが、面積で約1.8倍、人口で約2.6倍の伸びを示し、平成17年現在、市域の17%のD I D地区に、人口の約7割が集中しています。

(3) 都市の構造

○市域の4分の1を占める市街化区域

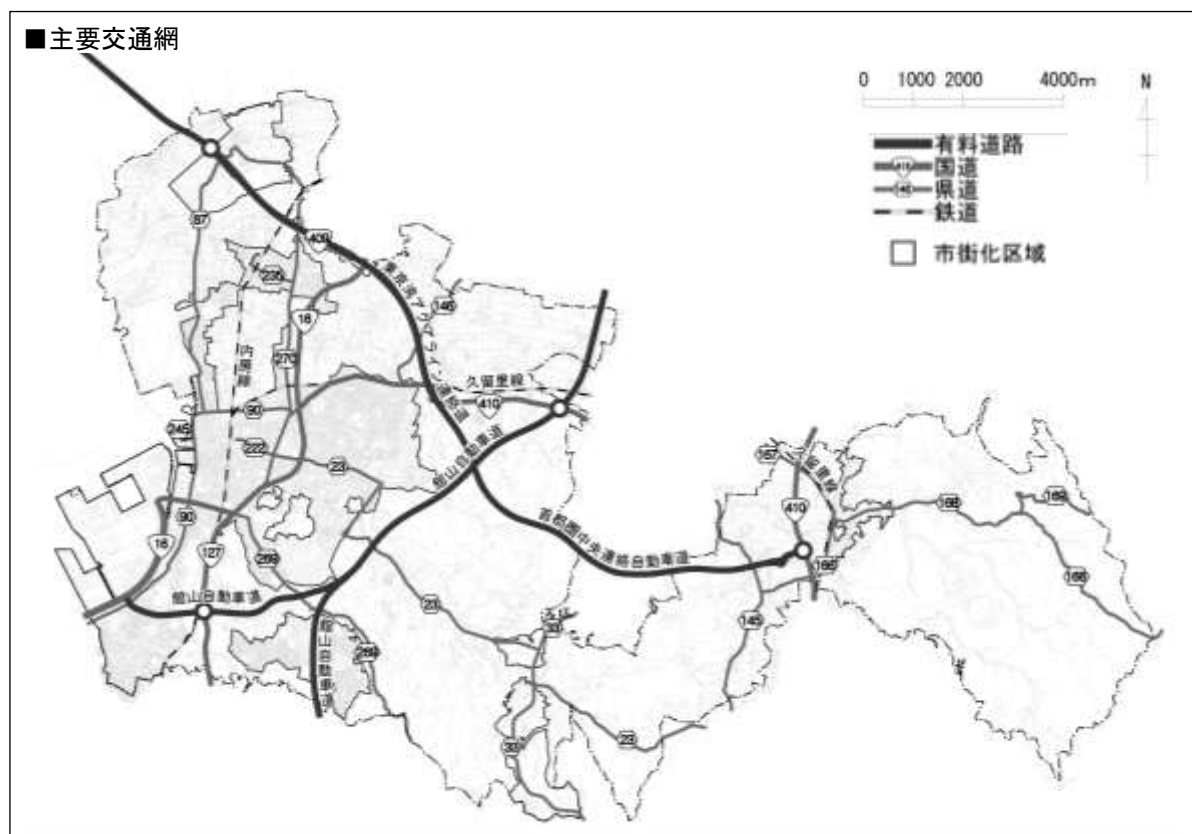
- ・昭和11年に海側の旧木更津町、岩根村一帯を都市計画区域に定めたのを皮切りに、その外周、さらに内陸へと区域を拡大し、現在、市域全域が都市計画区域となっています。
- ・都市計画区域の4分の1の34.62km²を市街化区域に指定しています。
- ・市街化区域の3分の2は住居系用途地域、3割は工業系用途地域で木更津港の埋立地と埋立地沿いの内陸側、かずさアカデミアパークに、商業系用途地域は1割弱で、主に鉄道駅付近と木更津金田 I C 付近に指定しています。

○市街化区域の半分で土地区画整理事業を実施

- ・計画的なまちづくり事業として、昭和30年代後半から土地区画整理事業が行われてきました。施行中を含め合計約18km²に及び、工業地域と工業専用地域を除く用途地域の3分の2、市街化区域の半分を占めています。約15km²が完了し、現在、請西千束台と金田地区の計約290haの事業が施工中です。

○整備が進む広域幹線交通網

- ・千葉ー安房鴨川を結ぶＪＲ内房線、木更津ー上総亀山を結ぶＪＲ久留里線の８駅があり、首都圏を環状に結ぶ国道16号、木更津ー館山を結ぶ国道127号および同410号、川崎ー成田を結ぶ国道409号などが南北・東西に走っています。
- ・広域高速道路網として首都東京と約１時間で結ぶ東京湾アクアライン、内房の南北を結ぶ東関東自動車道館山線（千葉ー富津）、平成19年に開通した首都圏中央連絡自動車道（圏央道、木更津JCTー木更津東IC間）のＩＣが４箇所立地しています。圏央道は、平成24年度の開通を目標に木更津東ＩＣー東金ＩＣ・JCT（仮称）間の整備が進められています。



(4) まちづくりの方向性

「木更津市基本構想」、「みなと木更津再生構想」、「木更津市都市計画マスタープラン」「市街化調整区域における土地利用方針」で、木更津市のまちづくりの方向性は次のように示されています。

木更津市基本構想（平成10年12月）における「まちづくりの基本方向」

1. 「ひと」にやさしい豊かなまちづくり

住んでいるひと、訪れるひとにやさしいホスピタリティに満ちたまちづくりをめざす。

2. 「環境」を大切にする快適なまちづくり

自然環境、生活環境、都市環境、地球環境など、様々な環境との調和を図り、人々が大切にする環境の整った快適なまちづくりをめざす。

3. 未来を「創造」する活気あるまちづくり

国内外の地域との交流が活発化し、新たな文化が次々と想像されるようなまちづくり、新たな産業の誘致・育成をめざす。

4. 様々な「連携」を活かしたまちづくり

市民間、コミュニティ間、周辺自治体間等との連携、国内外の様々な地域との連携の推進により、国際的な高次都市機能が展開する交流・連携拠点としてのまちづくりをめざす。

みなと木更津再生構想（平成16年12月）における「将来像と3つの目標」

将来像：豊かな生活と賑わいの交流空間を創出する みなと木更津

1. 都市の新たな賑わいを創出する交流拠点づくり
2. 安らぎと快適さに満ちた生活拠点づくり
3. 海と親しみ潮風を感じるマリンリゾートづくり

木更津市都市計画マスタープラン（平成20年3月改正）における「公園緑地計画」

1. 計画テーマ：人・緑・水辺がおりなす美しい街

市街地内の生活環境を向上させる「緑の軸」、市街地を囲む「緑のスカイライン」、海と丘陵部を結ぶ「海と丘のグリーンネット」を基本とし、自然環境の保全とオープンスペースの質、量の充実に努める。

2. 緑の骨格の形成

- ・緑の骨格となる東部丘陵、富来田丘陵は、土地利用の方針と整合を図りながら保全を図る。
- ・海岸部と田園空間が一体となった親水空間整備、干潟と内港等の水環境をつなぐネットワークの形成を図る。

3. シンボル軸の形成

- ・水と緑と歴史の文化軸：木更津内港～富来田に至るルートを位置づける。
- ・田園空間軸：小櫃川沿いを位置づける。

4. 市街地内、市街地周辺における自然環境等の整備、再生

- ・市街地近接部：まとまった自然緑地・優良農地等を有するエリアは、市街地の拡大を原則として抑制し、極力保全を図る。
- ・市街地内：既存緑地、社寺、屋敷林の再生・保全、都市公園の適正配置を図り、地域制緑地を継続するほか、新規制度などを活用し、緑地資源の保全に努める。

市街化調整区域における土地利用方針（平成23年8月）

基本構想に掲げられているまちづくりの目標の実現に向け、都市計画マスタープランに掲げられている将来都市構造の拠点の形成を推進するため、「自然環境や田園環境の保全を図りつつ、これらと調査した土地利用の形成を図る。」ことを踏まえ地域の課題を解決するため、市街化調整区域の土地利用方針を定める。

1. 自然環境との調和を図る。
2. 住宅立地の誘導等による集落の活性化を目指す。
3. 農業振興と新たな産業の誘致による地域の活性化を目指す。
4. 新たな大規模住宅地開発は規制する。
5. 地域の資源や特性を活かし、地域の活性化に資する計画的な開発を誘導する。
6. 地区の特性を考慮したゾーニングにより土地利用の方針を明確に示す。

市街化調整区域を、自然環境保全ゾーン、自然環境共生ゾーン、集落活性化ゾーン、住環境整備誘導ゾーン、幹線道路沿道開発誘導ゾーン、インター周辺開発誘導ゾーン、調整ゾーンに7区分し、各ゾーンの方針を明記。

2. 木更津市のみどりの概観

2.1 みどりの骨格

(1) 地形とみどり

○市域を形成する山地性の房総丘陵と河川沿いの台地と沖積平野

- ・市の南部～東部は丘陵地、小櫃川の河川沿いには台地が分布しており、木更津地区西側の北部～南部は小櫃川や矢那川などが形成した沖積平野となっています。
- ・市域の多くは標高200m以下の丘陵地で、山頂は緩やかな緩斜面ですが、谷が深く侵食し斜面は急峻です。
- ・小櫃川沿いには自然堤防が発達し、河口部に三角洲が形成され、東京湾唯一の自然干潟が広がっています。

○豊かなみどりの骨格を作る丘陵・台地の山林と低地の農空間

- ・低地の中央部～南側は市街地、北側は田園地帯で低地から小櫃川段丘沿いまで農地が広がっています。
- ・小櫃川西南側の丘陵地は100m以下の東部丘陵で、かつて樹林に覆われていましたが、市街地に近い西～南側は宅地化が進み、周縁部にみどりがわずかに残る程度となっています。かずさアカデミアパークは木更津丘陵のほぼ中央部の山林の中に開かれた土地に位置しています。
- ・小櫃川段丘の東側は標高100m～200mの富来田丘陵で、山林地帯となっています。

(2) 水系とみどり

○山林と海をつなぐ河川空間——数多くの中小河川が市域を流れ東京湾へ

- ・君津市の清澄山系に源を発する小櫃川、市南部から発する矢那川、君津市側から流れる烏田川、畑沢川の4川が東京湾に注ぎ出しています。この他小櫃川支流の武田川、七曲川、矢那川支流の田高川、平川など多くの河川が市内を流れています。
- ・小櫃川は真里谷の山林を流れる支川を集め、田園地帯を流れる市内最大の河川、矢那川は鎌足の山林に覆われた台地から市街地中心部を流れる中河川、烏田川と畑沢川は、南部台地の山林や住宅地の間を流れる小河川です。

○農業と密接に結びついた多様な水環境

- ・小櫃川下流の低地には、多くの農業用水路があり豊かな水環境を形成しています。
- ・東部丘陵地の矢那、伊豆島、請西付近の台地には、ため池が14箇所点在しています（平成17年11月）。築造されて100年以上経過するものが多く、古くから農業を支えてきました。山間部の谷に堤防を築いてせき止めた谷池で、樹林に囲まれており、農業用水の供給以外に生物多様性の保全や地域の憩いの場、親水の場など多面的な機能を有しています。宅地造成や土砂の流入により水源の枯渇が進行しているところもあり、人家と離れているため廃棄物の不法投棄も絶えないといった問題を抱えています。

○木更津市を代表する湧水「いっせんぼく」

- ・富来田地区の真里谷に木更津市を代表する湧水「いっせんぼく」があり、周辺にハンノキ湿原があり、ツリフネソウが群生しています。

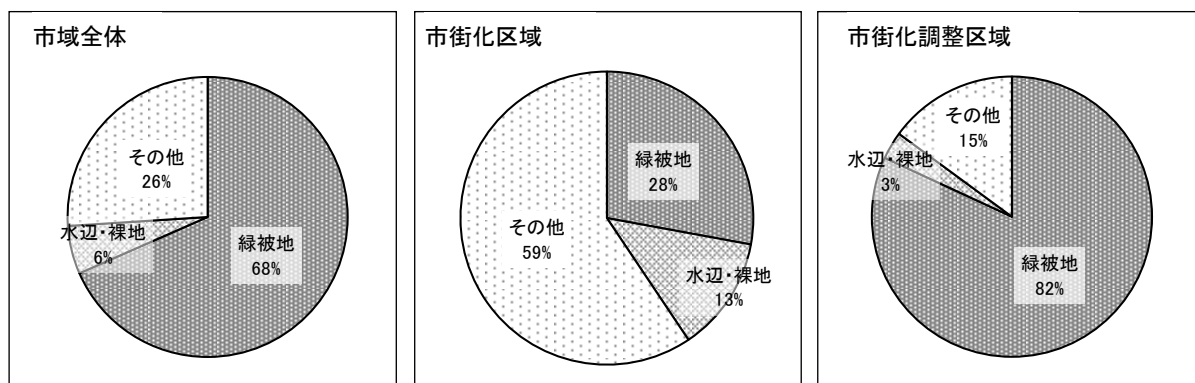
2.2 みどりの量と分布

(1) 市域および区域別緑被率

○本市の緑被率は68%、緑被地の9割は市街化調整区域内

- ・樹林地、草地、農地による緑被地は、市域面積の68%を占めています。
- ・このうち、市街化区域の緑被率は28%、市街化調整区域の緑被率は82%で、市内の緑被地の9割は市街化調整区域に存在しています。
- ・緑被地と裸地、水辺を合わせた面積の「みどり」の割合は、市域全体で74%、市街区域は41%、市街化調整区域は86%となっています。

■緑被率(平成18年11月18日)



■緑被地面積と割合

種類	市域全体		市街化区域			市街化調整区域		
	A.面積 km ²	種類割合	B.面積 km ²	種類割合	B/A	C.面積 km ²	種類割合	C/A
①緑被地	94.917	68.4%	9.655	28.4%	10.2%	85.261	81.4%	89.8%
②水辺・③裸地	7.715	5.6%	4.402	12.9%	57.1%	3.313	3.2%	42.9%
小計(①～③)	102.632	74.0%	14.057	41.3%	13.7%	88.574	84.6%	86.3%
④その他	36.098	26.0%	19.943	58.7%	55.2%	16.156	15.4%	44.8%
計(①～④)	138.730	100%	34.000	100%	24.5%	104.730	100%	75.5%

※平成18年11月18日撮影の航空写真より作成。100㎡以上のまとまった「①緑被地」として樹林地、草地、農地を抽出、併せて「②水辺」、「③裸地」を計測した。

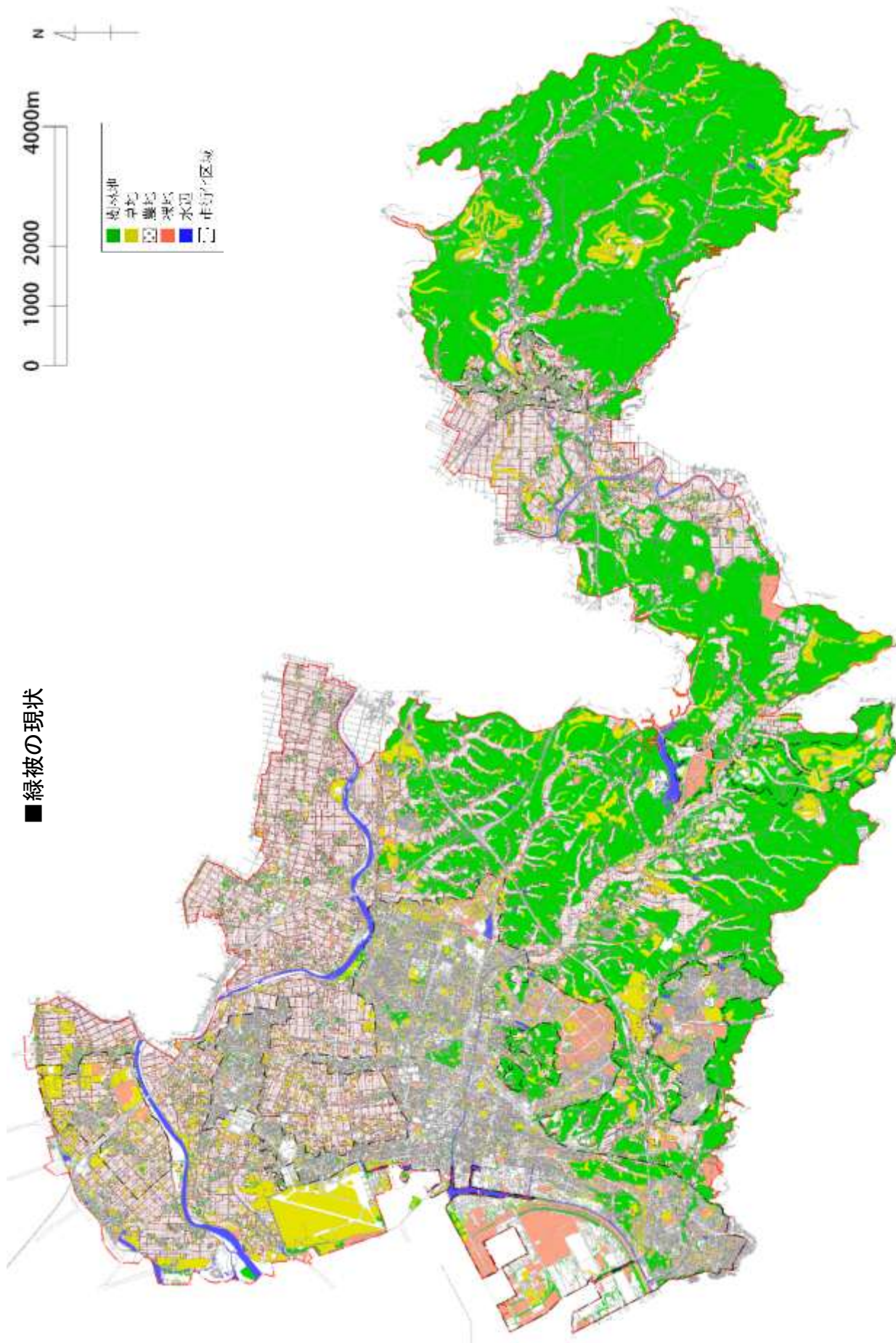
※「④その他」は、上記の樹林地、草地、農地および水辺、裸地以外の土地を示す。

(2) 住区別緑被状況

○緑の少ない中心市街地一帯、緑豊かな東側地区

- ・緑被率が30%に満たない地区と60%以上の地区が多く、30%～60%の地区が少ないという、極端な分布を示しています。
- ・緑被率が低いのは、木更津駅西側から臨海部にかけての中央・吾妻、富士見・新田・潮見地区、木更津駅東側の東中央・木更津、大和・文京・幸町など中心市街地一帯と、北側の江川・西岩根、岩根駅周辺地区、東側の清見台南、祇園・清川地区で緑被率20%以下です。また南部の畑沢地区も20%に届きません。とくに富士見・新田・潮見、大和・文京・幸町地区が10%に満たず、市内で最も緑の少ない地区となっています。
- ・市北西部の海に面する金田、瓜倉、中島地区一帯は50～70%、市東側の中郷、笹子犬成、矢那、下郡、馬来田、真里谷一帯は、70%以上と高い緑被率となっています。

■緑被の現状



2.3 みどりの形態

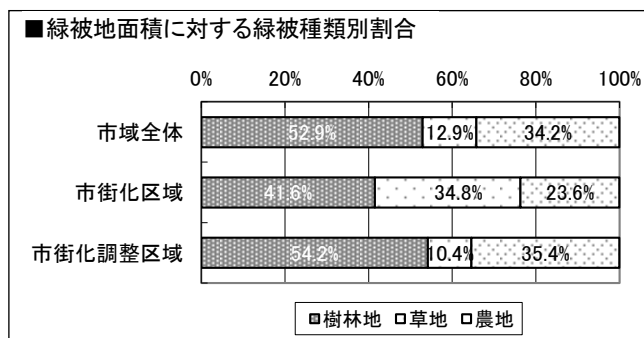
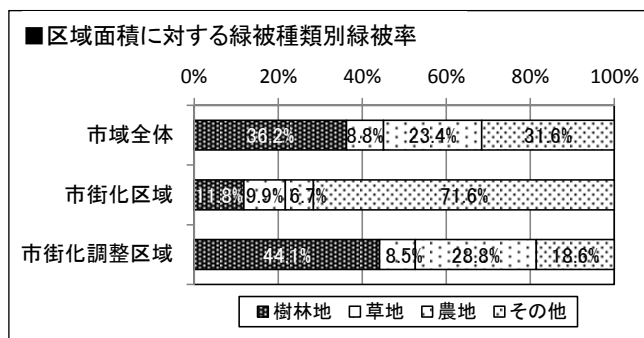
(1) 市域および区域別にみた緑被種類別緑被率

○市域の1/3が樹林地、農地が1/4

- ・樹林地が市域の36%を占め、次いで農地が23%、草地が9%となっています。
- ・市街化区域は樹林地、農地とも少なく、それぞれ12%、7%、草地が市平均より多く10%となっています。
- ・市街化調整区域は、樹林地が区域面積の半分近く、農地が3割程度です。

○緑被地の半分以上が樹林地、農地は1/3

- ・緑被地面積に占める割合は、樹林地が53%、農地が34%、草地が13%です。
- ・市街化区域は草地の割合が緑被地の3分の1と高い割合を占めています。



■緑被種類別面積と割合

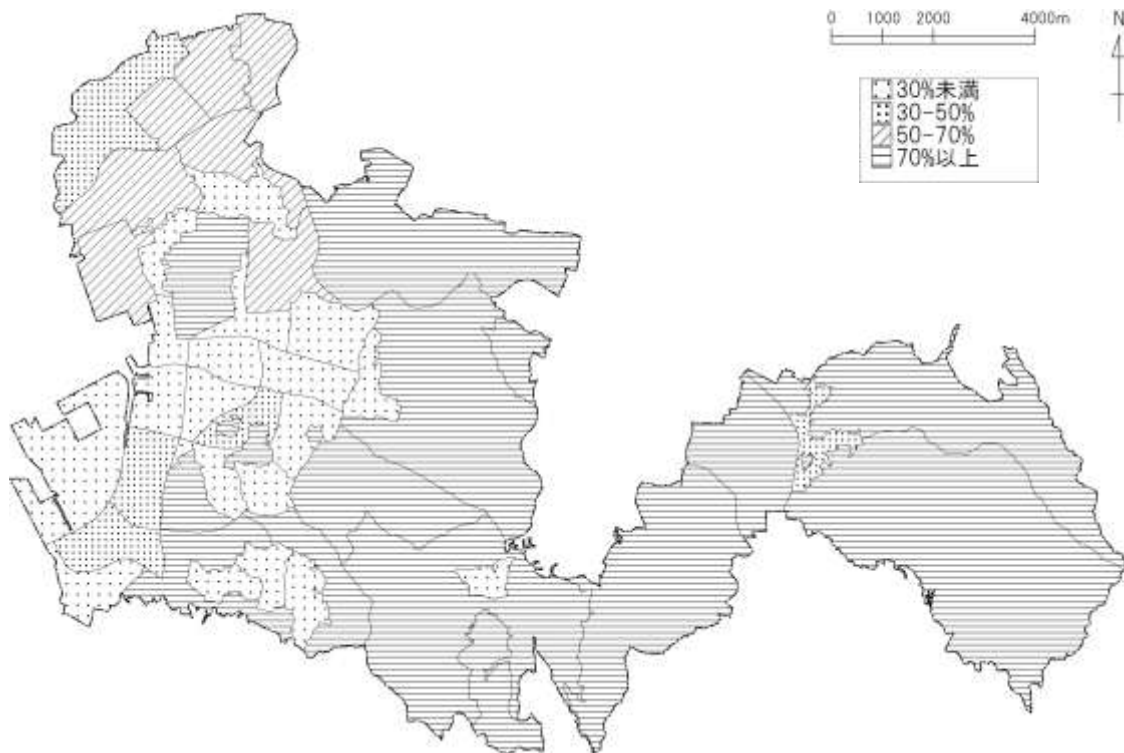
緑被種類	A.市域全体 138.73 km ²			B.市街化区域 34.00 km ²			C.市街化調整区域 104.73 km ²		
	D.緑被面積 (km ²)	区域に対する割合 D/A	緑被地計に対する割合	E.緑被面積 (km ²)	区域に対する割合 E/B	緑被地計に対する割合	F.緑被面積 (km ²)	区域に対する割合 F/C	緑被地計に対する割合
①樹林地	50.24	36.2%	52.9%	4.013	11.8%	41.6%	46.227	44.1%	54.2%
②草地	12.234	8.8%	12.9%	3.359	9.9%	34.8%	8.875	8.5%	10.4%
③農地	32.443	23.4%	34.2%	2.283	6.7%	23.6%	30.159	28.8%	35.4%
④計	94.917	68.4%	100%	9.655	28.4%	100%	85.261	81.4%	100%

(2) 住区別の緑被種類別緑被率

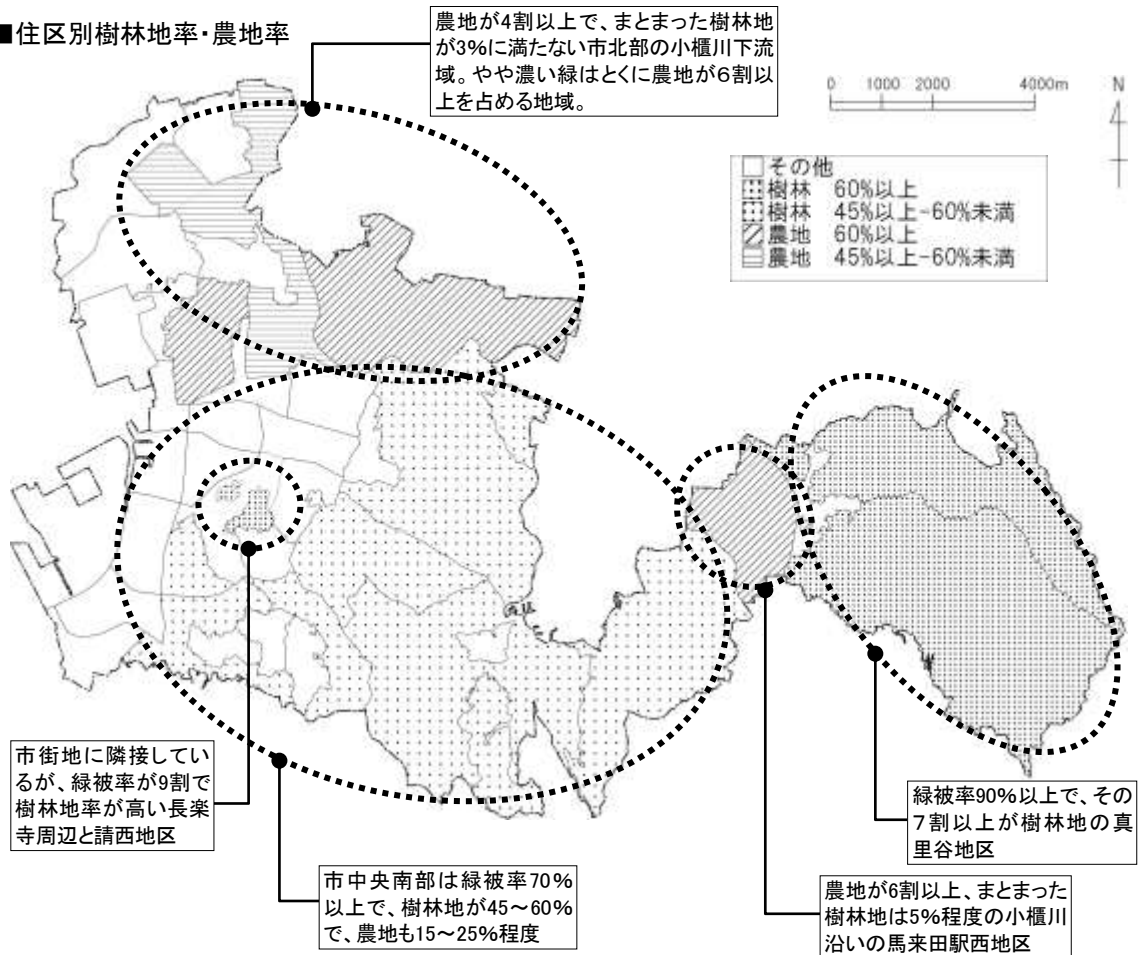
○農地率の高い小櫃川流域、樹林地率の高い真里谷、樹林地と農地に恵まれた矢那川・烏田川流域

- ・農地の比率が高く、樹林地の割合が低いのは、小櫃川流域の瓜倉、金田東、万石、長須賀・中里、牛袋、中郷、馬来田駅西、茅野地区で、農地の割合が地区の40～65%程度を占める一方、まとまった樹林地はほとんどの地区が5%に届きません。
- ・樹林地の比率が高く、草地や農地の割合が低いのは東部の真里谷北、同南地区と、市街地に近い長楽寺周辺、請西地区で、地区の60～80%が樹林地となっています。
- ・樹林地の割合が高く、農地も比較的多い地区は、市の中央南部の桜井、上烏田、下烏田・畑沢、笹子犬成、矢那、下郡地区といった矢那川、烏田川の中・上流域の一帯です。樹林地が概ね地区の50～60%を占め、農地も20～30%程度占めています。
- ・草地が比較的多い地区は、陸上自衛隊地区の60%のほか、かずさアカデミアパーク南、烏田、中尾・伊豆島、久津間の各地区で、地区の20%程度が草地となっています。

■住区別緑被率



■住区別樹林地率・農地率



2.4 みどりの種類

○クヌギーコナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林と水田雑草群落が顕著

- ・木更津市内の樹林の多くは、代償植生のクヌギーコナラ群集とスギ・ヒノキ・サワラ植林で、この二つがモザイク状に入り組んで分布し、一部に竹林も見られます。
- ・小櫃川流域の広大な水田地帯のほか、丘陵部の河川の支流にまで、水田雑草群落が分布しています。
- ・樹林地の中に、大面積の砂取場、造成地、路傍・空地雑草群落が分布しています。
- ・小櫃川河口付近には、塩沼地植生やオギ群集が分布し、内陸の河川沿いには水田の中にヨシクラスやメダケ群落が分布しています。

○自然度の高いヤブコウジースダジイ群集等がわずかに残存

- ・自然植生のヤブコウジースダジイ群集が市東側に点在し、一部、市街化区域内にも残存しています。1箇所の規模は小さく、神社仏閣の社寺林として残されている場合がほとんどです。
- ・比較的自然度が高いとされるシイ・カシ二次林が全体に点在していますが、いずれも1箇所の規模が小さい樹林です。



クヌギ



スダジイ

3. 木更津市のみどりの資源

3.1 生物を育むみどり

○多様な環境

- ・房総半島は日本列島のほぼ中央に位置し、変化に富んだ海岸と多様な水環境、温和な気候や肥沃な土壌環境に恵まれ、豊かな生物多様性を有しています。木更津市も海、干潟、川、河原、田・畑、ため池、湧水、森林など、多様な環境を有しています。

○生物の生育・生息空間として全国レベルでも重要な盤洲干潟

- ・北部海岸地先の盤洲干潟は、環境省選定の「日本重要湿地500」の「東京湾の干潟・浅瀬」の一角で、1,400haの広大な面積を持つ日本最大級の砂質干潟として知られ、貴重な生物相が豊かな生物多様性を維持しながら存続しています。

○市の周縁部を中心に確認されている「保護上重要な生物」

- ・植物・菌類の千葉県レッドデータブック記載種のうち16%の150種、動物は32%の285種が、木更津市内で確認されています。
- ・これらの種は、主に小櫃川河口や市境界付近の樹林、水田、湿地などに分布していますが、中には市街地に近いところで確認されている種もあります。

3.2 歴史・文化資源と一体のみどり

○古代以前——小櫃川沿いの古墳群造営

- ・古代の木更津には国造が置かれ、古墳が数多く造営されました。小櫃川下流域の祇園・長須賀古墳群など河川改修や都市化により消滅した古墳が多く、金鈴塚古墳のように一部が残っている古墳もほぼ原型をとどめないほど改変を受け、土盛や祠、小さな樹林としてわずかにその姿をとどめている状況です。富来田地区の真里谷古墳群は一帯が古墳の森といわれています。

○中世——真里谷の森の奥深くに残された城跡

- ・15世紀半ばに甲斐の武田信長が上総経営の拠点として築いた真里谷城は主郭が標高161mに建つ山城で、遺構が残る一帯が樹林に覆われ、現在、市立少年自然の家キャンプ場に利用されています。

○近世——湊の繁栄と人・物・文化の往来

- ・木更津は江戸時代に物資の集積地として繁栄し、参勤交代や海上交通の湊を結ぶ道として利用された「房総往還」、江戸時代のいわば産業道路として物資が往来した「久留里街道」などが知られています。市内には街道筋であることを示す江戸時代の道標61箇所が報告されています。

○地域の豊かな自然や歴史・文化の象徴として育まれてきた樹木

- ・エノキの巨樹のうち県下3番目の幹周をもつとされる日枝神社のエノキ、樹齢600年以上と推定されている巨樹（イヌマキ、カヤ、タブノキ、ボダイジュ）、御岳神社や高蔵寺のスダジイ林など、環境省選定の巨樹巨木林が16件ありますが、健全度が不良とされる樹木が少なくありません。
- ・木更津造園建設業協同組合が「木更津の名木100選」を選定中で、現在29件を選定しています。

○文化財指定——室町時代より残る歴史の風景

- ・本市の歴史的風土を形成している天然記念物、史跡、建造物など19箇所（絵画、彫刻、工芸品、古文書、無形文化財等を除く）が文化財に指定・登録されています。

3.3 暮らしに身近な憩いと交流のみどり

○海～山の多様なレクリエーション資源と分布状況

- ・多様なレクリエーション活動に対応する公園や、運動場、野球場など屋外のスポーツ施設、潮干狩り、海釣り、農産物や自然資源、歴史文化資源など、様々な資源があります。
- ・公園やスポーツ施設は市街地に集約的に整備され、市街地以外の集落には一部、児童遊園が整備されています。
- ・田園地帯は、農産物を活かした資源が中心で、農家によるブルーベリー狩り、ナシ狩り、イチゴ狩りなどの観光農園や、田植え体験などの体験農園が営まれています。
- ・山間部は、市立少年自然の家キャンプ場等の野外生活体験や、ウォーキングルートなど、木更津の自然体験、歴史探訪、健康づくりの場となっています。
- ・市域全体に神社仏閣があり、祭事など地域のコミュニティの場となっており、また庭園や花の名所として親しまれているところなどがあります。

○木更津独特の資源

- ・中島の簀立（すだて）、梵天立て、盤洲干潟、潮干狩り、八剱八幡神社例祭、坂東三十三観音霊場第30番札所として知られ巨木が林立する高蔵寺、真里谷の化石帯などがあげられます。

3.4 郷土のみどり景観と新たな都市景観をつくるみどり

市内のみどりの景観は、海浜部景観、市街地景観、田園景観、山林景観に大別されます。

○海浜部景観——海、干潟、船、橋、富士山が構成する独特の景観

- ・海浜部のうち北側は干潟景観、南側はみなと景観です。みなと景観は港湾緑地や工場緑化が整備されていますが、それ以外の多くはみどりが少なく潤いに乏しい景観となっています。
- ・盤洲干潟、中の島大橋、小船だまり、東京湾アクアライン、東京湾を前面にした富士山などが、独特の景観を形成しており、「東京湾盤洲干潟と東京湾内の潮干狩り」と「木更津市金田の簀立景観」が、千葉県「ちば文化的景観」に選定されています。

○市街地景観——東部丘陵が作るみどりのエッジ

- ・市街地景観は、中心市街地景観と周辺市街地景観が異なります。古くから開けた中心市街地は、全体としてみどりが乏しい中で太田山公園など公園や寺社がまちなかのみどりの景観を形成しています。中心市街地の外周の台地上に開発された市街地は、公園に加えて生垣や庭のみどりが豊かであり、比較的境内の大きな寺社の社寺林にも恵まれています。
- ・市街地背後の台地を縁取るみどりの景観が特徴的であり、要所要所から望めるみどりの連なりが視覚的に潤いをもたらす景観となっています。
- ・市街地の一部に街路樹が整備されていますが、中心市街地一帯の街路樹は大きく成長していないため、良好な景観形成に至っていないところが少なくありません。

○田園景観——昔から続く水田地帯の大景観

- ・田園景観は、主に集落景観と農地景観からなります。集落景観は屋敷林、生垣、庭木、社寺林、路傍の植栽など多様なみどりで構成され、農地景観は、小櫃川沿いの広大な水田、水路、畑・樹園地などから構成されています。

○山林景観——多様なみどりの形と色彩

- ・山林景観は、森林景観、谷津景観などで、森林景観は、針葉樹景観、広葉樹景観、竹林景観な

ど多様なみどりの色彩と形状をもっています。また山間に谷津田景観が数多くみられます。

○眺望景観

- ・中の島大橋、太田山公園など、市内の海、田園、森林を望むことができる見晴らし景観が特徴です。

○景観の阻害要素

- ・みどりの良好な景観に乏しいのは特に中心市街地と臨海部で、廃棄物の不法投棄、土砂採取地が山林の中で景観阻害要素となっています。

3.5 まちを支える基幹的な生業のみどり

(1) 森のみどり

○広葉樹が6割、天然林も6割

- ・市内の森林4,323haのうち立木地は4分の3で、立木地の4割が針葉樹、6割が広葉樹、また人工林が4割、天然林が6割です。国有林は32ha、県営林が72haです。

○多くが小規模零細な経営

- ・林家数は291で、6割が保有面積3ha未満の小規模な経営体です。

○問題となっている荒廃地および林地開発

- ・市内の崩壊地、崩壊危険地は合計157.1haに及びます。
- ・近年（H18.7～H23.5）の林地開発許可等の件数は概ね年間60～90ha程度で推移しており、その大半が残土埋立と砂利採取です。山砂の採取、土砂の堆積・埋立等による森の消失、廃棄物の不法投棄による森の荒廃などが懸念されています。

○森林の多面的な機能の位置づけ

- ・千葉県では、森林が特に発揮することが期待されている機能に応じ、市内の森林を水土保持林493ha、森林と人との共生林516ha、資源の循環利用林3,193haに区分しています。また、森林が複合的に発揮する様々な機能について、民有林の95%を水源かん養機能、39%を山地災害防止機能、32%を生活環境保全機能、44%を保健文化機能、14%を木材等生産機能に位置づけています（千葉南部地域森林計画書H22.4.1～H32.3.31）。

(2) 農のみどり

○稲作中心の農業

- ・経営耕地面積約1,660haで、8割以上が田、1割強が畑、その他樹園地です。経営体数は減少を続け、現在1,131（うち1,115が個人経営体）となっています（H23.3農業センサス）。

○引き続き発生している耕作放棄地・農地転用

- ・耕作放棄地は、全市で477haに及びます（H23.1.31現在）。馬来田地区が140haと最も多く、鎌足、清川、金田地区も60ha～70ha内外と相当の規模が耕作放棄地となっています。
- ・ここ数年（H14～18年）10haを超える農地転用が続いており、平成17年には50haを上回りました。その多くは住宅用地で、次いで資材置場、駐車場などの建物施設用地になっています。

○農空間の多面的な機能等

- ・都市住民や消費者に、より直接的な交流を行う農業生産関連事業として、観光農園、貸し農園・体験農園、農家民宿、農家レストラン、直接販売、農産物加工などが行われています。

3.6 都市と生活を守るみどり

(1) 避難場所等

千葉県による地震の被害想定で、木更津市に最も影響の大きい東京湾北部地震の場合、中心市街地と小櫃川沿いに震度6強、液状化の想定がなされています。木更津市地域防災計画（H21.3.2修正）は、この東京湾北部地震を前提条件として計画され、公園等を次のように位置付けています。

○津波浸水時避難場所

- ・現在、津波浸水想定調査を実施しています。この調査により、避難場所などを改めて検討します。

○大震時避難場所等

- ・15箇所の公園、運動場、4箇所の小中学校予定地が避難場所に、1箇所の公園と5箇所の小中学校が応急仮設住宅設置予定箇所に指定されています。
- ・本市では規模の大きな地震が発生した場合又は発生するおそれのある場合の避難場所として、比較的規模の大きな公園を指定しています。期待される機能は①延焼火災や余震による倒壊、落下物からの危険を回避と②災害状況・避難状況の情報伝達で、これに対応した整備が必要です。

■避難場所(木更津市地域防災計画 H21.3.2修正)

	名称	面積(ha)		名称	面積(ha)
公園等	座面公園	0.44	学校予定地	板取公園	0.60
	大関公園	0.41		八幡台中央公園	4.07
	清見台中央公園	1.73		江沢公園	0.70
	貝渕公園	1.85		八崎公園	1.71
	中清水公園	0.41		江川総合運動場	3.27
	桜井南公園	0.73		公園等 計	29.42
	野際公園	2.43			
	小櫃堰公園	8.55		真舟地区小学校予定地	
	大久保公園	0.60		真舟地区中学校予定地	
	大作公園	0.42		桜井地区小学校予定地	
	真舟中央公園	1.50		大久保地区小学校予定地	

■応急仮設住宅建設予定地(木更津市地域防災計画 H21.3.2 修正)

予 定 地	面 積	戸 数
小浜中央公園	9,300 m ²	56 戸
請西中学校（仮称）用地	14,932 m ²	74 戸
請西中学校（仮称）用地	19,798 m ²	156 戸
畑沢中学校（仮称）用地	27,630 m ²	192 戸
八幡台中学校（仮称）用地	24,482 m ²	195 戸
大久保小学校（仮称）用地	11,181 m ²	120 戸

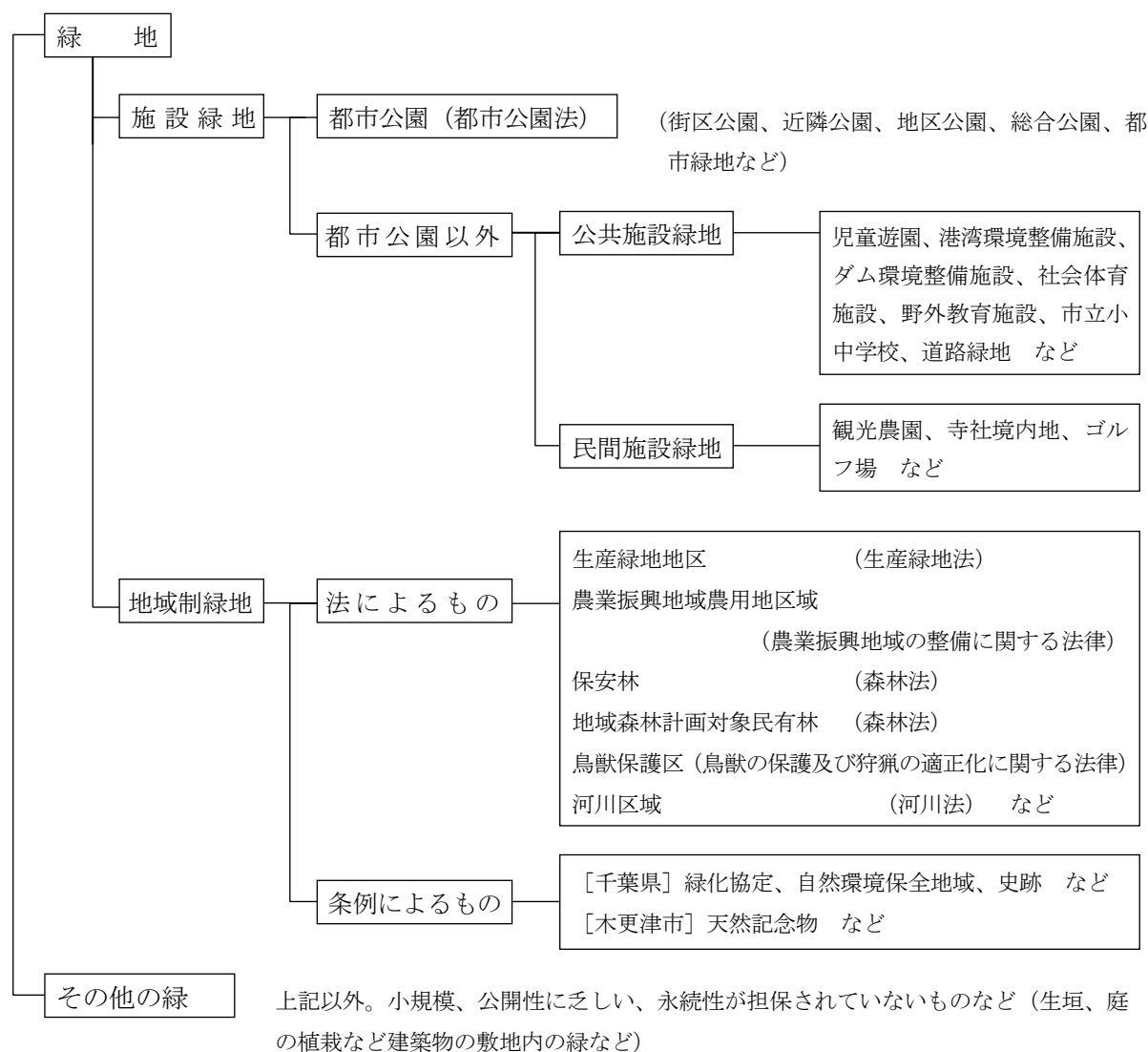
(2) 災害発生警戒等の区域

- ・集落背後の山林8箇所に、法に基づき災害発生の警戒が必要な区域が指定されています。急傾斜地崩壊危険区域が東部丘陵の真里谷と南部の小浜、畑沢地区に計4ha、土砂災害警戒区域等が真里谷、茅野七曲地区に計4箇所、土砂災害危険箇所が市の南部から東部を中心に226箇所、土石流危険渓流が矢那川、七曲川、烏田川、小櫃川の41箇所に指定されています。
- ・森林の樹木は根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防いでおり、森林の荒廃を防ぐことが大切です。

4. 木更津市のみどりの取り組み

4.1 みどりの分類

みどりに関する施策は、以下のように分類されています。この分類に従い、市や市民等のみどりの保全、創出や育成の取り組みについて整理を行います。



4.2 都市公園

(1) 整備の現状

都市公園は、都市公園法に基づき設置、管理する公園緑地の最も基本となる施設で、都市における緑とオープンスペースの中核をなすものです。

○ 1人当たり面積は標準より低く、偏在している

- ・本市の都市公園は156箇所、107.47ha、1人当たり面積は8.3㎡で、都市公園法の面積標準である10㎡/人に達していません。また千葉県平均は上回っていますが、全国平均および近隣3市より

低い整備水準となっています。

- ・市街化区域における整備状況は、1人当たり9.8㎡／人、市街化調整区域1.9㎡／人と、市街化区域内に偏在しています。

■都市公園の整備状況 (H23.4.1現在)

	市域(都市計画区域)	市街化区域	市街化調整区域
区域面積	13,935ha	3,462ha	10,473ha
都市公園面積(H23.4.1)	107.47ha	103.02ha	4.45ha
人口(H23.4.1住民基本台帳)	128,775人	105,525人	23,250人
1人当たり都市公園面積	8.3㎡／人	9.8㎡／人	1.9㎡／人
1人当たり都市公園面積の標準 (都市公園法施行令第1条)	10㎡／人以上	5㎡／人以上	—

■参考: 全国、千葉県、近隣4市の整備水準 (H22.3.31現在)

	1人当たり都市公園面積	備考
全国平均	9.7 ㎡／人	都市計画区域内
千葉県平均	6.5 ㎡／人	都市計画区域内
袖ヶ浦市	11.4 ㎡／人	都市計画区域内
君津市	13.2 ㎡／人	都市計画区域内
富津市	46.6 ㎡／人	都市計画区域内、県立都市公園（広域公園）108.3haを含む。

(2) 公園種別ごとの整備状況

本市には、住民に身近な街区公園、近隣公園、地区公園、市全域の住民が利用するための都市を代表する総合公園、都市の自然的環境の保全や都市景観の向上を図るための都市緑地が設けられています。

○身近な公園の充足度は、地域により格差がある

- ・住民に最も身近な街区公園が公園の大半を占めていますが、誘致距離を容易に歩いて行ける距離として半径250mで充足状況をみると、土地区画整理事業が行われていない中心市街地など市街化区域内の一部で不足している区域があります。
- ・地区によっては近隣公園も十分に確保されていません。近隣公園と街区公園について住区別に公園1箇所あたりの平均面積、1人当たり公園面積をみると、ともに住区により大きな開きがあります。中心市街地や巖根駅周辺、長須賀永井作付近は1人当たり5㎡に達していません。

○都市を代表する大規模な公園が整備されていない

- ・市全域の人々が総合的に利用することができるような大規模な総合公園の整備を目指していますが、既存の総合公園である太田山公園と小櫃堰公園の2箇所はいずれも10ha以下と総合公園としては比較的小規模です。

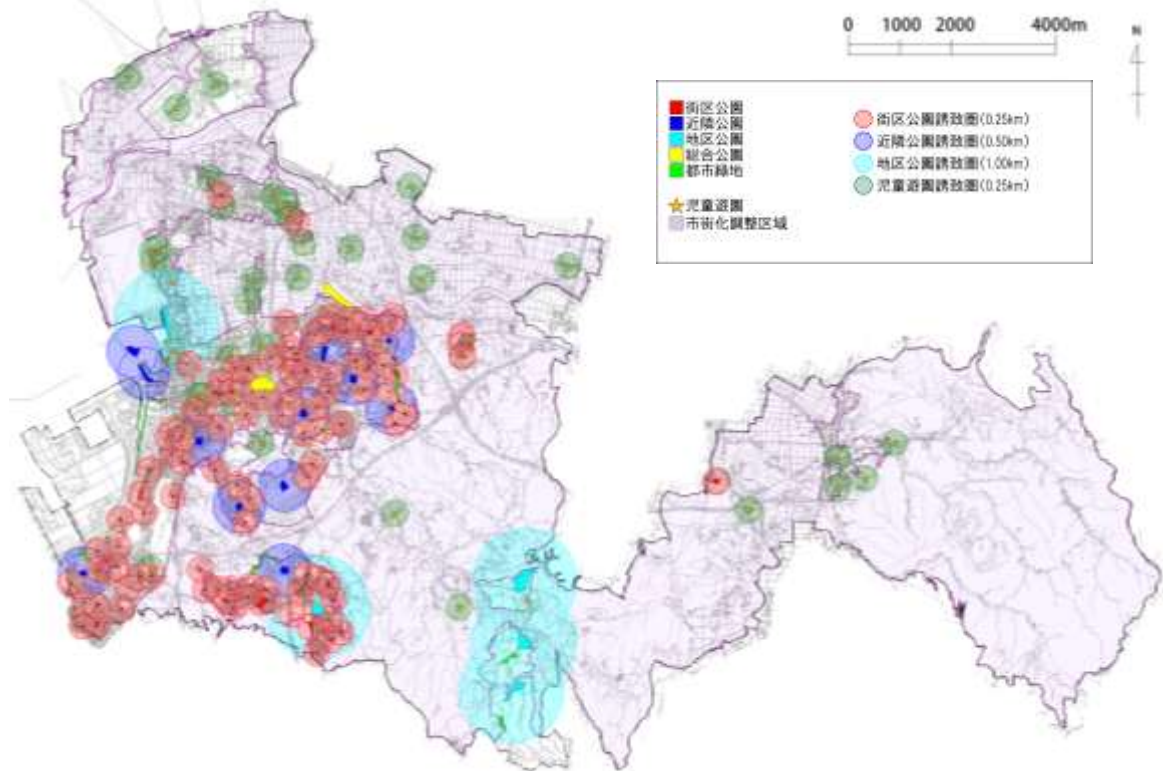
■公園種別ごとの都市公園の整備状況 (H23.4.1現在)

種別	都市計画区域(市域全体)		市街化区域		市街化調整区域	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
街区公園	107	25.18	101	24.06	6	1.12
近隣公園	12	22.06	11	19.28	1	2.78
地区公園	5	25.39	5	25.39	0	0
総合公園	2	18.35	2	18.35	0	0
運動公園	—	—	—	—	—	—
都市緑地	30	16.49	29	15.94	1	0.55

■参考:近隣3市の大規模な公園の整備状況

市	施設名	面積(ha)	備考
袖ヶ浦市	袖ヶ浦公園	25	総合公園
君津市	内みのわ運動公園	13	

■都市公園の配置状況



※街区公園、近隣公園、地区公園の誘致距離それぞれ 250m、500m、1,000mは参考目安であり、実際には、この誘致距離に基づき機械的に配置するものではなく、地域特性等を勘案して適切な配置を検討します。

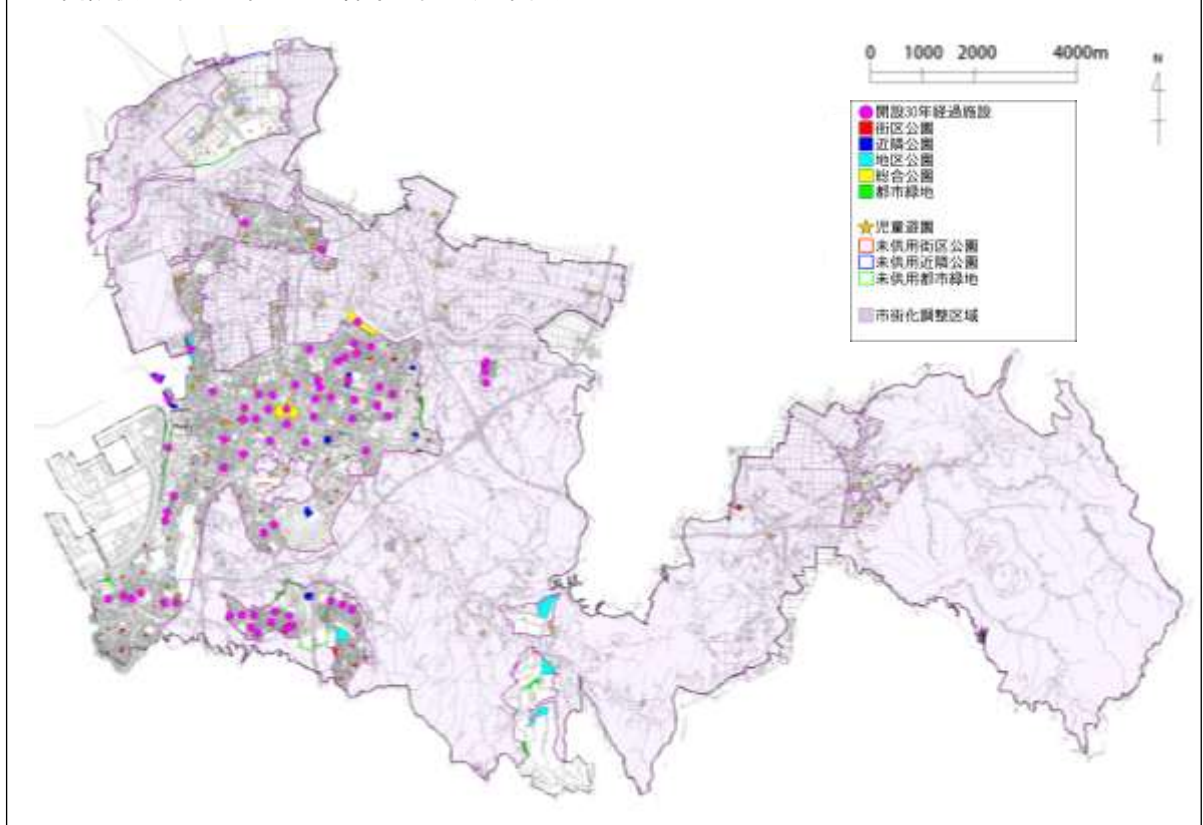
なお、児童遊園は都市公園ではありませんが、都市公園に準ずる機能を持つため記載しています。

(3) 公園施設の現状

○昭和25年より都市公園の整備が始まっており、施設の老朽化した公園も多い。

- ・本市の都市公園は、昭和25年の太田山公園の供用開始を皮切りに、昭和40年代後半から昭和63年頃にかけての約十数年間に順調に整備数が延びてきました。その後、平成17年以降の羽鳥野、請西東、請西南、かずさ地区における比較的規模の大きい公園や多くの都市緑地の開設により、公園面積が大幅に増加しました。
- ・開設後、30年以上の公園が61公園で4割、20年以上の公園が約101公園で6割を超しており、老朽化対策等が課題です。また高齢化等に伴う地域のニーズの変化などに即した対応が必要となっている公園も見られます。

■開設後30年以上経過した都市公園の分布状況



4.3 公共施設緑地

(1) 都市公園に準ずるオープンスペース

都市公園に準ずる機能をもつ緑とオープンスペースとして、次のような施設が整備されています。

○児童遊園

- ・児童遊園は1箇所あたり平均460㎡と小規模ですが、都市公園の未整備の区域で街区公園に代わる役割を果たしています。市有地以外の児童遊園の多くは寺社境内に設けられています。

○社会体育施設等

- ・野球場、テニスコート、運動場等の市の社会体育施設を設けています。江川総合運動場以外は市街化区域内に位置しており、市東部に社会体育施設はありません。
- ・野外教育施設として富来田地区に市立少年自然の家を設置しています。

○市立小中学校校庭

- ・市立小中学校の校庭は、一部、学校教育以外にスポーツ少年団などの団体に開放しており、近隣公園に代わるような役割を果たしています。

○市営霊園

- ・市営霊園が1箇所あり、みどり豊かな環境を形成しています。

○港湾緑地

- ・港湾緑地は、千葉県により木更津新港公園、潮浜公園の2箇所が整備されており、現在、吾妻地区で2箇所計2.1haの緑地を整備中です。
- ・千葉県では、平成22年3月に目標年次を平成30年代前半とする木更津港港湾計画を改訂し、吾妻

地区に緑地2.5haを計画しています。

○ダム周辺緑地

- ・矢那川ダムに環境整備施設1箇所29.0haが設けられ、隣設するかずさ1号公園と一体となって市民に親しまれています。

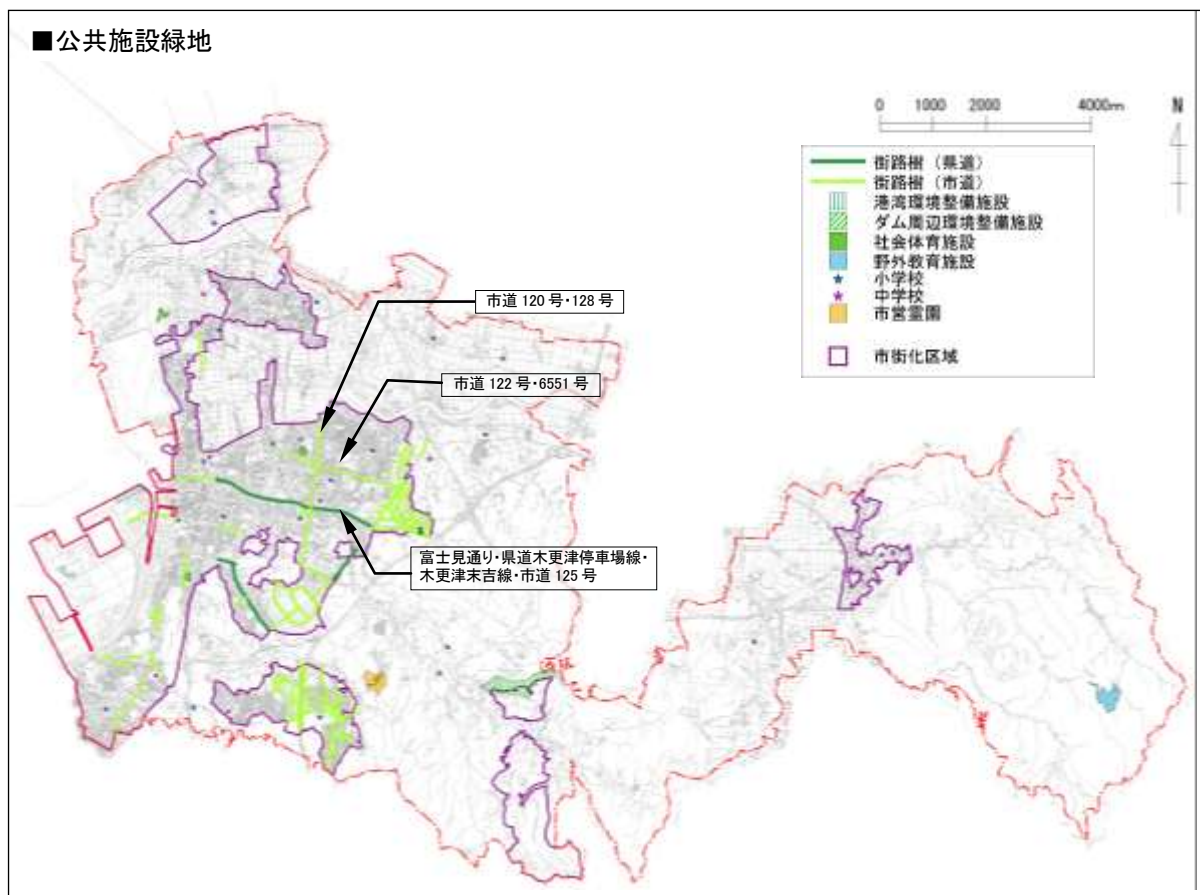
(2) 公共公益施設における植栽地等

○道路のみどり

- ・街路樹は、土地区画整理事業区域をはじめ市街地で整備しています。木更津駅をはさんだ市道3029号（富士見通り）～県道木更津停車場線～木更津末吉線～市道125号や、市道120号～128号、市道120号～6551号は直線で2km以上連続していますが、ほとんどが2km以下で、連続性に乏しい街路樹となっています。
- ・大きく成長した街路樹がまだほとんど見られません。とくに木更津駅前の東西に植栽されている街路樹については、木更津市の顔となるような風格のあるみどりの形成が求められます。
- ・国道は16号、127号、409号の一部が緑化されています。

○公共公益施設のみどり

- ・公民館などの公共施設に対する緑化率の基準はなく、それぞれ整備する際に個別に対応しており、施設により敷地内緑化の状況は様々です。



■公共施設緑地

施設種類	箇所数	面積(ha)	管轄	備考
児童遊園	42	2.0	木更津市	一部民有地
社会体育施設	7	6.0	木更津市	市営野球場、貝渕庭球場、江川野球場、江川庭球場、江川ちびっこ広場、江川多目的広場、桜井運動場
野外教育施設	1	14.4	木更津市	市立少年自然の家（民有地）
市立中学校	13	32.0	木更津市	
市立小学校	18	33.7	木更津市	
市営霊園	1	12.0	木更津市	
港湾緑地	2	10.0	県整備、県管理	
ダム周辺緑地	1	29.0	県整備、県・市管理	矢那川ダム

4.4 みどりの保全

法や条例に基づき区域を指定し一定の土地利用規制を行う制度のうち、市内の樹林地や農地に対し次の区域が指定されています。これらは農林業の振興のための土地利用規制、国土の保全、貴重な自然環境や文化財保全の制度であり、木更津市では、現在、都市におけるみどりの保全の観点から指定等を行う制度は設けられていません。

(1) 法に基づく地域制緑地

○生産緑地（85箇所、11ha）

- ・中心市街地を除く市街化区域内縁辺部に点在しています。1箇所あたり平均1,300㎡で、2,500㎡以上の生産緑地も6箇所ありますが、2,500㎡以下の規模が大半です。

○農用地区域

- ・農地のうち、小櫃川流域、矢那川流域の農地3,220haが、農用地区域に指定されています。

○保安林（県）

- ・小櫃川河口の飛砂防備・潮害防備保安林（県有林）、太田、大久保、下郡、茅野、真里谷などの土砂崩壊防備保安林と土砂流出防備保安林、真里谷の水源かん養保安林計76haが指定されています。このうち、太田は市街化区域に位置しています。

○地域森林計画対象民有林（県）

- ・笹子犬成、伊豆島、鎌足、草敷、下郡一帯と馬来田にまともって存在するほか、畑沢、大久保、烏田、桜井など市街地に隣接するところにも分布しています。

○鳥獣保護区（県）

- ・矢那一帯に「木更津鳥獣保護区」が指定されています。指定区分は「身近な鳥獣生息地の保護区」（市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域）となっています。

(2) 条例に基づく地域制緑地

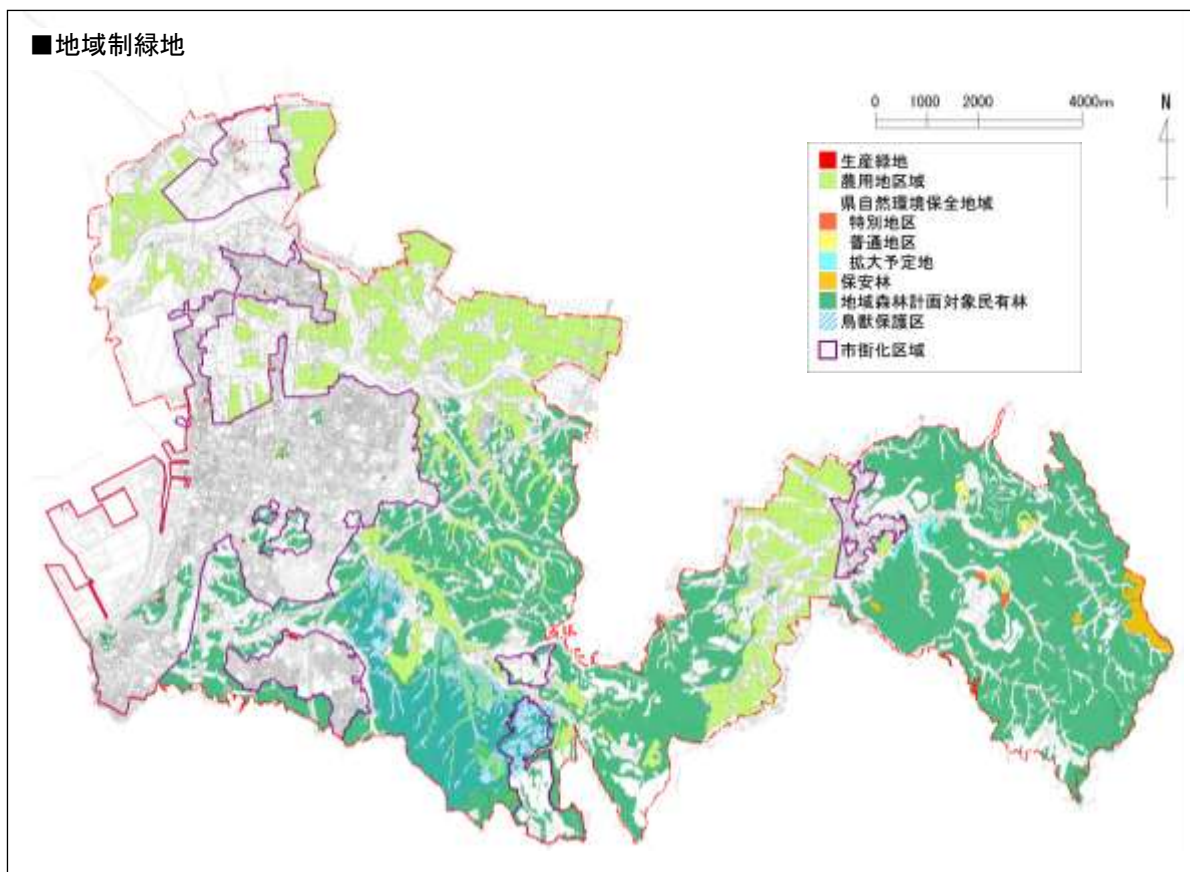
○千葉県自然環境保全地域

- ・真里谷の地蔵堂・蕨化石帯は、貝類などの化石を豊富に含む下総層群海成層が発達し、特異な地層を形成していることにより自然環境保全地域に指定され、一部が特別地区となっています。

- ・指定区域の拡大について検討されています。

○木更津市指定天然記念物

- ・みどりに関する指定文化財として、地域を象徴する樹木として大切にされている高蔵寺の「鎌足桜祖株」、樹齢150年を超し大樹に成長している矢那の「安西家のキササギ」、大稲の「松本家のグミ」、真里谷の「根本家の椎」を天然記念物に指定しています。



■地域制緑地の指定等

制度名称	箇所数	面積(ha)	指定主体	根拠法令
【法に基づく指定】				
生産緑地地区	85	11	市	都市計画法、生産緑地法
農用地区域		3,220	市	農業振興地域の整備に関する法律
保安林	47	76	県	森林法
地域森林計画対象民有林		4,211	県	森林法
鳥獣保護区	1	825	県	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
【条例に基づく指定】				
自然環境保全地域	1	23.14	県	千葉県自然環境保全条例
史跡名勝天然記念物	4		市	木更津市文化財保護条例

4.5 民有地の緑化

○緑化協定

- ・千葉県が「千葉県自然環境保全条例に基づく協定実施要綱」により、一定規模以上の事業用地等について緑化協定制度を設け、用途地域等の土地の区分により、10%以上～20%以上の緑地率を定めています。

○工業地の緑化

- ・工場立地法が一部改正され、緑地面積率等にかかわる地域準則の策定が市に移譲されることから、「木更津市工場立地法準則条例」を制定し、平成24年4月から施行することとなっています。
- ・準工業地域、工業地域および工業専用地域を対象として、特定工場の立地に際し、地域により10%以上～15%以上の緑地、15%以上～20%以上の環境施設を設けることとしています。

4.6 民間施設緑地

○寺社境内地のみどり

- ・市内各地に神社仏閣があり、豊かな社寺林を有するところも多く、環境省選定の巨樹巨木林16件のうち13件が神社仏閣に存在しています。木更津市では、巨樹巨木林を含む社寺林の保護、育成等の制度は設けていません。

○観光農園等

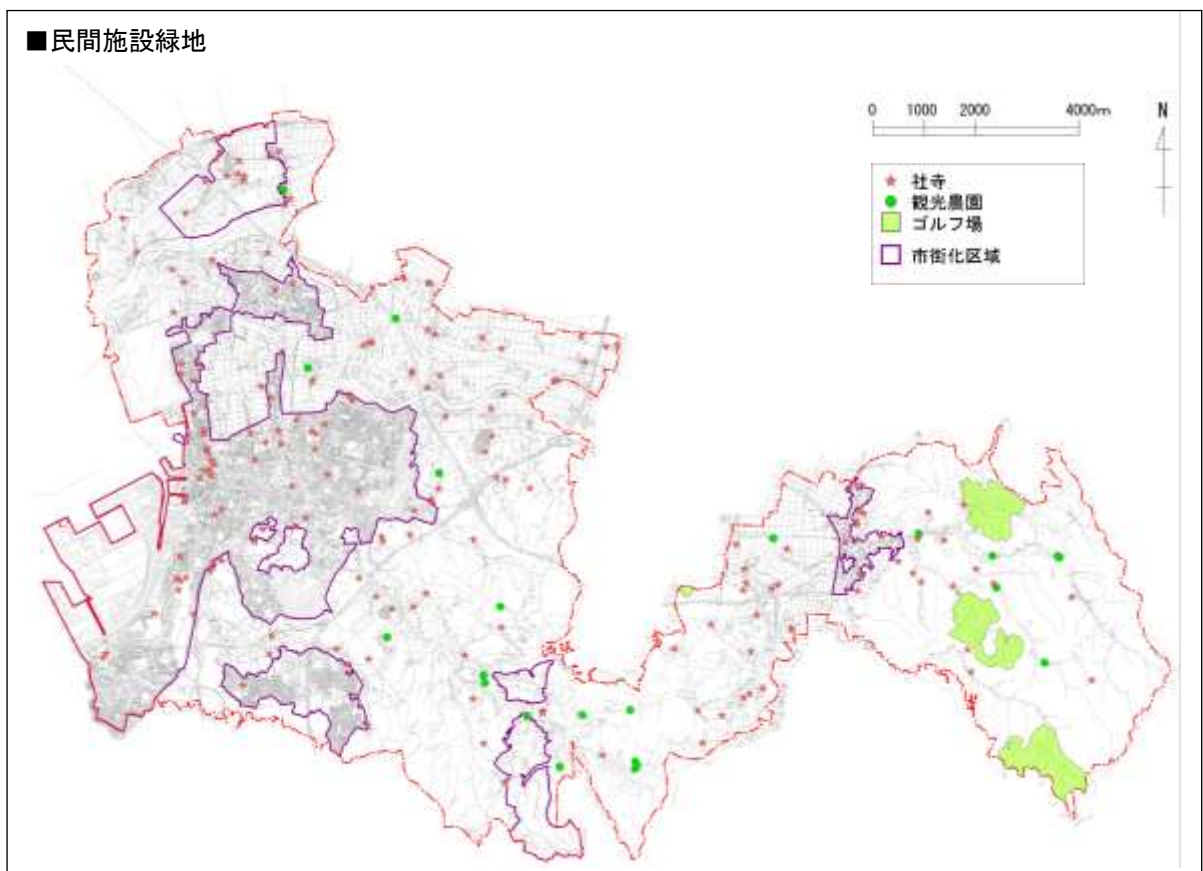
- ・金田、中郷、鎌足、下郡、馬来田で、ブルーベリー、ナシ、イチゴ等の20箇所以上の観光農園があります。また、田植え体験、炭焼き体験、野外生活体験などが行われています。

○民間スポーツレクリエーション施設

- ・主なゴルフ場は3箇所あり、いずれも富来田地区に位置し、合計面積は364haです。

○住宅地のみどり

- ・周辺市街地の住宅や古くからの集落では、生垣を設けている住宅が数多くあります。



4.7 緑の保全・創出に関する市民等の取り組み

(1) 緑とオープンスペースを利用した交流

○伝統的な行事や例大祭の継承と現代のまつり

- ・300年間続く中島の海で開催される国の無形民俗文化財「梵天立て」、関東三大神輿の一つに数えられる7月の八劔八幡神社の夏祭りが有名です。
- ・港まつりでの「やっさいもっさい」踊りや花火大会、木更津駅東口の木更津舞尊、馬来田のコスモスフェスティバル、真里谷城跡のたけのこ祭りなど現代の祭りも、市内各地のオープンスペースや自然の中で開催されています。
- ・公園では、金鈴まつり（太田山公園）、矢那川桜まつり・鯉のぼりまつり（矢那川公園）が恒例となっています。

■屋外で行われる主な行催事(出典:木更津市経済振興部商工観光課パンフレット)

1月	梵(ぼん)天立て	中島	7月	吾妻神社祭事	吾妻
2月	八劔八幡神社・高蔵寺・節分	富士見・矢那		八劔八幡神社例祭	木更津地区
3月	～8月 潮干狩り	干潟	8月	港まつり	木更津港周辺
4月	金鈴まつり	太田山公園	10月	コスモスフェスティバル	馬来田
	矢那川桜まつり	矢那川公園		證誠寺の狸まつり	富士見
	たけのこ祭り	真里谷城跡		木更津舞尊	木更津駅東口
	鯉のぼりまつり	矢那川公園	11月	菊まつり	市民総合福祉会館

(2) 公園・みち・みなと・森のボランティア活動

○市民による身近な公園や海岸・河川の美化、里山の保全活動

- ・87公園2緑地で、自治会、市民団体、NPO法人等62団体が定期的に清掃や除草活動を実施しています。
- ・児童遊園の大部分は、地域住民等により維持管理が行われています。
- ・「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき土地所有者等との協定が認定された市内の市民団体5団体が、市内の里山で保全活動等を展開しています。
- ・千葉県が市民と合意書を交わし「清掃用具の提供、傷害保険への加入、サインボードの提出、ゴミの回収」などの支援を行う「河川海岸アダプトプログラム」として、市内の市民団体6団体が活動しています。
- ・道路や駅などのまちなか、港や干潟で、自発的に清掃などの活動を継続して実施している市民や事業者等の団体があります。また、盤洲干潟では、市民団体による保全活動が行われています。

■県の支援事業による河川・海岸・里山の市民活動(出典:千葉県ホームページ)

名称等	発足	活動フィールド	主な活動内容
【千葉県河川海岸アダプトプログラム】			
小櫃川紫陽花を育てる会		小櫃橋～賀戸橋	・除草、草花の栽培
下望陀地区環境保全対策活動協議会		椿橋上流～小櫃川大橋の右岸	・清掃、除草、草花の植栽
盤洲干潟をまわる会	昭和62年	小櫃川河口周辺	・清掃、除草、干潟観察会 ・干潟周辺植物調査、小櫃川自然調査
木更津市有吉区		椿橋～下望陀	・清掃、除草、草花の植栽及び管理
富岡地区水土里環境保全活動協議会		佐野川支流～上根岸橋	・清掃、除草、草花の植栽及び管理、その他美化活動

名称等	発足	活動フィールド	主な活動内容
中郷さくらの会大寺地区		大寺地先	・清掃、除草
小櫃川清掃隊		牛袋地先	・清掃活動
【千葉県里山活動協定認定団体】			
おとずれ山の会	平成19年	真里谷音信山 (22,990㎡)	・森林整備、景観整備、自然観察、環境教育、山菜等の栽培等
宇麻具多の山の学校	平成18年	真里谷字永井 (17,110㎡)	・森林整備、ハイキングコースの維持管理、自然観察、環境教育、古墳群化石群の保護管理
里山保全研究会	平成18年	真里谷字北ノ作(28,517㎡) 同 岩ノ下(30,761㎡) 同 島越台(23,916㎡)	・古代米栽培、植林、保育、生態系の調査
きさらづ里山の会	平成21年	笹子犬成両村新田天ヶ作 (13,121㎡)	・間伐、保育、自然観察、環境教育、山菜及びきのこの栽培、炭焼き
NPO地球と未来の環境基金	平成22年	真里谷字北ノ作 (1,000㎡)	・間伐、保育、自然観察、環境教育、山菜及びきのこの栽培

公園清掃等のボランティア

自治会の皆さんやボランティア団体の方々に、公園などの公共施設の除草、清掃などの維持管理活動の協力をしていただいています。公園においては、平成23年度は、62団体の皆さんに82公園2緑地について協力いただきました。

行政だけではなく、市民の皆さんとの協働による公園づくりや維持管理を行なうことで、市民の皆様にも愛される公園になることを目指しています。



市民参加による道路等の花壇の維持管理

駅前広場や道路などにある花壇について、市民の皆さんやボランティア団体の方々に花を植えるなどの維持管理をしていただいております。平成24年3月現在、13団体の皆さんが参加しています。

市民の皆さんのご協力による公園、道路などの公共施設の美化活動を推進します。



港町木更津と五大力船

昔から木更津は港町として大いに栄えてきました。一体それはなぜでしょうか？その答えは江戸時代にまで遡ります。

1614年の大阪冬の陣に、幕府の命により参加した木更津の水夫たちが大きな活躍をしたため、徳川家康から戦の報奨として江戸と木更津とを結ぶ輸送権利と独占的に利用できる河岸を与えられました。これにより木更津は海運の流通拠点として急激に発展することになったのです。

また輸送の手段として、海でも川でも使えるように喫水の浅い五大力船が使用されていました。とくに木更津—江戸の間を往来する船のことを「木更津船」と呼び、これは歌川広重の浮世絵にも描かれていることでも有名です。

現在、その港は新たな「みなと木更津再生構想」に基づき、「きさらづ海の駅」「みなとオアシス木更津」などさまざまな取組みを行い、賑わいを創出し市民が幅広く楽しめるよう新たに生まれ変わろうとしています。



第3章 みどりの課題

- 1. 木更津市のみどりの構造からみた課題**
- 2. みどりの機能からみた課題**
- 3. 持続的な取り組みからみた課題**

1. 木更津市のみどりの構造からみた課題

1.1 「森」「里」「まち」「海」の4つのみどりの保全・育成

木更津市は、富来田地区や鎌足地区～清川地区東側を覆う丘陵の森、小櫃川沿いに広がる里、港を中心に発展した木更津地区の中心市街地をはじめ、昭和40年代以降、波岡、清川、岩根、富来田地区に形成されてきた市街地、かずさアカデミアパークや金田地区の新市街地などのまち、そして東京湾の海、このような「森」「里」「まち」「海」が身近に広がっていることが特徴です。

(1) 「森」の保全・活用

森の適正な管理・育成の充実による公益的機能の維持・向上

- ・ 林業従事者の高齢化、林業経営の悪化等に対し、森林管理に関わる人材の確保や収益の確保等により森林の荒廃に歯止めをかけることが必要です。
- ・ 地域森林計画対象民有林内での土石採取や残土埋立等に対しては、千葉県が事業後の植生復元を指導してきましたが、放置したまま緑化がなされず残土等の流出事故による災害が発生していることから、平成22年3月に千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例が制定されました。廃棄物の不法投棄はもちろん、土石採取や残土埋立等事業後の放置を防止し、森林の公益的機能を維持・向上することが必要です。
- ・ 森林の荒廃による急傾斜地の土砂崩壊等に伴う災害発生を未然に防止するため、適正な保育管理による健全で災害に強い森づくりが必要です。
- ・ 市街地の周りに存在する本市の「森」は、希少種をはじめとする多数の動植物種の生息地であり、緑地の質の維持・向上を図っていくことが必要です。

現行制度の継続と、都市のみどりの観点からの保全

- ・ 現在、森林の多くの部分が森林整備や国土保全等のため、法や県条例による地域指定がなされています（36頁参照）が、樹木の伐採に対する規制が比較的強い保安林や自然環境保全地域（特別地域）は面積が小さく、他の制度は樹林の保全を直接目的とする制度ではありません。
- ・ 「市街化調整区域における土地利用方針」を踏まえ、本市のみどりの基盤を形成し都市を守るみどりとして、森林の機能を継続的に発揮することができるような保全策や支援策が必要です。

森の魅力の発信と、自然とのふれあいの場等としての活用

- ・ 森林の公益的機能の維持・向上等を図るため、市民等の森林と林業に対する理解と協力が必要です。そのため、子どもたちをはじめとする市民と森とのふれあいの場の拡充が求められます。
- ・ さらに、森林所有者だけでなく市民等との協働により、森林の良好な維持・保全に資する里山活動等の推進が必要であり、森林所有者が連携し、市民等が健康づくり、生きがいくくり等として管理活動の学習と実践を継続的に行っていく仕組みづくりが求められます。

(2) 「里」の保全・活用

遊休農地の発生抑制

- ・農業従事者の高齢化、農業経営の悪化等による遊休農地の発生、産業廃棄物や土砂の堆積等による周辺の生活環境および田園景観の悪化に歯止めをかけ、農地の公益的機能の維持・向上が必要となっています。市民アンケート調査で、耕作放棄地の増加を懸念し、市に望む施策として「耕作放棄地の活用」との回答が多く寄せられており、対策が急がれます。

都市のオープンスペースとしての農地の公益的機能の維持・向上

- ・農地は農業生産の場ですが、都市における緑とオープンスペースとしても貴重な存在です。特に小櫃川沿いに広がる水田は縦横に走る溝畔、水路などの構造をもち、水域と陸域と両方存在することにより都市気象の緩和、生物多様性の保全、水質浄化、遊水機能等の役割を果たしています。水田の消滅はこうした多面的な機能を失うことも意味しています。

本市の農地・農業の理解を深める場としての活用

- ・農地を維持・保全するための対策の一環として、市民の自然とのふれあい、環境学習や郷土学習、健康づくり、生きがいくくり等としての援農、地産地消や食育、農業に対する理解等の場を設けるなどにより、地域の農業・農村に対する市民をはじめとする都市住民の理解を促進することが必要です。

(3) 「まち」のみどりの保全・活用

まちなかのまとまったみどりと、市街地の背景を縁取るみどりの保全・活用

- ・本市には、小浜、永井作および請西などに、まとまって残されているアイランド状の樹林地があります。太田山公園と並ぶまちの拠点のみどりとして高いポテンシャルを有していますが、市街地に接するため、その減少が懸念されます。
- ・また、市街地を囲み畑沢～桜井・下烏田～矢那～中尾に連なる台地の樹林地は、本市の特徴的な景観ですが、宅地化の進行により樹林地が分断されつつあります。
- ・これらのみどりは潤いの乏しい市街地にとって貴重な存在です。樹林地の中に位置する神社仏閣等とともに市民に親しまれており、みどりとの身近なふれあいの場としての活用や良好な生活環境の維持等のため、無秩序な市街化を防止し適切な管理を行うなど保全が求められます。

(4) 「海」の保全・活用

干潟の保全と環境学習等への活用

- ・木更津港から干潟にかけて木更津市の海辺には、絶滅危惧種をはじめとする様々な生物の生息環境となっており、豊かな生態系を構成する多様な生き物を育む場として、自然環境の保全と質的な維持を図る必要があります。
- ・小櫃川河口・盤洲干潟や木更津港内に多くのゴミが捨てられる現状があり、ボランティア等による清掃活動が行われていますが、対応に苦慮しています。
- ・全国的にも希少な環境を次世代へと継承していくために、子どもたちの環境学習の場として適正な活用の促進が必要です。
- ・干潟を母体として採貝藻漁業やノリ養殖業、観光漁業などが行われており、生物の保護と漁業との調和が必要です。

1.2 「森」「里」「まち」「海」のみどりの連結

「森」「里」「まち」「海」の4つをつなぐみどりとして、小櫃川、矢那川、武田川等の河川の水辺と、国道、県道など道路のみどりがあります。また木更津市は、この4つのみどりが見通せる位置、距離にあることが特徴であり、「見晴らし」がこの4つを視覚的につないでいます。

(1) 河川の水辺空間の保全・活用

自然と共生するまちづくりへの河川がもつ多様な機能の活用

- ・小櫃川は、木更津市および近隣市の水道水の水源となっており、水質の保全が重要です。
- ・河川は、景観の軸を形成するとともに生物の生育・生息空間、移動経路となり、また風の道として丘陵や海の冷涼な空気を市街地に呼び込み都市気象を緩和するなどの機能をもっています。河畔林や河岸緑地の適正な管理と自然環境の保全、ネットワーク機能の強化が必要です。

シンボル軸を形成する魅力ある河川景観の形成とみどりの資源のネットワーク化

- ・小櫃川一帯は、木更津市都市計画マスタープランにおいて緑と田園をコンセプトとするシンボル軸「田園空間軸」に位置づけられており、自然環境やふるさと景観の適切な保全が必要です。
- ・矢那川、武田川沿い一帯は木更津市都市計画マスタープランにおいて、緑や文化施設を結ぶシンボル軸「水と緑と歴史の文化軸」に位置づけられており、歴史文化資源等と一体となったみどりの景観などの適切な保全が必要です。

(2) 道路空間のみどりの充実とみどりのネットワークの形成

快適なみどりの空間の形成

- ・街路樹は、災害時の延焼遅延効果、二酸化炭素（ CO_2 ）の吸収による環境負荷軽減、夏期の緑陰や気温の低下、緑のネットワークの形成、生物の移動経路などの様々な機能をもっています。市内の街路樹の中には、生育が悪くこのような街路樹の機能が十分に発揮されていないところがあります。また、潤いや地域の個性を感じさせるまち並みを創り、まちなかの緑視率を高める上でも重要な役割を担っており、良好な整備、管理方法・体制の検討が必要です。

県道や矢那川沿い道路の緑化とみどりの資源のネットワーク形成

- ・上記の「水と緑と歴史の文化軸」に位置する木更津港～真里谷城跡を結ぶ幹線道路の沿線一帯は、みどりの資源の保全とネットワークの形成、街路樹の適切な管理と緑化推進等が求められます。

(3) 視覚的なつながりをもつ眺望場所の保全・活用

魅力ある眺望景観の保全・整備

- ・本市は森・里・まち・海の4つのみどりの視覚的なつながりを認識できる主な3箇所として、「海」の中の島大橋、「まち」の太田山公園、「森」の真里谷城跡があります。
- ・木更津のみどりの外観を市民が眺め、その変化を感じられる眺望場所として、この3箇所の安全なアクセスの確保と快適な空間づくり、ここから見えるみどりの保全を図ることが求められます。

2. みどりの機能からみた課題

2.1 都市環境の改善・向上

都市環境を改善するみどりの保全・創出

○植物の蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和

- ・まとまりのある農地、樹林地などのみどりの存在は、木更津市においても発生しているヒートアイランド現象の緩和に重要な役割を果たしていますが、市街地内のみどりも充実させていく必要があります。
- ・風の道となる河川空間や道路緑化空間を保全・活用するとともに、市街地内の樹林地の保全および公共施設はもちろん市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが求められます。
- ・夏期に樹陰を創り出す街路樹や公園、公共施設のみどり、社寺林など、小さくてもクールスポットとなるみどりをまちなかの要所要所に配置していくことも大切です。

○植物の二酸化炭素吸収・吸着機能による温暖化防止

- ・植物は二酸化炭素の吸収・吸着機能があり、地球温暖化の防止に資するため、市街地においても、豊かなみどりを積極的に保全、創出していくことが重要です。

○植物の騒音低減機能や大気浄化機能の活用

- ・特にまちなかでは、騒音の低減や大気の浄化効果のあるみどりの創出を図っていくことが求められます。

多様な生き物の生育・生息するみどりの保全・創出

○貴重な生き物も生息する豊かな自然環境の保全、育成

- ・絶滅危惧種をはじめとする多様な生物の生育・生息を可能にしている広葉樹林、半自然草原、河川氾濫原、沢、水田等々の多彩なみどりの環境を保全するとともに、生息環境として維持するための質の向上を図っていくことが求められます。

○緑地の分断の防止

- ・緑地の孤立は動植物の個体間の交流を困難にさせるとともに、他の個体群との交流の機会を失わせ、繁殖に必要な個体数が確保できなくなるなど、都市における動植物種の絶滅や減少、生物多様性の損失をもたらします。生物多様性の確保の観点からも、質と量の向上と併せ、緑地の消失、縮小、分断化を防ぎ、適正な配置を確保することが必要です。

○生物の移動経路となる多様な空間の保全、創出

- ・生物の多様性の保全を図るため、緑地や水辺などを結びネットワークを形成していくことが必要であり、河川や水路を軸に、ため池、調整池周りなどの生物に適した環境の保全や、まちなかに水とみどりなどを配置していくことが重要です。
- ・なお、ネットワークの検討をする上で、外来生物の侵入防止、野生鳥獣による農林水産業等への被害を防止する観点からも、野生鳥獣の生息環境の保全等について考慮する必要があります。

2.2 都市の安全性の確保

河川氾濫・土砂崩壊などの災害の防止・抑制

○土砂崩壊を防止し侵食を抑制するなどの災害に強い森づくりと適正な管理

- ・全国的に集中豪雨による河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れ、洪水などが多発していますが、森林は下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防いでいます。本市に点在する斜面樹林の保全と災害に強い森づくりや適正な管理が必要です。

○浸水発生を抑える浸透・保水機能のある緑とオープンスペースの確保

- ・小櫃川、矢那川沿いには、浸水想定区域が想定されています。市街地では、建築物や舗装により地表の被覆面が増え、雨水が地下に浸透しにくくなり、集中豪雨時などには短時間に大量の雨水が河川や下水道に集まり、その結果、河川の氾濫や地盤の低い地域の浸水が発生するようになっています。まちなかの浸透・保水機能のある樹林地やその周囲の農地の保全は浸水発生の防止の点でも重要であり、また公園緑地などのオープンスペースの確保も必要とされます。

災害時の安全な避難経路、避難場所の確保

○避難場所となる公園確保と防災性能の向上

- ・東日本大震災をきっかけに、防災まちづくりに対する関心が高まっています。木更津市では、地域防災計画で公園や小中学校予定地等を避難場所や応急仮設住宅設置予定箇所に指定していますが、これらの公園等における防災性能の向上を図るとともに、安全な避難の観点から必要とされる公園配置の見直しが必要となっています。

○安全な避難ルートと避難路空間の確保

- ・十分な歩行幅員の確保や防火樹植栽など、避難場所に至る安全なルートを確保することが必要です。
- ・避難ルートに当たる民有地においては、倒壊の危険性のあるブロック塀を避け、接道部分の生垣などを設けることが望まれます。

○延焼防止にも役立つ緑とオープンスペースの確保

- ・避難場所以外の広幅員道路の街路樹や公園緑地などのオープンスペースは、延焼防止にも役立つことから、これらの空間の適切な配置を進めることが必要です。

2.3 健康で潤いのある生活・活動の場の提供

身近なレクリエーションやコミュニティ活動などの場となるみどりの充実

○新規公園整備の推進

- ・市民に身近な街区公園等については、未整備の公園予定地があり、早期の着手が必要とされています。
- ・中心市街地や北部、東部の市街化区域では公園が不足している地区があり、既存ストックの活用を含め適切な配置が必要です。
- ・総合公園、運動公園などの大規模な公園の整備の検討を行う必要があります。

○都市環境の課題に対応する公園整備

- ・市街地のまとまったみどりを提供する公園は都市環境の改善に効果があり、市街地のヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素吸収源対策に資する公園の整備が求められます。

○公園空間の安全性、快適性の向上

- ・多くの公園が老朽化しており、市民のニーズに即し生活に豊かさをもたらす公園として再整備を進める必要があります。
- ・これまで特に高齢者の利用促進に重点を置いた公園整備を行って来ていませんが、市域の半分以上が超高齢社会を迎えている現在、バリアフリー化の推進をはじめ高齢者の健康づくりに資する公園や安全安心に利用できる公園づくりが必要です。

○公園の管理の質の向上

- ・市民アンケートでは、公園に対する関心が高く、新規公園の整備に加え、管理に対する不満が数多く寄せられました。来園者が快適に利用できるよう管理の質を高めていく必要があります。

自然とのふれあいや環境学習、郷土学習の場となるみどりの資源の活用

○都市と農村の交流

- ・農林業後継者の育成、遊休農地発生の抑制や森林の適正な管理が課題となっている中、市民のレクリエーション活動、健康づくり、環境学習等として行う里山管理や農作物の栽培などの場として活用することにより農地や山林を保全する方策が求められます。
- ・農業者と都市住民の交流することができる農業公園、市民農園などを設けるなどにより、都市住民の農作業体験等のニーズに対応するとともに、農地・農村の果たしている役割や重要性について理解を深める機会を充実する必要があります。山林については、里山の伝統文化などを実際に体験しながら学ぶ機会の充実や、都市住民の支援の仕組みを形成する必要があります。

○本市固有のみどりの資源の保全・活用

- ・市内には山間の湧水や谷津田、ため池、神社仏閣、塚、古墳、道標、城跡など、みどりと一体となった細やかな歴史文化資源、巨樹・古木が点在していますが、ほとんどが保全の対象になっていません。
- ・郷土の歴史性とその場所らしさを刻む資源として市民とともに調査、顕在化する活動を行い、適切な保全を図るとともにその魅力を発信していくことが必要です。さらにこれらの資源を環境学習や郷土学習に活かしていくことが求められます。

2.4 木更津市の魅力ある景観の保全・創出

郷土の優れたみどりの景観の保全

○小櫃川周辺一帯の田園景観

- ・小櫃川周辺一帯は、広がりのある水田景観とその中に点在する集落や社寺林などの樹林地景観が特徴であり、保全し継承していくことが求められます。

○谷津田景観や屋敷林・生垣景観等

- ・矢那や真里谷の谷津田景観や、民家と生垣・屋敷林の景観は、自然と融合した文化的な景観として保全していくことが求められます。
- ・特に各地区で見られる生垣は、本市に残されている技術と文化であり、これらを守り、良好な景観づくりに活かしていくことが求められます。

○市街地を囲む台地のみどり

- ・市街地を囲む台地のエッジのみどりは、連続するみどりの景観が失われないように保全することが求められます。

○巨樹・古木、社寺林景観

- ・みどりと一体の史跡や巨樹・古木、社寺林などは郷土に欠かせない景観であり、必要に応じ保全策を講じることが求められます。

国際的研究開発都市、交流拠点都市としてふさわしい潤いのある都市景観の創出

○風格のある都市景観

- ・木更津市は、かずさアカデミアパークを中心とする国際的な研究開発都市、広域交通網の整備進捗を背景とした交流拠点都市を目指し、自然と調和した良好なまちづくりを行うこととしており、その名にふさわしい、風格のある快適な都市景観の形成が求められます。
- ・特に木更津市の玄関口である木更津駅周りの中心市街地は、市の顔としてみどり豊かな風格のあるイメージづくりを進める必要があります。

○新市街地の景観形成

- ・金田地区等の新市街地の公共施設や大規模民間施設は人びとに与える印象が大きいため、みどりを活かした良好な景観づくりが必要です。

○港の景観

- ・臨海部は木更津市の大きな資源の一つです。中心市街地から続く港の魅力を高めるため、港全体にみどり豊かな、人々を引き付ける魅力のある景観を形成していく必要があります。
- ・併せて、木更津港の港湾機能に配慮しつつ、海辺沿いにみどりの景観の連続性を確保していくことが求められます。

○地域のみどりの景観形成

- ・民有地において生垣や接道部の緑化、ベランダ・壁面緑化の推進などによるみどり豊かなまちなみ景観の形成が求められます。

3. 持続的な取り組みからみた課題

3.1 市民・企業等の多様な主体の活動促進

緑のまちづくりへの多様な主体の参加促進

○市民団体等によるみどりの活動の継続・拡充

- ・市民団体等が行っている公園、道路、小櫃川、木更津港などでの清掃活動、盤洲干潟での自然観察会や植物調査、里山での森林整備、環境教育、農業体験など市民との交流による農地の保全に関する農業者の取り組みなど、森、里、まち、海におけるみどりの保全等の活動を継続し、拡充していくことができるように、支援を行うことが求められます。
- ・また、活動の拡充に向け、市民への活動のきっかけづくり、活動場所の提供、活動に関わる様々な情報提供などを展開し、参加を促進することが必要です。

○企業の参画

- ・企業による公共空間の清掃等が行われていますが、社会貢献活動としての里山活動などにより幅広い活動の誘致を行っていくことも必要です。

まちぐるみのみどりの取り組みに向けた仕組みづくり

○参加意欲の向上

- ・まちぐるみのみどりの取り組みに向けて、みどりの大切さや必要性についての啓発、市内のみどりの資源に関する情報発信、子どもたちの環境学習の推進等により、市民の間にみどりに対する関心と理解を広めるとともに、緑のまちづくりに取り組む市民や団体等の活動意欲を高める施策が必要です。

○市民団体自らの発想と創意工夫

- ・公園などのみどりの空間についても、清掃にとどまらず計画段階からの市民参加の促進、公園施設の維持管理、花壇づくり、自然観察会やプレイパーク化による子育て支援など、市民団体が自らの発想と創意工夫で主体的に関わる部分を増やし、地域全体の保全、育成、活用、創出につながる活動に発展していくような施策が必要です。

第II編 計 画 編



第1章 みどりの基本方針

1. 基本理念
2. みどりの将来像
3. 計画の目標値
4. 計画の基本方針

1. 基本理念

**私たちのまち木更津市は、「森・里・まち・海」が
身近に広がっていることが、大きな特徴です。**

木更津市基本構想に掲げている「ひとにやさしく、環境と調和し、誇りに満ちた創造のまち」としてふさわしいみどりの都市を、行政だけではなく市民の皆さんや企業との協働により、次世代へとつないでいくことを基本理念とし、【「森」「里」「まち」「海」そして「人」がおりなすみどりの都市 きさらづ】を本市のみどりの将来像に向けたテーマとして設定します。

^{もり}「森」 ^{さと}「里」 ^{まち}「まち」 ^{うみ}「海」そして ^{ひと}「人」がおりなす
みどりの都市 きさらづ



森



里

木更津市の将来を担う子どもたち



中郷小学校のみなさん



まち



海

2. みどりの将来像

市民、企業と行政が共通のイメージをもって、緑のまちづくりを進めて行くことができるよう、将来（20年後）の本市のみどりのあるべき姿「みどりからみた木更津の将来のすがた」と「みどりの将来像図」で示します。

2.1 みどりからみた木更津の将来のすがた

- ◆きさらづの『都市の基盤のみどり』となる森・里・まち・海それぞれのみどりが守られている。
- ◆環境のみどり、生き物のみどり、生活のみどりなど『多様なみどり』が広がっている。
- ◆歴史に育まれたみどりと新たな都市のみどりが一体となって『風格のある都市』になっている。
- ◆身近にみどりが確保され、安全・快適に暮らせる『やすらぎのある都市』になっている。
- ◆市民・企業・行政がつくる『持続可能な協働の都市』になっている。

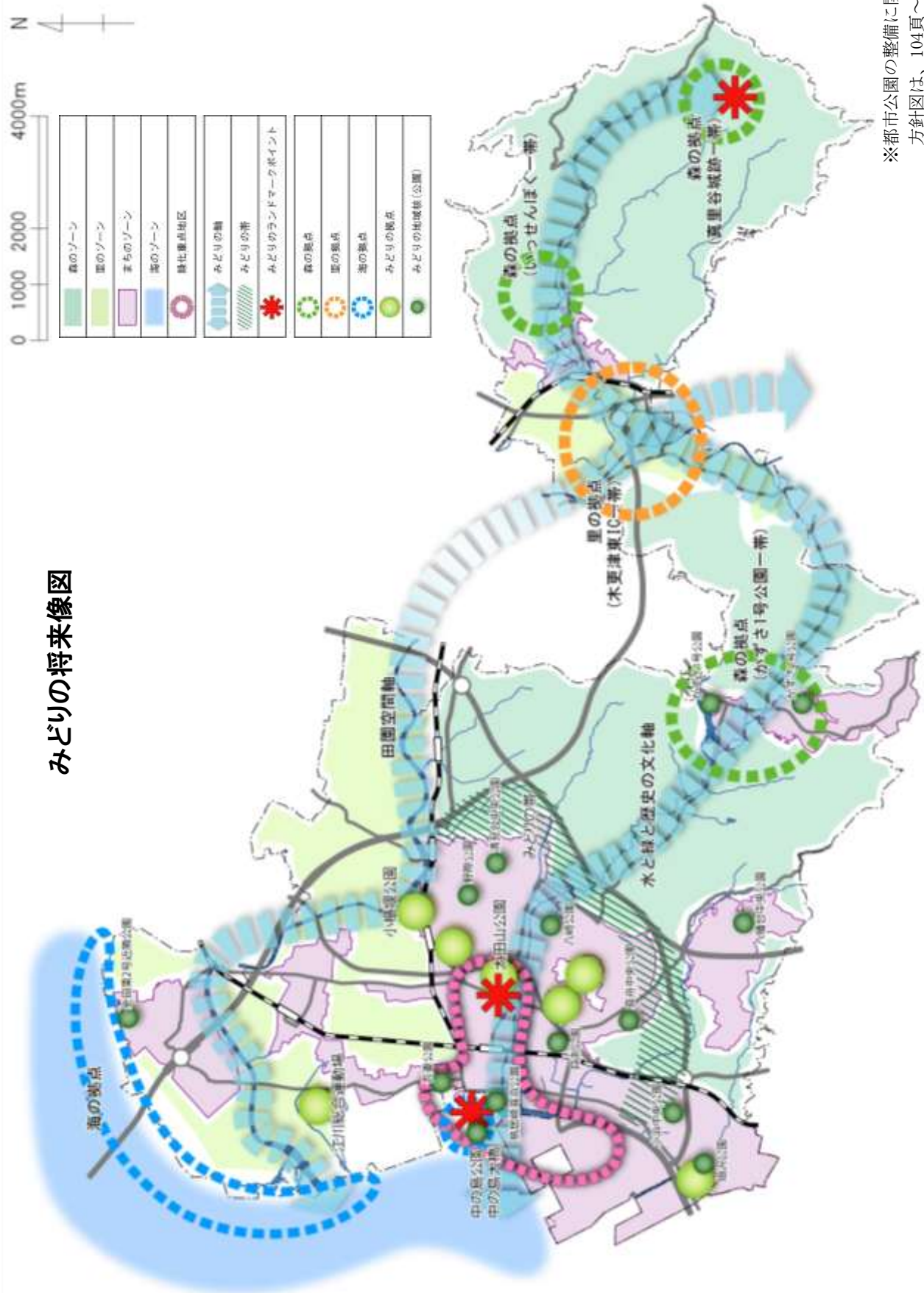
2.2 木更津のみどりの将来像

(1) みどりの将来像とみどりの位置づけ

「みどり」からみた木更津市の将来のすがたとして、市内のみどりを次のように位置づけます。

	森のゾーン	本市のみどりの基盤をなす丘陵地の山林一帯
	里のゾーン	本市のみどりの基盤をなす小櫃川沿いに広がる農地一帯
	まちのゾーン	みどりの維持・創出が必要とされる市街地一帯
	海のゾーン	本市のみどりの基盤をなす臨海部一帯
	緑化重点地区	都市の顔となるエリア
	みどりの軸	都市環境の保全（風の道等）、生物多様性の保全、景観形成、歴史文化資源活用の中核
	みどりの帯	南北二つの“緑の軸”を結び、市街地を囲むように連なるみどり
	みどりのランドマークポイント	木更津のみどりの基盤を望む主要ポイント
	森の拠点	森の拠点として位置づけるみどり
	里の拠点	里の拠点として位置づけるみどり
	海の拠点	海の拠点として位置づけるみどり
	みどりの拠点	まちの拠点として位置づけるみどり
	みどりの地域核（公園）	地域のみどりの核として位置づけるみどり

みどりの将来像図



※都市公園の整備に関する
方針図は、104頁～105頁

(2) みどりの保全・創出に関する方針

①都市の基盤となるみどり——ゾーンとしてのみどりの特性に即した保全・創出

木更津市は、みどりの特性と都市の形態等により大きく森、里、まち、海に分けられます。土地所有者の意向や市民ニーズ等を踏まえ、各ゾーンそれぞれの特徴あるみどりの保全・創出を図ります。

■森のゾーン ・本市のみどりの基盤をなす丘陵地の山林一帯を位置づけます。 ・市街化調整区域の土地利用方針で調整ゾーンに位置づけられている区域については、土地所有者の意向と市民ニーズを踏まえ、土地利用の方向性の検討に際してみどりの確保を図るよう努めます。
■里のゾーン ・本市のみどりの基盤をなす小櫃川沿いに広がる農地一帯を位置づけます。 ・市街化調整区域の土地利用方針で調整ゾーンに位置づけられている区域については、土地所有者の意向と市民ニーズを踏まえ、土地利用の方向性の検討に際してみどりの確保を図るよう努めます。
■まちのゾーン ・みどりの維持・創出が必要とされる市街地一帯を位置づけます。 ・都市公園、道路等の良好なみどりの創出・管理を図るとともに、公共施設の敷地や民有地における緑化の推進により、市街地におけるみどりのインフラ整備を推進します。 ○緑化重点地区 本市の中心的な市街地で、都市の顔としてふさわしいみどり豊かで風格のある空間形成が求められるエリアを緑化重点地区として位置づけます。公園の再整備や街路樹の適正管理、公共施設の緑化推進などについて、優先的な取り組みを検討します。
■海のゾーン ・本市のみどりの基盤をなす臨海部一帯を位置づけます。 ・ゾーン内において、干潟や水質の保全、環境学習など、市民との協働の取り組み方策の検討を行います。

②保全・創出の拠点等となるみどり——多様な個別のみどりの保全・創出

4つのゾーンを構成するみどりのうち、様々な資源が集積し、森、里、海のゾーンの特徴を有するみどりで、市を代表する拠点形成を図るみどりを、森のゾーンにおける「森の拠点」、里のゾーンにおける「里の拠点」、海のゾーンにおける「海の拠点」と位置づけます。

まちのゾーンについては、総合公園とまとまった樹林地を、市を代表する「みどりの拠点」と位置づけます。

地区レベルで日常的なレクリエーション活動等の核となるみどりを「みどりの地域核」と位置づけます。

また市内に数多く点在する市民に身近で多様なみどりを、暮らしの営みの中で愛着を持ってコミュニティで協働しながら守り育む「みどりの資源」として位置づけます。

■森の拠点 ・いっせんぼく、真里谷城跡、かずさ1号公園・2号公園一帯を「森の拠点」と位置づけます。 ・土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、市民の自然体験・環境学習、森林育成・管理など、森の保全・育成活動を推進する拠点として、保全配慮地区の設定および都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設などをはじめ市民等との協働による保全・活用の取り組み方策を検討します。
■里の拠点 ・木更津東IC付近一帯を「里の拠点」と位置づけます。

・土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、農業・農村文化の継承、援農活動、地産地消など、里の保全・育成活動、都市住民との交流などの拠点として、農業体験農園や地場農産物販売支援施設など、市民等との協働の取り組み方策を検討します。
■みどりの拠点 ・まとまった緑とオープンスペースを形成している太田山公園、小櫃堰公園、江川総合運動場、まとまったみどりを持つ市街化調整区域内の請西地区2箇所、畑沢地区の浅間神社付近の樹林地、永井作の善光寺付近の樹林地の計7箇所をまちなかの「みどりの拠点」と位置づけます。 ・太田山公園、小櫃堰公園、江川運動場は良好な緑地空間として再整備を進めます。請西地区等の樹林地等は、土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、保全配慮地区の設定および都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入または条例緑地の創設、都市公園制度の活用など、良好に保全し活用する方策を検討します。
■海の拠点 ・内港地区一帯と金田地区の海辺を「海の拠点」と位置づけます。 ・内港地区一帯については、木更津港の海辺を楽しむ港の拠点となる空間づくりを検討します。金田地区の海辺については、干潟の保全や環境教育への活用、地場産業の漁業を体験する拠点となる方策を検討します。
■みどりの地域核 ・地域住民のコミュニティ活動やレクリエーション活動などの核となる都市公園を「みどりの地域核」と位置づけます。現在14箇所ですが、今後必要に応じて増やしていきます。 ・緑地空間としての良好な維持管理、地域住民のニーズに即した誰もが利用しやすい公園づくり、地域住民による運営促進などコミュニティの育成に資する公園づくり、地域の防災拠点化等について検討します。
■みどりの資源 ・街区公園、巨樹・古木、生垣、社寺林、古墳、ため池、湧水などの自然資源やみどりと一体の歴史文化資源を「みどりの資源」と位置づけます。 ・土地所有者の意向や市民ニーズ等を踏まえ、良好に保全し活用する方策を検討します。

③軸線となるみどり——みどりを結ぶネットワークの形成

本市を東西に縦断し海と森を結ぶ2つの河川や県道一帯の樹林地を「みどりの軸」、市街地を囲み南北に連なるみどりを「みどりの帯」、森・里・まち・海を視覚的につなぐみどりを「みどりのランドマークポイント」と位置づけます。

■みどりの軸 ・木更津市都市計画マスタープランに即し、小櫃川沿川の田園空間軸と木更津港－真里谷城跡を結ぶ水と緑と歴史の文化軸を「みどりの軸」と位置づけます ・みどりの軸は、都市環境の保全（冷涼な空気を市街地に呼び込む風の道等）、生物多様性の保全（森のゾーンや海のゾーンを生物生育生息の中核基地とし移動経路となる川や道）、景観形成（みどりの連続景観を形成する軸）、様々なみどりの資源を辿るルート等として位置づけ、みどりの保全、創出を図ります。
■みどりの帯 ・台地の端部にあつて市街地を囲むように連なり、南北2つの“みどりの軸”を結び海に至る樹林地を「みどりの帯」と位置づけます。 ・土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、保全配慮地区の設定および都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入または条例緑地の創設、都市公園制度の活用など、緑地の連なりが分断されないよう保全・活用方策を検討します。
■みどりのランドマークポイント ・みどりの基盤を視覚的に結ぶ眺望点をみどりのランドマークポイントと位置づけ、みどりの保全・育成を図ります。

(3) 都市公園の整備に関する方針

○公園予定地等の早期整備

- ・土地区画整理事業等で移管を受けた都市公園予定地について、早期に整備を進めます。
- ・整備に当たっては、地域特性と各公園の立地および規模等を踏まえ、都市公園がもつ環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観機能等の発揮に配慮した公園とします。

○身近な都市公園の配置

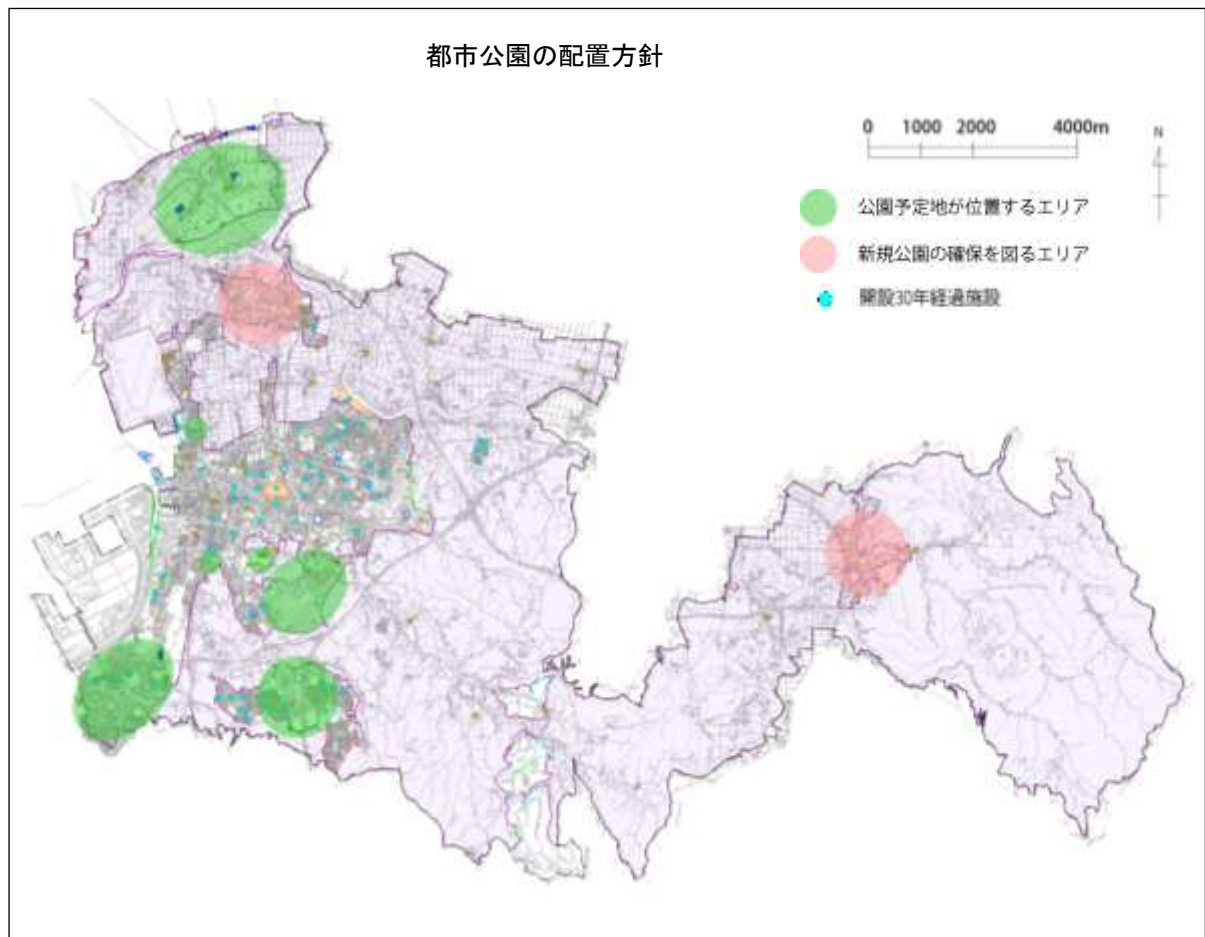
- ・子どもたちや高齢者が日常的に利用できる公園が不足しており、かつ1人当たり都市公園面積が低い市街化区域において、地域特性や市民ニーズなどを踏まえ、容易に歩いて行ける距離に身近な都市公園の配置を検討します。

○大規模な都市公園の配置

- ・上位計画に、市民全体の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用をすることができる総合公園の整備が位置づけられています。市民ニーズや社会経済情勢等を見極めながら、長期的な視点で検討します。
- ・木更津市の特徴を示す都市景観の維持、生物多様性の保全、歴史的環境の継承、市民の憩いの場の創出等の観点から、地域制緑地による市民の森等の導入検討と併せ、歴史公園等としての整備を検討します。

○都市公園の再整備

- ・開園後30年以上経過し、公園施設の老朽化が著しく、安全面、防犯面等から課題がある公園や、少子高齢化等により住民のニーズに合わなくなり利用が低下している公園などについて、公園施設の更新、機能の転換等を検討し、順次再整備を推進します。



3. 計画の目標値

みどりの基本計画の計画期間（平成43年度）の目標値を次のように設定します。

3.1 計画フレーム

(1) 計画対象区域

木更津市都市計画区域（木更津市全域）を対象とします。

(2) 人口の見通し

木更津市都市計画マスタープランで示されている平成27年度における将来人口125,000人～132,000人に準拠します。

長期目標（平成43年度）は、現時点では上記の平成27年の高位設定値である132,000人とし、新たな人口フレームが設定された時点で、必要に応じ見直しを行います。

■人口フレーム

区域	現況 ^{※1} (H23.4.1)	(平成27年度)	長期目標 (平成43年度)
都市計画区域計	128,775 人	125,000～132,000 人	132,000 人

3.2 計画の目標水準

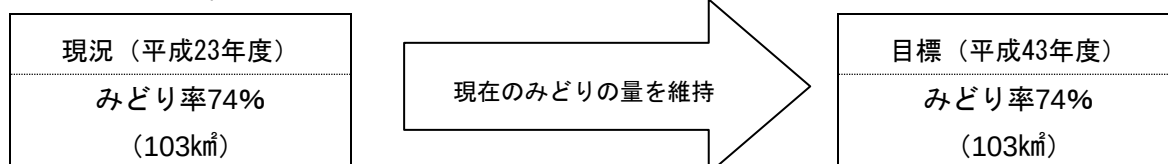
(1) みどりの総量（みどり率）の目標

「みどり率」は、市域面積に対する「樹林地・農地・草地・水辺・裸地を合計した面積」の割合で、現在74%となっています。

都市のみどりの量は、高度経済成長時代以降、宅地化等により、現在に至るまで減少し続けています。木更津市では、かつての勢いに比べると著しい宅地化の動きは弱まっているものの、引き続き進展することが予想されます。

本計画においては、みどりを守り、創る様々な施策等を講じ、市域全域で現在のみどりの量を維持していくことを目標とします。

■みどりの量の目標

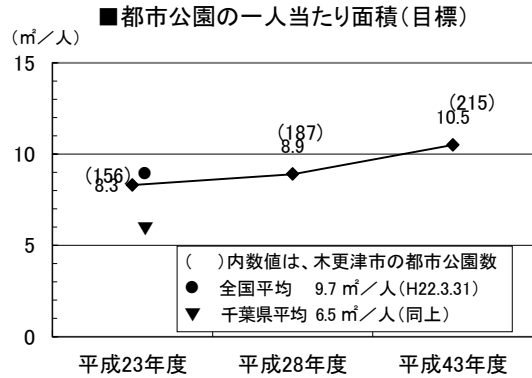


※1 住民基本台帳による。

(2) 施設として整備する緑とオープンスペースの目標

①都市公園の整備目標

本市における都市公園の一人当たり面積^{※1}は8.3㎡で、まだ都市公園の面積の標準である10㎡以上に届いていません。また千葉県平均を上回るものの、全国平均および近隣市町村に比べても低い水準にとどまっていることから、今後進める整備の目標を以下のように設定します。



■都市公園の一人当たり面積(目標)

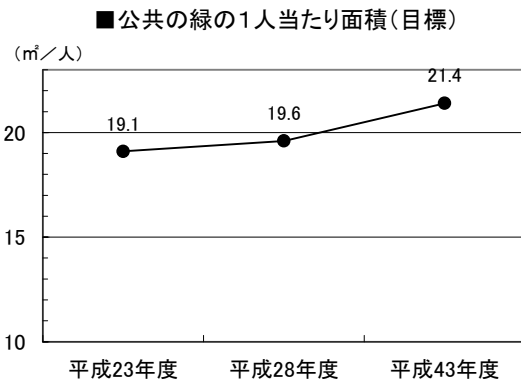
	(現状) 平成23年度	短期目標 (平成 28 年度)	長期目標 (平成 43 年度)
1人当たり面積	8.3 m²/人	8.9 m²/人	10.5 m²/人
箇所数	156 箇所	187 箇所	215 箇所
総面積	107.47ha	117.88ha	138.80ha

街区公園	⇒	+23 箇所	+13 箇所
近隣公園	⇒	+3 箇所	+2 箇所
総合公園	⇒	—	+1 箇所
都市緑地	⇒	+5 箇所	+12 箇所
計	⇒	+31 箇所	+28 箇所

②公共の緑の整備目標

公共の緑は、都市公園と公共施設緑地（児童遊園、市営霊園、公立小中学校、グラウンドやテニスコート等の社会体育施設、少年自然の家、矢那川ダム周辺緑地、港湾緑地）を指します。

都市公園と現在工事中および計画されている千葉県が整備する港湾緑地の増設により、公共の緑の一人当たり面積^{※2}は以下の数値を見込みます。



■公共の緑の一人当たり面積(目標)

	現状 (平成23年度)	短期目標 (平成 28 年度)	長期目標 (平成 43 年度)
公共の緑の1人当たり面積	19.1 m²/人	19.8 m²/人	21.4 m²/人
箇所数	241 箇所	274 箇所	304 箇所
総面積	246.32ha	258.83ha	282.05ha

※1 都市公園の総面積を都市計画区域内の人口で割った数値。

※2 公共の緑の総面積を都市計画区域内の人口で割った数値

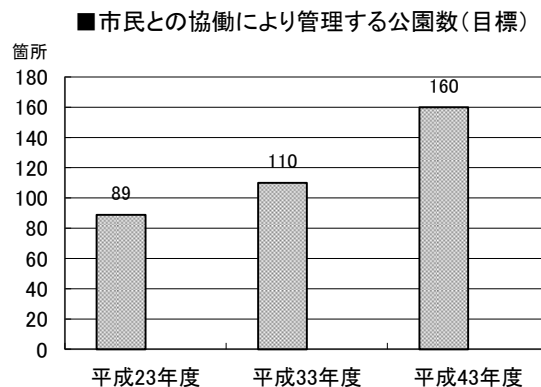
(3) 市民等との協働に関する目標

①市民との協働による公園管理の目標

公園の維持管理活動（清掃、除草、花壇づくり等）に地域住民団体の積極的な参加を促し、環境整備や都市緑化等に対する意識の高揚を図るとともに、特に街区公園は地域のものであるという意識を育むことを目指し、協働により管理を行っている都市公園の数を現在の約2倍に増やすことを目標とします。

■市民との協働により管理する公園数(目標)

	(現状) 平成23年度	中期目標 (平成33年度)	長期目標 (平成43年度)
市民との協働による公園管理 (清掃・花壇づくり等)	89 箇所	110 箇所 (約 1.2 倍)	160 箇所 (約 2 倍)

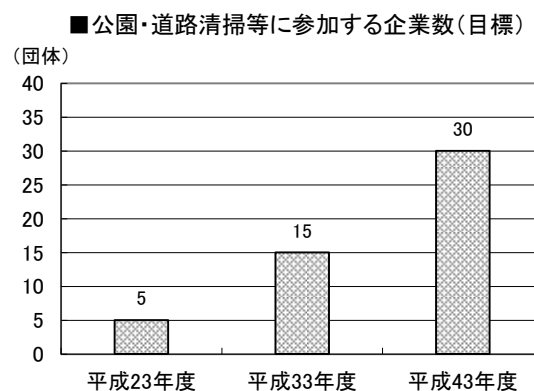


②企業参加による公共空間の管理に関する目標

現在、公共空間である公園・道路の清掃に協力していただいている企業が5団体あります。今後、こうした活動に対するより多くの企業の理解を得るよう努め、参加企業を30団体に増やすことを目標とします。

■公園・道路の清掃等に参加する企業数(目標)

	(現状) 平成23年度	中期目標 (平成33年度)	長期目標 (平成43年度)
企業参加による公園・道路の 管理(清掃)	5 団体	15 団体	30 団体



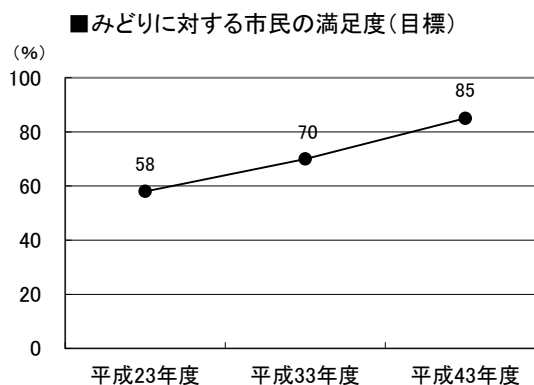
(4) みどりに対する市民の満足度

平成23年度に行ったみどりに関する市民アンケート調査で、木更津市のみどりに満足している人とやや満足している人の合計は58%でした。(12頁参照)

今後みどりの量と質の向上に努め、みどりに対する市民の満足度を現状の約1.5倍の85%とすることを目標とします。

■みどりに対する市民の満足度(目標)

	(現状) 平成23年度	中間目標 (平成33年度)	長期目標 (平成43年度)
みどりに対する市民の満足度	58%	70% (約1.2倍)	85% (約1.5倍)



4. 計画の基本方針

みどりの将来像とみどりの目標値の実現を目指して、次のような基本方針に基づき、取り組みを進めていきます。

1 みどりを守る；未来にわたって みどりを確かな存在に！

1-1 きさらづの“基盤のみどり”（森・里・海）をまもり活かします。

富来田地区や鎌足地区、清川地区の丘陵地帯の森林、小櫃川沿川に広がる田園地帯、盤洲干潟をはじめとする海浜を木更津市の基盤を形成するみどりと位置づけ、将来にわたってまもり活かします。

1-2 まちなかの“拠点のみどり”と市街地を“囲むみどり”をまもり活かします。

請西地区などのまとまった樹林地と、畑沢～中尾にかけて連なり市街地を囲む樹林地は、まちを特徴づけるみどりであり、市民に親しまれる良好な樹林地としてまもり活かします。

1-3 地域に“点在する特徴あるみどり”をまもり活かします。

市内各所に点在する丘陵を刻む谷津田、集落の屋敷林や生垣、地域の人びとが拠り所としてきた社寺林、古墳など、これまで育まれてきた歴史文化資源と一体のみどりを顕在化させ、郷土の誇りとしてまもり活かします。

2 みどりを結ぶ；どこでも身近に みどりを感じるまちに！

2-1 森・里・まち・海を結ぶ“みずべ”の機能を発揮させます。

森～海に流れる小櫃川、矢那川などの水辺のみどりの空間の充実を図り、生態系ネットワークや都市気象の緩和効果、うるおいのある景観形成等、河川空間が持つ諸機能を発揮させます。

2-2 森・里・まち・海を結ぶ“とおり”のみどりを充実します。

市域の南北・東西を結ぶ主要道路の街路樹の充実や道路沿いの緑地などとの連携により、生態系ネットワークの形成、都市気象の緩和効果等の発揮、快適な歩行空間や避難ルートの確保等を図ります。

2-3 森・里・まち・海を結ぶ“見晴らし”を顕在化させます。

森－里－まち－海を視覚的に結ぶ見晴らしを基本的な景観軸として据え、眺望点から見るまちや森や里等を意識したみどりの保全、育成を図るとともに、市民に対し“見えるみどりの存在”への関心を高めていきます。

3 みどりを創る；市民が誇れる 美しいみどりの都市へ！

3－1 みどりの核となる公園緑地を拡充し、みどりを実感できる都市を形成します。

都市の緑とオープンスペースの中核となる都市公園については、市民の休憩、散策、観賞、遊戯、運動等のレクリエーションの場の確保と、防災、都市気象の改善、生物の生育生息環境の創出、景観形成等を推進するため、公園・緑地の整備充実を図ります。

3－2 質の高いみどりを創出し、風格のある都市を形成します。

木更津港～木更津駅一帯の中心市街地、東京湾側からの入口となる金田新市街地、かずさアカデミアパークにおいて、建築空間やオープンスペースと一体となって質の高いみどりを創出し、「広域の交流拠点都市」「国際的な研究開発都市」の名にふさわしい風格ある景観形成を図ります。

3－3 暮らしの身近にみどりを創出し、快適なまち並みを形成します。

公共公益施設から民有地まで、身近な空間を利用したまちなかのみどりの創出により、良好な都市環境と快適なまち並みの形成を図ります。

4 みどりを育む；市民との協働で みどり豊かなまちに！

4－1 管理を充実し、地域に根付くみどりの空間を育みます。

公園や道路、水辺などの公共空間のみどりの質を高め、美しいみどりの管理の手本として地域のなかに根付くよう育むとともに、市民のニーズに応じ民有緑地の維持・保全を図ります。

4－2 市民から市民へとみどりの価値を伝え、地域のみどりを育むひとの輪を広げます。

市内各所に存在している多様なみどりの資源を活かし、みどりの大切さや必要性について普及啓発を図るとともに、地域のみどりに対する愛着を育み、市民等が自ら行う緑地の保全・創出活動の推進を図ります。

4－3 多様な主体が参加し、みどりを育む仕組みをつくります。

みどりの事業や活動のベースとなるみどりに関するデータの蓄積を行い、市民・企業・行政が情報の共有を図るとともに、様々なみどりのまちづくりへの主体的な市民参加を図るための体制を整えます。

【大切なみどりの役割】地球温暖化とみどり

地球の温暖化は、生態系に大きな影響を与えることから、その緩和を図ることが大きな課題となっています。地球の平均気温は、1906年から2005年の100年間に、 0.7°C 上昇しました。温暖化は加速傾向にあり、2100年には現在よりも平均気温が $2\sim 4^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測されています。

温暖化の要因は、二酸化炭素を主体とした温室効果ガスの排出によるものとされていますが、樹木などの植物は、光合成作用を通して空気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を供給する働きがあります。

また、樹木や草地は、コンクリートやアスファルトに比べて日中暖まりにくく、夜間は冷えやすいという性質があるだけでなく、蒸散作用によって空気中の熱を奪い、低温化するという働きがあります。たとえば、高い樹木1本で夏季に家庭の風呂1杯分に当たる1日当たり $200\sim 400$ リットルの蒸散量があり、 4 m^2 の芝生はエアコン1台の12時間運転に当たる冷却効果があるといわれています。このほかにも、緑には汚染物質の吸着による空気の浄化や騒音の防止などの機能があります。



第2章 みどりの推進施策

- 1. みどりの施策体系**
- 2. 個別施策・事業の展開**
- 3. 重点プロジェクト**

1. みどりの施策体系

4つの基本方針に基づき展開する施策の体系を以下に示します。

基本方針		基本施策	
1 みどりを守る 未来にわたってみどりを確かな存在に	1-1 きさらづの“基盤のみどり” (森・里・海)をまもり活かす	(1)きさらづの「森」の保全・活用	①きさらづの「森」の保全 ②きさらづの「森」の活用
		(2)きさらづの「里」の保全・活用	①きさらづの「里」の保全 ②きさらづの「里」の活用
		(3)きさらづの「海」の保全・活用	①きさらづの「海」の保全 ②きさらづの「海」の活用
	1-2 まちなかの“拠点のみどり”と 市街地を“囲むみどり”をまもり活かす	(1)「まち」の拠点のみどりの保全・活用	①「まち」の拠点のみどりの保全 ②「まち」の拠点のみどりの活用
		(2)「まち」を囲むみどりの保全・活用	①「まち」を囲むみどりの保全 ②「まち」を囲むみどりの活用
	1-3 地域に“点在する特徴あるみどり”をまもり活かす	(1)暮らしに身近なみどりの保全・活用	①みどりのふるさと景観資源の保全・活用 ②みどりの歴史文化資源の保全・活用
		(2)生物の生育・生息環境の保全・活用	①みどりの生き物環境資源の保全・活用
		(3)市街地内農地の保全・活用	①市街化区域内農地の保全・活用

※個別施策・事業の後ろに付した記号について
 ★;新規に取り組む施策・事業
 ☆;拡充する施策・事業
 無印は、すでに一部実施しており、継続的に
 取り組む施策・事業

※取り組み開始時期の表記について
 短期;5年以内
 中期;10年以内
 長期;20年以内
 [継続][拡充]については、時期は記載していない。

個別施策・事業	取り組み主体			取り組み開始時期			頁
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期	
(a)保安林の指定			○				76
(b)地域森林計画対象民有林の指定			○				
(c)鳥獣保護区の指定			○				
(d)千葉県自然環境保全地域の指定			○				
(e)土砂等の埋立て等の適正化			○				77
(f)廃棄物の不法投棄の監視			○				
(g)保全配慮地区の検討 ★			○		○		
(a)きさらづ森の拠点づくり ★	○	○	○		○		
(b)森のサポーターによる森の管理の検討 ★	○	○	○		○		78
(a)農地制度等の適正な運用			○				
(b)土砂等の埋立て等の適正化			○				
(a)きさらづ里の拠点づくり ★	○	○	○		○		
(b)里のサポーターによる里の管理の検討 ★	○	○	○		○		79
(a)小櫃川河口・盤洲干潟の保全管理	○	○	○				
(b)木更津市盤洲干潟保全基金の運用			○				
(c)県条例に基づく保全制度指定の協議			○				
(a)きさらづの海の拠点づくり ★	○	○	○	○			80
(a)良好な環境維持方策の検討 ★	○	○	○	○			
(a)請西地区等のまとまったみどりの活用 ★	○	○	○		○		
(b)緑地の保全・活用制度の導入検討 ★			○		○		81
(a)良好な環境維持方策の検討 ★	○	○	○	○			
(a)畑沢～中尾地区の連続するみどりの活用 ★	○	○	○		○		
(b)緑地の保全・活用制度の導入検討 ★			○		○		81
(a)樹木・樹林等の保全制度の導入検討 ★	○	○	○	○			
(b)みどりのふるさと景観資源の選定・普及 ★	○	○	○	○			82
(c)みどりのふるさと景観資源の記録保存の検討 ★	○	○	○	○			
(a)文化財の指定			○				83
(b)みどりの歴史文化資源の調査・活用 ★	○	○	○		○		
(a)生物多様性に資する緑地の保全・活用の検討 ★	○	○	○		○		83
(a)生産緑地地区の管理	○		○				83

基本方針		基本施策	
2 みどりを結ぶ ——どこでも身近にみどりを感じるまちに——	2-1 森・里・まち・海を結ぶ “みずべ”の機能を発揮する	(1)「田園空間軸」としての小櫃川の河川空間の保全・活用	①水質の保全 ②河川空間における自然的環境の維持・向上 ③水辺を楽しむルートと拠点整備 ④周辺のみどりの資源との連携
		(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての矢那川・武田川の河川空間の保全・活用	①河川空間における自然的環境の維持・向上 ②水辺を楽しむルートと拠点整備 ③周辺のみどりの資源との連携
	2-2 森・里・まち・海を結ぶ “とおり”のみどりを充実する	(1)道路緑化と管理の充実	①街路樹の適正な計画と管理 ②道路の緑化推進と良好な管理
		(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての県道・矢那川沿い道路の整備・管理	①県道等の緑のネットワーク形成 ②周辺のみどりの資源との連携
	2-3 森・里・まち・海を結ぶ “見晴らし”を顕在化する	(1)眺望場所と安全・快適なアクセスの確保	①海の眺望点の形成 ②まちの眺望点の形成 ③森の眺望点の形成

個別施策・事業	取り組み主体			取り組み開始時期			頁
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期	
(a)水道水源保護地域の指定			○				84
(a)小櫃川沿いの自然堤防・河川敷植生の保全 ★	○	○	○		○		
(b)小櫃川沿いの河岸緑化等の推進 ☆			○				
(a)小櫃川沿いの遊歩道等の整備 ★	○	○	○			○	
(a)小櫃川とみどりの資源のネットワーク形成 ★	○	○	○			○	85
(a)矢那川・武田川沿いの河岸緑化等の推進 ☆			○				85
(a)矢那川・武田川沿いの遊歩道等の整備 ★	○	○	○			○	
(a)矢那川・武田川とみどりの資源のネットワーク形成 ★	○	○	○			○	
(a)街路樹の計画・管理指針の作成 ★			○	○			86
(b)既存の街路樹の見直し ★			○	○			
(a)街路樹の整備促進			○				
(b)街路樹等の良好な管理 ☆	○	○	○				
(a)幹線ルートの設定とみどりの景観整備 ★	○	○	○		○		86
(a)ルート沿いのみどりの資源のネットワーク形成 ★	○	○	○		○		87
(a)中の島大橋と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○		○		87
(a)太田山公園と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○	○			
(a)真里谷城跡と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○		○		88

基本方針		基本施策	
3 みどりを創る ― 市民が誇れる美しいみどりの都市へ ―	3-1 みどりの核となる公園緑地を拡充し、みどりを実感できる都市を形成する	(1)公園の新規整備	①未供用の都市公園の早期整備 ②新規公園配置の検討
		(2)公園の改修・再整備	①ニーズや時代に即した公園の再整備 ②公園の安全・安心対策の実施 ③公園の防災性能の向上
		(3)公園の管理運営の充実	①公園空間の質の向上 ②管理の効率化と公園の活性化 ③公園の利用管理の充実
	3-2 質の高いみどりを創出し、風格のある都市を形成する	(1)中心市街地一帯における質の高いみどりのまち並み創出	①きさらづの「まち」の顔づくり ②木更津駅西口一帯のみどりの活用
		(2)親しみの持てる港湾空間の形成とにぎわいづくり	①内港地区臨海部の緑のストックの活用 ②みどりと調和する築地地区の空間形成
		(3)新市街地における潤いのあるまち並み形成	①かずさアカデミアパークのみどりの充実 ②みどりの創出による金田地区の高付加価値化
	3-3 暮らしの身近にみどりを創出し、快適なまち並みを形成する。	(1)公共公益施設の緑化推進	①公共公益施設における緑化施設の確保 ②公共公益施設における緑化活動の推進
		(2)民有地の緑化推進	①事業所等の敷地の緑化推進

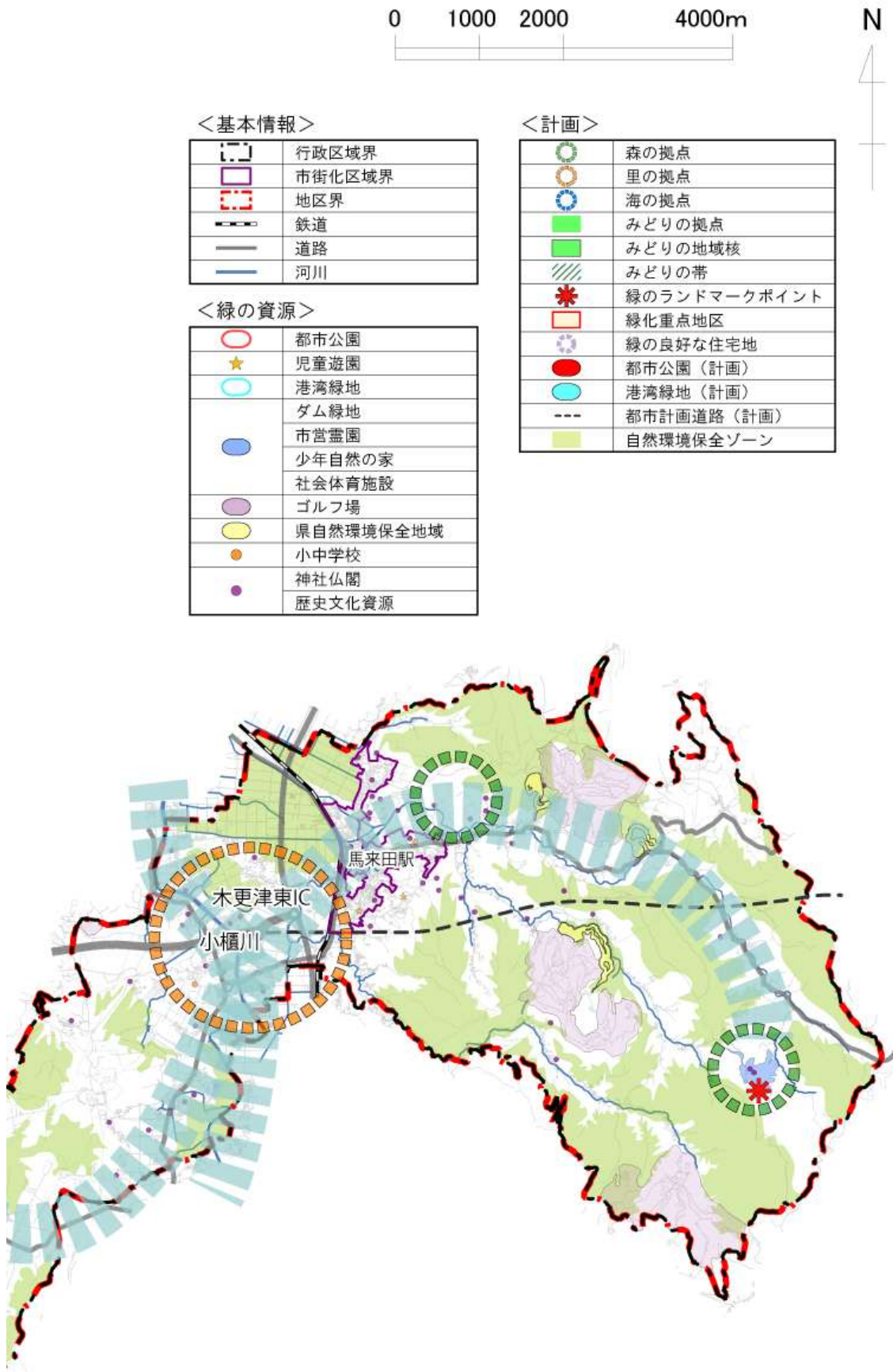
個別施策・事業		取り組み主体			取り組み開始時期			頁
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期	
(a)土地区画整理事業で移管を受けた街区公園等の整備	★			○	○			89
(b)都市環境の向上に資する公園の整備	★			○	○			
(a)既存ストックの活用による公園整備検討	★	○		○	○			
(b)畳ヶ池の活用検討	★	○		○		○		
(c)大規模な公園配置の検討		○	○	○			○	
(a)みどりの拠点としての太田山公園、小櫃堰公園の再整備	★			○	○			90
(b)江川総合運動場の整備拡充検討				○				
(c)公園再生計画の策定	★			○	○			
(a)老朽化対策・バリアフリー対策等の実施	★			○	○			
(a)防災公園の配置検討	★	○	○	○	○			91
(b)防災に対応する公園の再整備	★			○	○			
(a)公園の管理体制の強化	☆	○		○				91
(a)指定管理者制度による公園管理			○	○				
(b)指定管理者制度による公園管理の拡充検討	☆			○				
(a)公園利用マナーの普及・強化	☆	○	○	○				
(a)緑化重点地区の設定および施策の検討推進	★			○	○			92
(b)富士見通りの景観のグレードアップ	★	○	○	○	○			
(c)木更津駅東口～太田山公園のまち並みの高質化	★			○		○		93
(a)緑のまちかどスポットの形成	★	○	○	○		○		
(a)臨海部公園における港を楽しむ空間づくり	★	○	○	○		○		93
(b)港湾緑地の整備				○				
(a)大規模民間施設の緑化推進	★		○	○	○			94
(a)みどり豊かな空間形成			○	○				94
(a)民有地における緑化推進	★	○	○	○		○		
(a)緑化施設の基準検討	★			○		○		94
(b)市立小中学校の接道部緑化の検討	★			○		○		
(a)道路等における花壇づくり等支援	☆	○	○	○				95
(b)園庭芝生化	★			○		○		
(c)緑のカーテンづくり	☆	○	○	○				
(a)緑化指導制度等の創設検討	★			○		○		95
(b)屋上緑化等の推進	★	○	○	○		○		

基本方針		基本施策	
4. みどりを育む —— 市民との協働でみどり豊かなまちに ——	4-1 管理を充実し、地域に根付くみどりの空間を育む	(1)公共空間のみどりの質の向上	①行政によるみどりの管理の充実 ②市民等の参加による公園の管理運営の推進 ③市民等の参加による公共空間管理の充実 ④市民等の参画の機会づくり
		(2)民有地のみどりの良好な管理・育成	①緑地保全の支援体制づくり
	4-2 市民から市民へとみどりの価値を伝え、地域のみどりを育むひとの輪を広げる	(1)市民のみどりの保全・創出意識の高揚	①みどりに対する市民の関心の向上 ②みどりの資源を活用した普及啓発
		(2)市民のみどりの活動意欲の向上	①みどりの活動成果の評価
	4-3 多様な主体が参加し、みどりを育む仕組みをつくる	(1)みどりの総合的な情報の共有	①みどりの基本情報の共有
		(2)みどりの協働の取り組み普及	①みどりを育む資金の確保
		(3)市民によるみどりのまちづくり支援	①市民によるみどりの活動の拡充 ②みどりの活動主体となる市民組織の形成

個別施策・事業		取り組み主体			取り組み開始時期			頁
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期	
(a)公園・道路の清掃および植栽管理の充実（再掲）	☆	○	○	○				96
(b)緑のリサイクル推進	★	○	○	○	○			
(c)グリーンバンクの検討	★	○	○	○	○			
(a)公園管理協力制度の拡充	☆	○	○	○				
(b)市民参加による公園づくり（計画から管理まで）	★	○		○	○			97
(a)とおりの市民サポーター活動の拡充	☆	○	○	○				
(b)みずべの市民サポーター活動の拡充	☆	○	○	○				
(a)公園施設の寄附制度等の創設検討	★	○	○	○	○			
(a)民有緑地管理の支援制度の検討	★			○		○		97
(b)森のサポーターによる森の管理の検討（再掲）	★	○	○	○		○		
(c)里のサポーターによる里の管理の検討（再掲）	★	○	○	○		○		
(a)公園緑地等におけるイベント開催		○	○	○				98
(b)市民による自主的なみどりのイベント開催支援	☆	○	○	○				
(a)子どもの環境学習等の推進	☆	○	○	○				
(b)生涯学習としての環境学習等の推進	☆	○	○	○				
(a)コンクール等に関する情報発信	★			○	○			99
(b)みどりのコンクール等の開催検討	★	○	○	○	○			
(a)みどりの現況データの収集・蓄積・発信	☆			○				99
(b)子どもに向けたみどりの情報発信	★			○	○			
(a)みどりの基金制度の創設検討	★			○		○		100
(a)ボランティア育成と活動の場の提供	☆	○	○	○				100
(a)（仮称）みどりの市民会議の創設	★	○	○	○	○			

みどりの配置及び整備方針図





2. 個別施策・事業の展開

基本方針1 みどりを守る；未来にわたってみどりを確かな存在に

1-1 きさらづの“基盤のみどり”(森・里・海)をまもり活かします。

(1) きさらづの「森」の保全・活用

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(1) きさらづの「森」の保全・活用			
①きさらづの「森」の保全			
(a)保安林の指定			○県、経済部
(b)地域森林計画対象民有林の指定			○県、経済部
(c)鳥獣保護区の指定			○県、環境部
(d)千葉県自然環境保全地域の指定			○県、環境部、教育部
(e)土砂等の埋立て等の適正化			○環境部
(f)廃棄物の不法投棄の監視			○環境部
(g)保全配慮地区の検討	★		○都市整備部
②きさらづの「森」の活用			
(a)きさらづ森の拠点づくり	★	○	○経済部、教育部
(b)森のサポーターによる森の管理の検討	★	○	○経済部、教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①きさらづの「森」の保全

■(a) 保安林の指定

- ・「森林法」に基づき、水源涵養、および土砂流出、土砂崩壊、飛砂・潮害の防備に重要な役割を果たしている森林76.0haを保安林に指定しています。
- ・引き続き、土砂流出、土砂崩壊防備保安林の指定について、千葉県との連携により適切な保全を図ります。

■(b) 地域森林計画対象民有林の指定

- ・「森林法」に基づき、森林施業の方向づけを行う地域森林計画で対象とされている森林4,197haについて、伐採、造林、保育等の森林整備の推進方策を定めています。
- ・引き続き、「木更津市森林整備計画」に基づき森林施業を推進するため指導、助言を行っていきます。

■(c) 鳥獣保護区の指定

- ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、千葉県により矢那地区一帯825haが鳥獣保護区に指定されています。
- ・引き続き、県との連携により適切な保全を図るとともに、環境学習等の場としての活用を進めます。

■(d) 千葉県自然環境保全地域の指定

- ・「千葉県自然環境保全条例」に基づき、地蔵堂・藪化石帯23.14haが、優れた自然および貴重な自然環境を将来に継承していくために自然環境保全地域に指定されており、このうち9.09haが

特別地区となっています。

- ・引き続き、県との連携により適切な保全を図るとともに、本市の貴重なみどりの資源として活用を進めます。

■(e) 土砂等の埋立て等の適正化

- ・「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、土地の埋立て等の規制を行っています。同条例により、森林法に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に規定する水道水源保護地域を含む3,000㎡以上の特定事業（一時的積特定事業を除く）を実施する場合には、あらかじめ当該区域に隣接する土地所有者及び隣接する2000mの区域に居住する者の世帯の8/10以上の世帯主の承諾が必要となっています。
- ・引き続き、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進します。

■(f) 廃棄物の不法投棄の監視

- ・「木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱」による監視カメラの設置や「木更津市不法投棄監視員制度設置要綱」による情報提供制度により、廃棄物の不法投棄の監視等を行っています。
- ・引き続き、不法投棄の監視を行っていきます。

■(g) 保全配慮地区の検討 ★

- ・「市街化調整区域における土地利用方針」と整合を図りつつ、保全配慮地区の設定を検討します。

②きさらづの森の活用

■(a) きさらづ森の拠点づくり ★

- ・本市の森のゾーンに存在する、地域の人びとにより守られ育まれてきた豊かな自然資源、歴史文化資源等を、本市の貴重な資産として良好な姿で将来へと継承するため、行政、市民等と土地所有者が協働して適正な管理を支援する取り組みを検討します。
- ・森林の整備と森林の保護・文化・教育的な利用を組み合わせた活動に、市民の参加を促進する森林の総合利用の推進を図ります。
- ・富来田地区のいっせんぼくや真里谷城跡一帯、鎌足地区のかずさ1号公園一帯などを対象として、みどりの資源や周辺環境、アクセス、地域の意向等の観点から、「森」の保全・活用のモデルプロジェクトとしてふさわしいエリアについて、森林部局等の計画と整合を図りつつ、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など、森の利用拠点づくりを検討します。

■(b) 森のサポーターによる森の管理の検討 ★

- ・市は森林組合等と連携し、森林保全育成ボランティアやその指導者として、市民を対象として森のサポーターの育成を行うとともに、技術を習得した人材が活動できる場の確保に努めます。
- ・土地所有者等の意向を把握するとともに、市民団体やNPO法人等による森のサポーター活動や企業の社会貢献活動としての保全活動の誘致・受け入れによる森の管理・活用の推進に向けた窓口を設けるなど、市の体制の充実を図ります。
- ・併せて、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく里山活動協定認定制度の継続および拡充支援、市民団体等と土地所有者間の調整、森林保全活動等に関する情報発信等に、千葉県と連携を図り取り組みます。

(2) きさらづの「里」の保全・活用

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(2) きさらづの「里」の保全・活用			
①きさらづの「里」の保全			
(a)農地制度等の適正な運用			○経済部
(b)土砂等の埋立て等の適正化			○環境部
②きさらづの「里」の活用			
(a)きさらづ里の拠点づくり	★	○	○経済部
(b)里のサポーターによる里の管理の検討	★	○	○経済部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①きさらづの「里」の保全

■(a) 農地制度等の適正な運用

- ・農業生産の場および都市における緑とオープンスペースとして重要な役割を果たしている農地について、農地法や農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、継続して農地の適正な利用および違反転用の防止や遊休農地の解消等に努めます。

■(b) 土砂等の埋立て等の適正化

- ・「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、土地の埋立て等の規制を行っています。同条例により、森林法に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に規定する水道水源保護地域を含む3,000㎡以上の特定事業（一時たい積特定事業を除く）を実施する場合には、あらかじめ当該区域に隣接する土地所有者及び隣接する2000mの区域に居住する者の世帯の8/10以上の世帯主の承諾が必要となっています。
- ・引き続き、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進します。

②きさらづの「里」の活用

■(a) きさらづ里の拠点づくり ★

- ・地域の農業実態に即し、農地の保全と遊休農地発生の防止と農地としての活用により農村地域の活性化を図るため、行政、市民団体、農業者等の協働により、拠点内の遊休農地等を都市住民の農業への理解を深める場としての利用を推進する仕組みづくりを進めます。
- ・木更津東IC一帯など、みどりの資源や周辺環境、アクセス、地域の意向等の観点から「里」の保全・活用のモデルプロジェクトとしてふさわしいエリアについて、農政部局等の計画と整合を図りつつ、農業体験農園や地場農産物販売支援施設など、里の利用拠点づくりを検討します。

■(b) 里のサポーターによる里の管理の検討 ★

- ・市は農業協同組合等と連携し、援農ボランティアやその指導者として、市民を対象として里のサポーターの育成を行うとともに、技術を習得した人材が活動できる場の確保に努めます。
- ・農業者の意向把握を行うとともに、市民団体、NPO法人等による里のサポーター活動や企業の社会貢献活動としての援農活動の誘致・受け入れによる遊休農地活用の推進に向けた窓口を設けるなど、市の体制の充実を図ります。
- ・併せて、市民団体等と農業者間の調整、遊休農地等に関する現状把握と情報発信等に取り組みます。

(3) きさらづの「海」の保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(3) きさらづの「海」の保全・活用				
①きさらづの「海」の保全				
(a)小櫃川河口・盤洲干潟の保全管理		○	○	○環境部
(b)木更津市盤洲干潟保全基金の運用				○環境部
(c)県条例に基づく保全制度指定の協議				○県、環境部
②きさらづの「海」の活用				
(a)きさらづの海の拠点づくり	★	○	○	○都市整備部、環境部、教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①きさらづの「海」の保全

■(a) 小櫃川河口・盤洲干潟の保全管理

- ・都市環境の保全、自然とのふれ合いの場の提供、景観形成、防災、動植物の生育・生息地の保全等の観点から検討を行い、小櫃川河口・盤洲干潟の環境を保全するため、関係機関や市民等と連携し、干潟の自然環境に配慮した管理のあり方について検討を進めます。

■(b) 木更津市盤洲干潟保全基金の運用

- ・木更津市では木更津市盤洲干潟保全基金を設置し、盤洲干潟の保全を目的とした盤洲干潟周辺を含む環境調査、散乱ごみの収集、盤洲干潟の保全の重要性に関する啓発活動に対し、助成を行っています。
- ・引き続き、木更津市盤洲干潟保全基金の運用を行います。

■(c) 県条例に基づく保全制度指定の協議

- ・引き続き、盤洲干潟に対する千葉県自然環境保全地域等の指定に関し、関係機関等との協議・調整を行います。

②きさらづの「海」の活用

■(a) きさらづの海の拠点づくり ★

- ・盤洲干潟一帯の海辺では、潮干狩りなどでにぎわうほか、市民団体等により子どもたちや家族連れを対象とした観察会等が開催されています。環境に負荷を与えないように適正な利用の促進を図るよう、引き続き関係団体等との連携を図るとともに、漁業者等と連携し、環境保全に配慮しつつ環境学習や地場産業である漁業の体験、観光レクリエーションの場として、海辺の利用拠点の形成を図ります。
- ・木更津港内の海辺についても、漁業者等の協力を得て、中の島公園等を利用拠点として、環境学習のための団体利用など、一定のコントロールされた利用について、潮干狩りシーズン以外にも利用できるようにパブリックアクセスの確保を図ります。

1-2 まちなかの“拠点のみどり”と市街地を“囲むみどり”をまもり活かせます。

(1) 「まち」の拠点のみどりの保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 「まち」の拠点のみどりの保全・活用				
① 「まち」の拠点のみどりの保全				
(a) 良好な環境維持方策の検討	★	○	○	○都市整備部
② 「まち」の拠点のみどりの活用				
(a) 請西地区等のまとまったみどりの活用	★	○	○	○都市整備部、教育部
(b) 緑地の保全・活用制度の導入検討	★			○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

① 「まち」の拠点のみどりの保全

■(a) 良好な環境維持方策の検討 ★

- ・市街化区域内の畑沢、永井作、市街化区域に囲まれた市街化調整区域内の請西のまとまった樹林地について、土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、都市環境、居住環境、都市景観等のあり方を検討し、良好な環境が維持されるよう努めます。

② 「まち」の拠点のみどりの活用

■(a) 請西地区等のまとまったみどりの活用 ★

- ・土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、畑沢、永井作、請西などに残るまとまった樹林地等の現状を把握するための調査等を行い、樹林地をはじめ市指定文化財「五輪塔」や庭園のある長楽寺、浅間神社、善光寺等の社寺林、市指定史跡の真武根陣屋遺址などの歴史文化資源や公園緑地をたどる散策ルートやサイン類の整備を検討し、木更津の財産としてその存在と価値を市民に広めていきます。

■(b) 緑地の保全・活用制度の導入検討 ★

- ・上記のまとまりのある樹林地のうち、市民の憩いの場や樹林地管理ボランティア活動の場等として活用可能な土地については、土地所有者の意向および市民ニーズ等を踏まえ、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など効果的な方策を検討します。

(2) 「まち」を囲むみどりの保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 「まち」を囲むみどりの保全・活用				
① 「まち」を囲むみどりの保全				
(a) 良好な環境維持方策の検討	★	○	○	○都市整備部
② 「まち」を囲むみどりの活用				
(a) 畑沢～中尾地区の連続するみどりの活用	★	○	○	○都市整備部、教育部
(b) 緑地の保全・活用制度の導入検討	★			○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①「まち」を囲むみどりの保全

■(a) 良好な環境維持方策の検討 ★

- ・畑沢～中尾地区のまとまった樹林地については、土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、都市環境、居住環境、都市景観等のあり方を検討し、良好な環境が維持されるよう努めます。

②「まち」を囲むみどりの活用

■(a) 畑沢～中尾地区の連続するみどりの活用 ★

- ・土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、樹林地等の現状を把握するための調査等を行い、県指定文化財「薬師如来立像」を安置する東光院その他の神社仏閣などの歴史文化資源や公園緑地等をたどる散策ルートやサイン類の整備を検討し、木更津の財産としてその存在と価値を市民に広めていきます。

■(b) 緑地の保全・活用制度の導入検討 ★

- ・上記のまとまりのある樹林地のうち、市民の憩いの場や樹林地管理ボランティア活動の場等として活用可能で一定程度まとまりのある土地については、土地所有者の意向および市民ニーズ等を踏まえ、都市緑地法に基づく市民緑地制度、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など効果的な方策を検討します。

1-3 地域に“点在する特徴あるみどり”をまもり活かします。

(1) 暮らしに身近なみどりの保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1)「暮らしに身近なみどりの保全・活用」				
①みどりのふるさと景観資源の保全・活用				
(a)樹木・樹林等の保全制度の導入検討	★	○	○	○都市整備部、教育部
(b)みどりのふるさと景観資源の選定・普及	★	○	○	○都市整備部、教育部
(c)みどりのふるさと景観資源の記録保存の検討	★	○	○	○都市整備部、教育部
②みどりの歴史文化資源の保全・活用				
(a)文化財の指定				○教育部
(b)みどりの歴史文化資源の調査・活用	★	○	○	○教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりのふるさと景観資源の保全・活用

■(a) 樹木・樹林等の保全制度の導入検討 ★

- ・市内に点在する屋敷林、生垣、地域の巨樹・古木等は、木更津の暮らしの中で人々が育んできた、ふるさとを体現する景観資源であり文化資源でもあります。
- ・これらの資源については、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づく保存樹・保存樹林制度、「景観法」に基づく景観計画策定による景観重要樹木制度の導入、条例に基づく制度創設などを検討します。
- ・巨樹・古木については、環境省選定の16件や木更津造園建設業協同組合が選定している「木更津の名木100選」（現在29件）等との連携を図ります。

■(b) みどりのふるさと景観資源の選定・普及 ★

- ・市内に存在するみどりの景観資源には、法律等による保全対象とならなくても本市にとって大切な資源があり、それらを市民一人ひとりが認知することが大切です。
- ・法律等による指定だけでなく、市内のみどりの景観について関心を高め、市民の主体的な緑化や保全活動へとつなげていく方策として、市民投票による木更津を代表するみどりの景観の選定（1地区2箇所として、きさらづみどりの十六景など）について検討します。

■(c) みどりのふるさと景観資源の記録保存の検討 ★

- ・みどりの景観資源は、巨樹・古木や土木遺構など寿命とともに衰退したり、開発により止むを得ず失われたりするものが数多くあります。市民等との協働により、これまでの記録を発掘するとともに、写真など木更津の歴史として記録に残す方策について検討します。

木更津名木100選

木更津造園建設業協同組合により、「明日に残そう緑の地球」をスローガンに、私たちのふるさと木更津市に自生している古木や巨樹、稀少木など、由緒ある木、芸術的品位や風格を備えている樹木を後世にわたり保護・育成し、市民の緑に対する意識向上や自然環境の保全を目的として、平成21年6月21日に「木更津名木100選」として29本の樹木が指定されました。

指定された樹木は、まさに芸術的で威風堂々とした美しいたたずまいを持ちながら歴史を感じさせてくれます。

数十年、数百年という歴史を生き抜いてきた緑と樹木の力強よさ、私たちの生命を支えてくれた緑を守り、後世に残していくことが私たちの役割であると思います。

数百年という長い歳月、風雨に耐えてきた樹木に会いに来てみませんか。生きる希望の大きな「生命力」がもらえると思います。



根本家の椎

②みどりの歴史文化資源の保全・活用

■(a) 文化財の指定

- ・木更津市文化財保護条例に基づき、天然記念物に指定されている高蔵寺の「鎌足桜祖株」、草敷の「安西家のキササギ」、大稲の「松本家のグミ」、真里谷の「根本家の椎」や、史跡に指定されている「金鈴塚古墳」などの文化財があります。
- ・指定を継続するとともに、保護対策の強化を図ります。

■(b) みどりの歴史文化資源の調査・活用 ★

- ・市内には、神社仏閣、塚、古墳、道標、城跡、ため池など、みどりと一体となった細やかな歴史文化資源が点在していますが、市民全体に木更津の財産としての認識が共有されていないものが数多くあります。
- ・土地所有者等の協力を得て、市民とともに調査しその存在を明らかにするとともに、必要な保全策を講じ、環境学習や郷土学習に活かしていく方策を検討します。

(2) 生物の生育・生息環境の保全・活用

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(2) 生物の生育・生息環境の保全・活用			
①みどりの生き物環境資源の保全・活用			
(a)生物多様性に資する緑地の保全・活用の検討 ★	○	○	○都市整備部、環境部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりの生き物環境資源の保全・活用

■(a) 生物多様性に資する緑地の保全・活用の検討 ★

- ・市街地およびその周辺地域における公園緑地等について、エコロジカルネットワークの形成の観点からの市民等の参加による調査、評価、動植物種の分布域の拡大に資する緑地等の抽出、位置づけ、必要な措置等を検討します。

(3) 市街地内農地の保全・活用

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(3) 市街地内農地の保全・活用			
①市街化区域内農地の保全・活用			
(a)生産緑地地区の管理	○		○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①市街化区域内農地の保全・活用

■(a) 生産緑地地区の管理

- ・引き続き、都市における農地の適正な保全と、都市農業の育成および都市環境の形成を図ります。
- ・将来的に、みどりの少ないまちなかの貴重な緑とオープンスペースとして、土地所有者の協力をいただき、保全・活用を検討します。

基本方針2 みどりを結ぶ；どこでも身近にみどりを感じるまちに

2-1 森・里・まち・海を結ぶ“みずべ”の機能を発揮します。

(1)「田園空間軸」としての小櫃川の河川空間の保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1)「田園空間軸」としての小櫃川の河川空間の保全・活用				
①水質の保全				
(a)水道水源保護地域の指定				○環境部
②河川空間における自然的環境の維持・向上				
(a)小櫃川沿いの自然堤防・河川敷植生の保全	★	○	○	○県、都市整備部
(b)小櫃川沿いの河岸緑化等の推進	☆			○県、都市整備部
③水辺を楽しむルートと拠点整備				
(a)小櫃川沿いの遊歩道等の整備	★	○	○	○県、都市整備部
④周辺のみどりの資源との連携				
(a)小櫃川とみどりの資源のネットワーク形成	★	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①水質の保全

■(a) 水道水源保護地域の指定

- ・木更津市では、「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、小櫃川流域に係る水道水源およびその上流域において水質保全が必要な地域を水道水源保護地域に指定し、排水基準を設けています。
- ・引き続き、排水基準に関し水道資源の保護を図ります。

②河川空間における自然的環境の維持・向上

■(a) 小櫃川沿いの自然堤防・河川敷植生の保全 ★

- ・小櫃川一帯は木更津の原風景の一つであり、本市を特徴づける重要な自然環境資源となっています。河川空間の保全を図るため自然堤防や河川敷植生等の実態を把握し、生物の生育生息環境としてのあり方や景観、利用状況を踏まえ、千葉県と連携し適切な管理の方策を検討します。

■(b) 小櫃川沿いの河岸緑化等の推進 ☆

- ・小櫃川沿いの河岸緑化や多自然型護岸など、生物の生育生息空間や移動経路、風の道等としての機能を高める整備について、千葉県と連携し検討します。

③水辺を楽しむルートと拠点整備

■(a) 小櫃川沿いの遊歩道等の整備 ★

- ・市民等と協働し、小櫃川の河川管理用道路や河川沿いの道路のうち、歩行空間やサイクリングロードとして設定可能なルートを選定し、並木植栽や休憩スポットなど必要な整備と管理方策を検討します。県管理区間については、千葉県と協議を進めます。
- ・利用拠点として小櫃堰公園等を位置づけ、サイン類（標識、解説板等）等の整備を検討します。

④周辺のみどりの資源との連携

■(a) 小櫃川とみどりの資源のネットワーク形成 ★

- ・市民等と協働し、小櫃川と周辺のみどりの資源（都市公園、観光農園、神社仏閣・社寺林、文化財、レクリエーション施設等）を結ぶ散策ルートやサイン類の整備など、相互のネットワークの形成を検討します。
- ・小櫃川とみどりの資源を結ぶルートや施設（トイレ、休憩場所等）に関する情報発信（市ホームページ、リーフレット等）に取り組みます。

(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての矢那川・武田川の河川空間の保全・活用

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての矢那川・武田川の河川空間の保全・活用			
①河川空間における自然的環境の維持・向上			
(a)矢那川・武田川沿いの河岸緑化等の推進 ☆			○県、都市整備部
②水辺を楽しむルートと拠点整備			
(a)矢那川、武田川沿いの遊歩道等の整備 ★	○	○	○県、都市整備部
③周辺のみどりの資源との連携			
(a)矢那川、武田川とみどりの資源のネットワーク形成 ★	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①河川空間における自然的環境の維持・向上

■(a) 矢那川・武田川沿いの河岸緑化等の推進 ☆

- ・河川沿いの河岸緑化や多自然型護岸など、生物の生育生息空間や移動経路、風の道等としての機能を高める整備について、千葉県と連携し検討します。

②水辺を楽しむルートと拠点整備

■(a) 矢那川、武田川沿いの遊歩道等の整備 ★

- ・市民等と協働し、矢那川や武田川の河川管理用道路や河川沿いの道路のうち、歩行空間やサイクリングロードとして設定可能なルートを選定し、並木植栽や休憩スポットなど必要な整備と管理方策を検討します。県管理区間については、千葉県と協議を進めます。
- ・武田川沿いのコスモスロードやいっせんぼくの遊歩道について、市民、県との協働による整備を検討します。
- ・利用拠点として、矢那川公園等を位置づけ、公園と一体となった親水護岸整備やサイン類（標識、解説板等）等の整備を検討します。

③周辺のみどりの資源との連携

■(a)矢那川、武田川とみどりの資源のネットワーク形成 ★

- ・市民等と協働し、矢那川や武田川と周辺のみどりの資源（都市公園、観光農園、神社仏閣・社寺林、文化財、レクリエーション施設等）とを結ぶ散策ルートやサイン類の整備など、相互のネットワークの形成を検討します。
- ・矢那川、武田川とみどりの資源を結ぶルートや施設（トイレ、休憩場所等）に関する情報発信（市ホームページ、リーフレット等）に取り組みます。

2-2 森・里・まち・海を結ぶ“とおり”のみどりを充実します。

(1) 道路緑化と管理の充実

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 道路緑化と管理の充実				
①街路樹の適正な計画と管理				
(a)街路樹の計画・管理指針の作成	★			○都市整備部
(b)既存の街路樹の見直し	★			○都市整備部
②道路の緑化推進と良好な管理				
(a)街路樹の整備促進				○都市整備部
(b)街路樹等の良好な管理	☆	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①街路樹の適正な計画と管理

■(a) 街路樹の計画・管理指針の作成 ★

- ・既存の街路樹の実態を踏まえ、街路樹の計画、設計、管理に関する指針を作成し、優れた街路樹を育成する技術の蓄積と継承を図るとともに、市民に向けて街路樹に関する情報発信を行います。

■(b) 既存の街路樹の見直し ★

- ・上記の指針を踏まえ、既存の街路樹のうち、生育状況、景観等の課題をかかえている路線については、見直しを検討します。

②道路の緑化推進と良好な管理

■(a) 街路樹の整備促進

- ・都市計画道路などの整備に伴い、引き続き、街路樹や道路緑化の拡充に努めます。
- ・整備に当たっては、上記の指針を踏まえて整備を行います。

■(b) 街路樹等の良好な管理 ☆

- ・上記管理指針に基づき、街路樹の健全で美しい景観を形成する管理を行います。
- ・管理に当たっては、市民等との協働による管理体制の拡充を図ります。

(2) 「水と緑と歴史の文化軸」としての県道・矢那川沿い道路の整備・管理

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての県道・矢那川沿い道路の整備・管理				
①県道等の緑のネットワーク形成				
(a)幹線ルートの設定とみどりの景観整備	★	○	○	○県、都市整備部
②周辺のみどりの資源との連携				
(a)ルート沿いのみどりの資源のネットワーク形成	★	○	○	○県、都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①県道等の緑のネットワーク形成

■(a) 幹線ルートの設定とみどりの景観整備 ★

- ・水と緑と歴史の文化軸をたどる幹線ルートとなる県道において、良好な街路樹育成のための管理の充実を図るよう千葉県との協議を進めます。街路樹の未整備区間については、整備推進について県との協議を行います。
- ・県道のグリーンベルト化を図るため、千葉県と連携し市民との協働による草花植栽や管理体制の形成の方策を検討します。

②周辺のみどりの資源との連携

■(a) ルート沿いのみどりの資源のネットワーク形成 ★

- ・市民等と連携し、上記ルートの県道周辺のみどりの資源（都市公園、観光農園、神社仏閣・社寺林、文化財、レクリエーション施設等）を結ぶ散策ルートやサイン類の整備など、相互のネットワークの形成を検討します。
- ・県道とみどりの資源を結ぶルートや施設（トイレ、休憩場所等）に関する情報発信（市ホームページ、リーフレット等）を行います。

2-3 森・里・まち・海を結ぶ“見晴らし”を顕在化します。

(1) 眺望場所と安全・快適なアクセスの確保

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(1) 眺望場所と安全・快適なアクセスの確保			
①海の眺望点の形成			
(a)中の島大橋と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○都市整備部、企画部
②まちの眺望点の形成			
(a)太田山公園と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○都市整備部
③森の眺望点の形成			
(a)真里谷城跡と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①海の眺望点の形成

■(a) 中の島大橋と周辺の景観・アクセス向上 ★

- ・中の島大橋は木更津港のランドマークであるとともに、360度パノラマ景観を眺望する場所であることから、市民等と連携し、良好な外観と眺望のための安全で快適な空間の維持に努めます。特に橋の周囲の緑化など、橋梁とその周囲の快適な景観の形成を図ります。
- ・中の島橋大橋から望む景観（スカイライン、屋根、看板等）に配慮したまち並み形成や緑地の保全を検討します。

②まちの眺望点の形成

■(a) 太田山公園と周辺の景観・アクセス向上 ★

- ・太田山公園はまちなかのランドマークであるとともに、360度パノラマ景観を眺望する場所であることから、市民等と連携し、良好なみどりの外観と眺望のための安全で快適な空間の維持に努めます。

- ・ きみさらずタワーから望む景観（スカイライン、屋根、看板等）に配慮したまち並み形成や緑地の保全を検討します。

③森の眺望点の形成

■(a) 真里谷城跡と周辺の景観・アクセス向上 ★

- ・ 県道から真里谷城跡までのアクセスと物見台等の眺望場所へのアクセスについて、土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、安全でわかりやすいルートの維持、快適な眺望場所の維持に努めます。
- ・ 土地所有者の意向などを踏まえ、景観阻害要素となるものを設けないなど、眺望場所から見たみどりの景観の保全に努めます。

海からの贈り物

みなさんは木更津の海でも獲れる、アサリに驚くべき力が備わっているのをご存知でしょうか。それは海水を浄化し、海水をきれいにする能力のことです。

一般に平均的な親あさり1個につき、1日で24リットルの海水を浄化と言われています。当然、干潟には無数のアサリが生息しているため、その浄化能力は大変なものになります。

ではなぜ、アサリがいると海水はきれいになるのでしょうか。海水の成分は主にプランクトンやその死骸です。アサリは入水管から吸った水を「えら」でこし取り、きれいになった水を出水管から出しているのです。

また、アサリは水の中の汚れを取ることによって自分の成長に回しますし、アサリが糞を出せばそれをゴカイが食べ、ゴカイが糞を出せば、珪藻類の餌になり、最終的には鳥が食べることになる。つまり、アサリが海水を浄化するということは干潟で生態系が循環していると言えます。そしてこれが汚れの浄化として人間にも大変な恩恵を与えていることになります。

木更津の海をきれいな状態に保つためにも、干潟とそこに棲むアサリなどの生物の重要性をしっかり認識しておくことも大切なことではないでしょうか。



基本方針3 みどりを創る；市民が誇れる美しいみどりの都市へ

3-1 みどりの核となる公園緑地を拡充し、みどりを実感できる都市を形成します。

(1) 公園の新規整備

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 公園の新規整備				
①公園予定地の早期整備				
(a)土地区画整理事業で移管を受けた街区公園等の整備	★			○都市整備部
(b)都市環境の向上に資する公園の整備	★			○都市整備部
②新規公園配置の検討				
(a)既存ストックの活用による公園整備検討	★	○		○都市整備部
(b)畳ヶ池の活用検討	★	○		○都市整備部
(c)大規模な公園配置の検討		○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①公園予定地の早期整備

■(a) 土地区画整理事業で移管を受けた街区公園等の整備 ★

- ・街区公園等は、地域住民が歩いて行くことができる最も身近な公園で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に利用されています。土地区画整理事業等で移管を受けた街区公園等（公園予定地）の整備を実施します。
- ・土地区画整理事業が行われている区域については、施行者と連携し早期供用開始を目指します。

■(b) 都市環境の向上に資する公園の整備 ★

- ・公園緑地の整備にあたっては、規模、地域特性などを勘案しながら、地球温暖化防止対策の一層の推進を図るため、芝張りや植栽を中心とする温室効果ガス吸収源対策に資する整備を行います。

②新規公園配置の検討

■(a) 既存ストックの活用による公園整備検討 ★

- ・市街化区域内で公園の充足度が低い地区について、市民ニーズを踏まえ新規整備を検討します。
- ・今後の都市の動向、人口構成等の変化により発生することが予想される低未利用地等を活用した新規公園整備の検討を行います。

■(b) 畳ヶ池の活用検討 ★

- ・現在、畳ヶ池都市下水路の最上流にある畳ヶ池は、頼朝伝説が伝えられ、まちなかのみどり豊かな空間となっています。この畳ヶ池一帯について、市民参加のワークショップ等により親水公園整備を検討します。

■(c) 大規模な公園配置の検討

- ・「都市計画マスタープラン」などに位置づけられている総合公園等については、市民ニーズや社会情勢などを見極めながら、民間活力導入など事業手法を含め、長期的な検討事項とします。
- ・市街地のみどりや歴史文化資源等を一体的に保全・活用することが必要な地区において、都市公園制度の導入を検討します。

(2) 公園の改修・再整備

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 公園の改修・再整備				
①ニーズや時代に即した公園の再整備				
(a)みどりの拠点としての太田山公園、小櫃堰公園の再整備	★			○都市整備部
(b)江川総合運動場の整備拡充検討				○教育部
(c)公園再生計画の策定	★			○都市整備部
②公園の安全・安心対策の実施				
(a)老朽化対策、バリアフリー対策等の実施	★			○都市整備部
③公園の防災性能の向上				
(a)防災公園の配置検討	★	○	○	○都市整備部、総務部
(b)防災に対応する公園の再整備	★			○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①ニーズや時代に即した公園の再整備

■(a) みどりの拠点としての太田山公園、小櫃堰公園の再整備 ★

- ・本市を代表する公園であり、まちのシンボルである太田山公園は、市民団体や郷土博物館と連携し、みどりのランドマークポイントとして、また緑化重点地区における施策として、時代のニーズに即した施設および公園空間の改修、老朽化した公園施設の改修、バリアフリー化、樹木の整理など、優先的に魅力の向上を図る再整備について検討します。
- ・本市を代表する公園である小櫃堰公園は、指定管理者と連携し、小櫃川沿いの遊歩道等の整備検討において利用拠点として、時代のニーズに即した施設と公園空間の改修、老朽化した施設の改修、バリアフリー化、樹木との整理など、優先的に魅力の向上を図る再整備について検討します。

■(b) 江川総合運動場の整備拡充検討

- ・江川総合運動場に隣接する国有地に、サッカー場、野球場、陸上競技場等を新設・増設し、広域スポーツ交流活動に対応できる施設の拡充を検討します。

■(c) 公園再生計画の策定 ★

- ・都市公園における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理による計画的な改築等に係る取り組みを推進する「公園施設長寿命化計画」を策定します。
- ・「公園施設長寿命化計画」と調整を図り、時代に即した市民に愛される公園として機能更新等を含め計画的に再整備を推進するための計画を作成します。

②公園の安全・安心対策の実施：誰もが安全で安心して利用できる公園へ

■(a) 老朽化対策、バリアフリー対策等の実施 ★

- ・公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新（遊具、照明灯、フェンスなど）を行います。
- ・便所・園路等のバリアフリー対策、高齢者向け健康遊具の設置などの再整備を行います。
- ・暗がりを作っている樹枝や死角となっている樹木の剪定など、安全安心な公園としての再整備を行います。

③公園の防災性能の向上

■(a) 防災公園の配置検討 ★

- ・地域防災計画と整合を図りながら、地域の状況を踏まえ、市民等と協働し避難場所としての既存の公園の位置づけと配置の見直しを行い、新規整備の必要性の検討を含め、地域防災拠点となる公園の確保を再検討します。

■(b) 防災に対応する公園の再整備 ★

- ・避難場所に指定されている公園について、入口、園路、広場、植栽（延焼防止機能）、防災施設に関し必要な再整備を検討します。

(3) 公園の管理運営の充実

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(3) 公園の管理運営の充実				
①公園空間の質の向上				
(a)公園の管理体制の強化	☆	○		○都市整備部
②管理の効率化と公園の活性化				
(a)指定管理者制度による公園管理			○	○都市整備部
(b)指定管理者制度による公園管理の拡充検討	☆			○都市整備部
③公園の利用管理の充実				
(a)公園利用マナーの普及・強化	☆	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①公園空間の質の向上

■(a) 公園の管理体制の強化 ☆

- ・公園の特性、利用状況などを勘案し、草刈・清掃の頻度を高めるなどの行政の維持管理体制の強化を図ります。
- ・公園施設などの落書きやいたずらなどに対し、迅速な対応をすることにより防止・抑制効果があることから、引き続き、自治会や周辺住民からの情報提供などの協力要請をするとともに体制づくりを検討します。

②管理の効率化と公園の活性化

■(a) 指定管理者制度による公園管理

- ・小櫃堰公園と鳥居崎海浜公園水泳プールについては、引き続き指定管理者による管理を行います。

■(b) 指定管理者制度による公園管理の拡充検討 ☆

- ・指定管理者により管理を行うことが適切な公園の抽出など、指定管理者制度の導入拡充について検討します。

③公園の利用管理の充実

■(a) 公園利用マナーの普及・強化 ☆

- ・引き続き、公園の利用マナーの周知、啓発に努めます。
- ・現在実施しているホームページや広報での呼びかけのほか、他の施設管理を行っている関係各

課、清掃活動等を行っている市民団体等と連携し、利用マナーキャンペーン月間の設定等を検討します。

防災に対する公園の役割

阪神・淡路大震災以降、安全な都市づくりにおける緑の重要性が再認識されています。この地震で発生した火災に対して、公園や街路の樹木は焼け止まりに効果を発揮し、延焼防止に大きな役割を果たしました。

また、樹木が建物の倒壊を防ぎ、避難者に空間と時間の余地を与え、さらに、公園などのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援活動の拠点として利用されました。

このほかにも、緑には防風や雨水の調節機能などの働きがあり、様々な災害から私たちの暮らしを支えています。



富士見公園

3-2 質の高いみどりを創出し、風格のある都市を形成します。

(1) 中心市街地一帯における質の高いみどりのまち並み創出

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1)中心市街地一帯における質の高いみどりのまち並み創出				
①きさらづの「まち」の顔づくり				
(a)緑化重点地区の設定および施策の検討推進	★			○都市整備部、企画部
(b)富士見通りの景観のグレードアップ	★	○	○	○都市整備部、企画部、経済部
(c)木更津駅東口～太田山公園のまち並みの高質化	★			○都市整備部、経済部
②木更津駅西口一帯のみどりの活用				
(a)緑のまちかどスポットの形成	★	○	○	○都市整備部、経済部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①きさらづの「まち」の顔づくり

■(a) 緑化重点地区の設定および施策の検討推進 ★ (106 頁～109 頁参照)

- ・木更津のまちの顔としての中心市街地において、みどりによる風格のある都市景観の形成を図るため、緑化重点地区の設定を行い、施策の実現に向けて具体的な検討を進めます。

■(b) 富士見通りの景観のグレードアップ ★

- ・木更津港と木更津駅を結ぶ富士見通りを本市を代表するメインストリートとして位置づけ、市民や来街者がまち歩きを楽しめる潤いのあるみどりの空間となるよう、街路樹の再生整備（植栽基盤、樹種等の検討）を図ります。

- ・併せて、舗装、サイン、ストリートファニチャーなど安全性、快適性を高める再整備や、電線地中化を検討します。
- ・道路沿いの道路清掃や花壇づくりについて、周辺の商店・事業所等との協働体制を形成します。

■(c) 木更津駅東口～太田山公園のまち並みの高質化 ★

- ・木更津駅東口から太田山公園へのメインアクセスとなる国道16号交差点までの県道木更津停車場線沿いは、富士見通りと併せて本市を代表する街路樹景観を形成するよう、千葉県と連携し街路樹の育成に努めます。
- ・併せて、歩道の舗装、サイン、ストリートファニチャー等の再編や、電線地中化の延伸を要請していきます。

②木更津駅西側のみどりの活用

■(a) 緑のまちかどスポットの形成 ★

- ・木更津駅の西側に点在している10箇所以上の神社仏閣には植栽や庭園があり、まちなかに潤いをもたらしています。木更津駅西口～木更津港一帯のまち歩きの魅力の向上を図るため、神社仏閣や公園等をたどる回遊ルートの設定とコミュニティロード化を検討します。
- ・境内や公園等を緑のまちかどスポットとして位置づけ、サインにより「江戸前通り」の明確化と観光客等への周知を図るとともに、神社仏閣や周辺空地所有者等の協力を得て、入口付近に境内地の空間に調和する休憩コーナー等を設置するなど、歴史文化とみどりが感じられるまちづくりに活かす方策を検討します。

(2) 親しみの持てる港湾空間の形成とにぎわいづくり

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	木更津市
(2) 親しみの持てる港湾空間の形成とにぎわいづくり				
①内港地区臨海部の緑のストックの活用				
(a)臨海部公園における港を楽しむ空間づくり	★	○	○	○都市整備部、企画部、経済部
(b)港湾緑地の整備				○県、企画部、都市整備部
②みどりと調和する築地地区の空間形成				
(a)大規模民間施設の緑化推進	★		○	○企画部、都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①内港地区臨海部の緑のストックの活用

■(a) 臨海部公園における港を楽しむ空間づくり ★

- ・臨海部に位置する鳥居崎海浜公園と中の島公園、吾妻公園は、海風、潮の香、港の夜景など、港を楽しむ公園として、若者をはじめ人々の集い・にぎわいを取り戻すように魅力を高める再整備を行います。
- ・民間企業による飲食物販施設を誘致するなど、港周辺の活性化方策を検討します。

■(b) 港湾緑地の整備

- ・既存緑地および新規整備を計画している緑地について、質の高い空間として維持、整備されるよう、千葉県との協議を継続します。

②みどりと調和する築地地区の空間形成

■(a)大規模民間施設の緑化推進 ★

- ・築地地区は地区計画において、商業・アミューズメント、スポーツ等の都市機能の導入による新たな交流拠点の創出を図ることとしています。大規模民間施設の立地等に際して、既存緑地と調和した景観づくりなど企業との連携を図ります。

(3) 新市街地における潤いのあるまち並み形成

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(3) 新市街地における潤いのあるまち並み形成			
①かずさアカデミアパークのみどりの充実			
(a)みどり豊かな空間形成		○	○企画部、環境部
②みどりの創出による金田地区の高付加価値化			
(a)民有地における緑化推進	★	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①かずさアカデミアパークのみどりの充実

■(a) みどり豊かな空間形成

- ・千葉県「かずさアカデミアパーク景観形成誘導指針」に基づいた緑化を推進します。

②みどりの創出による金田地区の高付加価値化

■(a) 民有地における緑化推進 ★

- ・木更津市の新たな玄関口として、土地区画整理事業の進捗状況を踏まえながら、緑化の誘導方策を検討します。

3-3 暮らしの身近にみどりを創出し、快適なまち並みを形成します。

(1) 公共公益施設の緑化推進

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(1) 公共公益施設の緑化推進			
①公共公益施設における緑化施設の確保			
(a)緑化施設の基準検討	★		○都市整備部
(b)市立小中学校における接道部緑化の検討	★		○教育部
②公共公益施設における緑化活動の推進			
(a)道路等における花壇づくり等支援	☆	○	○都市整備部、企画部、経済部
(b)園庭芝生化	★		○福祉部
(c)緑のカーテンづくり	☆	○	○環境部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①公共公益施設における緑化施設の確保

■(a)緑化施設の基準検討 ★

- ・公共施設の新增改築に際して緑化の推進を図ることとし、公共施設として設けるべき緑化施設の基準等について検討します。

■(b) 市立小中学校における接道部緑化の検討 ★

- ・市立小中学校のうち緑化率の低い施設については、接道部緑化等の方法や推進策を検討します。

②公共公益施設における緑化活動の推進

■(a) 道路等における花壇づくり等支援 ☆

- ・道路沿いや駅前空間、河川空間等の公共空間における清掃や花壇づくりを行う自治会、商店街などに対する支援を拡充します。

■(b) 園庭芝生化 ★

- ・市立保育園園庭において、芝生化を検討します。

■(c) 緑のカーテンづくり ☆

- ・モデルとしての公共施設における緑のカーテンづくりを推進するとともに、緑のカーテンに関する情報発信（作り方、効果等）を拡充し、市民等による庭や事業所敷地での緑のカーテンづくりを推進します。

(2) 民有地の緑化推進

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 民有地の緑化推進				
①事業所等の敷地の緑化推進				
(a)緑化指導制度等の創設検討	★			○都市整備部
(b)屋上緑化等の推進	★	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①事業所等の敷地の緑化推進

■(a) 緑化指導制度等の創設検討 ★

- ・将来にわたって良好な環境を誇れるまち並みの形成を図るため、建築行為、開発行為等における緑化指導など、民有地の緑化の推進を図る制度創設を検討します。

■(b) 屋上緑化等の推進 ★

- ・市街地内にあって敷地規模等の制約のある事業所等の緑化として、屋上緑化や壁面緑化等の特殊緑化技術に関する情報発信により住宅や事業所での取り組みの推進を図るとともに、普及のための支援方策を検討します。

基本方針4 みどりを育む；市民との協働でみどり豊かなまちに

4-1 管理を充実し、地域に根付くみどりの空間を育みます。

(1) 公共空間のみどりの質の向上

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 公共空間のみどりの質の向上				
①行政によるみどりの管理の充実				
(a)公園・道路の清掃および植栽管理の充実（再掲）	☆	○	○	○都市整備部
(b)緑のリサイクル推進	★	○	○	○都市整備部
(c)グリーンバンクの検討	★	○	○	○都市整備部
②市民等の参加による公園の管理運営の推進				
(a)公園管理協力制度の拡充	☆	○	○	○都市整備部
(b)市民参加による公園づくり（計画から管理まで）	★	○		○都市整備部
③市民等の参加による公共空間管理の充実				
(a)とおりの市民サポーター活動の拡充	☆	○	○	○都市整備部、環境部、企画部
(b)みずべの市民サポーター活動の拡充	☆	○	○	○都市整備部、環境部、企画部
④市民等の参画の機会づくり				
(a)公園施設の寄附制度等の創設検討	★	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①行政によるみどりの管理の充実

- (a) 公園・道路の清掃および植栽管理の充実 ☆（再掲）⇒2-2 (1) ② (b)、3-1 (3) ① (a)参照
・市民の関心が特に高い公園や道路について、体制を強化し、維持管理の充実を図ります。
- (b) 緑のリサイクル推進 ★
・公園、道路などの市民、行政の清掃活動で発生する落葉等を利用した堆肥づくりと市民等への配布を検討します。
- (c) グリーンバンクの検討 ★
・開発行為などの際に伐らざるを得ない地域のシンボルツリーなどを仮置き場で一時保管し、公共空間へ移植するなど再利用の仕組みを検討します。

②市民等の参加による公園の管理運営の推進

- (a) 公園管理協力制度の拡充 ☆
・市民、企業による清掃協力の対象となる公園数を増やす取り組みを強化します。
・すでに清掃協力が行われている公園のうち、頻度を高めることが必要なところは、1団体当たりの実施回数、または1公園当たりの団体数を増やすなど、清掃の充実に取り組みます。
- (b) 市民参加による公園づくり（計画から管理まで） ★
・市民が身近な公園に愛着を持って自主的に楽しみながら管理に参画できるように、計画段階から市民参加のワークショップにより検討を行い、継続して管理運営まで市民が関わる公園づくりを実施します。

③市民等の参加による公共空間管理の充実

■(a) とおりの市民サポーター活動の拡充 ☆

- ・道路や駅前などまちなかで行われている市民団体等による自発的な清掃活動について、より多くの市民が参加する拡充方策と、清掃に加え花壇づくりによるまち並み景観の向上など、多様な活動へ広げていく仕組みや支援方策を検討します。

■(b) みずべの市民サポーター活動の拡充 ☆

- ・河川や干潟、港湾、漁港などで行われている千葉県の河川海岸アドプトプログラムや市民団体等による自発的な清掃活動について、より多くの市民が参加する拡充方策と、清掃に加え観察会など、多様な活動へ広げていく仕組みや支援方策を検討します。

④市民等の参画の機会づくり

■(a) 公園施設の寄附制度等の創設検討 ★

- ・市民に苗木を購入・植樹してもらい、寄付者名入り樹名プレートを設置し、維持管理にも参加する一本運動など、市民や企業等による公園施設寄附の受け皿を設け、公園に対する認知度や管理に対する関心を高めます。

(2) 民有地のみどりの良好な管理・育成

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 民有地のみどりの良好な管理・育成				
①緑地保全の支援体制づくり				
(a)民有緑地管理の支援制度の検討	★			○都市整備部
(b)森のサポーターによる森の管理の検討 (再掲)	★	○	○	○経済部、教育部
(c)里のサポーターによる森の管理の検討 (再掲)	★	○	○	○経済部、教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①緑地保全の支援体制づくり

■(a) 民有緑地管理の支援制度の検討 ★

- ・都市景観の形成や自然との身近なふれあいの場等として、維持することが望ましいまちなかの緑地について、土地所有者の意向を踏まえ、ボランティアによる維持管理活動を行う仕組みづくりと活動に対する支援制度を検討します。

■(b) 森のサポーターによる森の管理の検討 ★ (再掲) ⇒1-1 (1) ②(b)参照

- ・森のサポーターによる森の拠点づくり活動や市民による森林育成ボランティア活動のための仕組みづくりと支援方策を検討します。

■(c) 里のサポーターによる里の管理の検討 ★ (再掲) ⇒1-1 (2) ②(b)参照

- ・里のサポーターによる里の拠点づくり活動や市民による援農ボランティア活動のための仕組みづくりと支援方策を検討します。

4-2 市民から市民へとみどりの価値を伝え、地域のみどりを育むひとの輪を広げます。

(1) 市民のみどりの保全・創出意識の高揚

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 市民のみどりの保全・創出意識の高揚				
①みどりに対する市民の関心の向上				
(a)公園緑地等におけるイベント開催		○	○	○都市整備部、企画部、経済部
(b)市民等による自主的なみどりのイベント開催支援	☆	○	○	○都市整備部
②みどりの資源を活用した普及啓発				
(a)子どもの環境学習等の推進	☆	○	○	○教育部
(b)生涯学習としての環境学習等の推進	☆	○	○	○教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりに対する市民の関心の向上

■(a) 公園緑地等におけるイベント開催

- ・現在、太田山公園で開催されている金鈴まつり等、公園緑地等を活用したイベントの継続、充実により、みどりを楽しむ暮らしがより広く市民に浸透するよう努めます。

■(b) 市民等による自主的なみどりのイベント開催支援 ☆

- ・公園緑地を活用した、市民等によるみどりのイベント等の積極的な誘致を図ります。

②みどりの資源を活用した普及啓発

■(a) 子どもの環境学習等の推進 ☆

- ・小中学校等と連携し、市内の豊富な自然等を素材とした環境学習や、木更津の歴史や自然等の郷土学習の推進を図ります。
- ・生き生き子ども地域活動促進事業、生き生き体験キャンプ事業、野外体験活動促進事業、放課後子ども教室推進事業等による、自然体験等を通じた環境学習の推進を図ります。
- ・市民団体やNPO法人等による子ども向け環境学習活動の支援や、企業の社会貢献活動等としての子ども向け環境学習活動の誘致を図ります。

■(b) 生涯学習としての環境学習等の推進 ☆

- ・公民館活動等と連携し、生涯学習の一環として、市内の豊富な自然環境を素材とした学習や、木更津の歴史や自然等の郷土学習の推進を図ります。
- ・市民団体やNPO法人等による環境学習活動の支援や、企業の社会貢献活動等としての環境学習活動の誘致を図ります。

(2) 市民のみどりの活動意欲の向上

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 市民のみどりの活動意欲の向上				
①みどりの活動成果の評価				
(a)コンクール等に関する情報発信	★			○都市整備部
(b)みどりのコンクール等の開催	★	○	○	○都市整備部、企画部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりの活動成果の評価

■(a) コンクール等に関する情報発信 ★

- ・市ホームページ等により、市民団体や企業等に対し、花のまちづくりコンクール（財日本花の会）、都市公園コンクール（社日本公園緑地協会）、屋上・壁面・特殊緑化技術コンクールや緑の環境デザイン賞（財都市緑化機構）など、全国規模のコンクール等の開催に関する情報の発信や市内受賞者に関する紹介を行います。

■(b) みどりのコンクール等の開催検討 ★

- ・市民等との協働により、みどりの風景写真コンクール、ガーデニングコンクール、みどりのまちづくりコンクールなどを開催し、みどりに関する市民の活動の表彰を行うなど、市民の活動意欲の向上を図る取り組みを検討します。

4-3 多様な主体が参加し、みどりを育む仕組みをつくります。

(1) みどりの総合的な情報の共有

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) みどりの総合的な情報の共有				
①みどりの基本情報の共有				
(a)みどりの現況データの収集・蓄積・発信	☆			○都市整備部
(b)子どもに向けたみどりの情報発信	★			○都市整備部、教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりの基本情報の共有

■(a) みどりの現況データの収集・蓄積・発信 ☆

- ・木更津のみどりの資源、市の取り組み状況、市民活動の状況、動植物調査結果、民間施設緑地の把握、県管理に関わるみどりの情報など、みどりに関する総合的・横断的な基礎データの収集、整理を行います。
- ・上記の収集した基礎データをもとに、本市のみどりの概要を整理し、定期的なみどりの実態レポートをホームページ等で公開し、市民が誰でも容易に知ることができるようにします。
- ・基礎データを基に編集した公園緑地情報、みどりに関するガイドマップ、イベント紹介などのPR（市ホームページ、リーフレット等）を展開し、木更津市のみどりの周知を図ります。

■(b) 子どもに向けたみどりの情報発信 ★

- ・上記のみどりに関する各種情報や、みどりの基本計画の内容などについて、市ホームページ等

を利用し、子どもに向けた情報発信に取り組みます。

(2) みどりの協働の取り組み普及

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(2) みどりの協働の取り組み普及			
①みどりを育む資金の確保			
(a)みどりの基金制度の創設検討	★		○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりを育む資金の確保

■(a) みどりの基金制度の創設検討 ★

- ・市民等と協働で豊かなみどりを創り、守り、育むことを目的とした、市民や企業等からの寄附金によるみどりの基金制度創設について検討します。

(3) 市民によるみどりのまちづくり支援

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(3) 市民によるみどりのまちづくり支援			
①市民によるみどりの活動の拡充			
(a)ボランティア育成と活動の場の提供	☆	○	○都市整備部、教育部
②みどりの活動主体となる市民組織の形成			
(a) (仮称) みどりの市民会議の創設	★	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①市民によるみどりの活動の拡充

■(a) ボランティア育成と活動の場の提供 ☆

- ・アフタースクールボランティア養成講座等との連携を図り、みどりの保全・創出・活用に取り組むボランティア等の育成について検討します。
- ・市民の意欲を高めることができるように、みどりの保全・創出に関するスキルアップを図ることができるようなプログラムづくりを検討します。
- ・公園緑地等の公共空間をはじめ、土地所有者等の意向を踏まえ民有緑地などを対象として、講座受講修了生が学んだ知識と技術を生かせる活動の場を確保する仕組みや、修了生が団体として継続的に活動できるような支援方策を検討します。

②みどりの活動主体となる市民組織の形成

■(a) (仮称) みどりの市民会議の創設 ★

- ・市民代表による「(仮称) みどりの市民会議」を設けます。
- ・この組織は、みどりの基本計画に基づくみどりの施策に関し、市民が行う活動の中核的組織、かつ進行管理を行う組織とし、組織形態、運営方法、行政との連携方法等の検討を進めます。

(139 頁参照)

木更津の四季－みどりの風景

春



矢那川



矢那川桜祭り

夏



潮干狩り



いっせんぼくのツリフネソウ



秋



證誠寺の紅葉



高蔵寺の黄葉

冬



雑木林



畳ヶ池のカルガモ

3. 重点プロジェクト

みどりの将来像を実現するために、市民ニーズ、緊急性、重要性などの観点から、先導的に取り組む事業や他の施策の牽引役となる事業として、以下の4つのプロジェクトを位置づけます。

- ・都市公園の整備と管理
- ・緑化重点地区の設定
- ・保全配慮地区の検討
- ・グリーン・キッズ・プロジェクト

3.1 都市公園の整備と管理

都市において緑とオープンスペースの中核となる都市公園は、市民の休憩、散策、観賞、遊戯、運動等のレクリエーションの場であり、防災、都市気象の改善、生物の生育・生息環境、景観形成など、重要な役割をもち、緑のまちづくりを先導する役割を担っています。

市民アンケートにおいて、都市公園の充実に対するニーズが特に高いことも踏まえ、都市公園の整備に重点的、優先的に取り組むこととします。

(1) 都市公園の新規整備に関する方針

①未供用の都市公園の早期整備

- ・街区公園等は、地域住民が歩いて行くことができる公園で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に利用される公園です。土地区画整理事業等で移管を受けた、もっとも身近な街区公園等（公園予定地）の整備を実施します。
- ・土地区画整理事業が行われている区域については、施行者と連携し早期供用開始を目指します。

②都市環境の向上に資する公園の整備

- ・公園緑地の整備については、規模や地域特性などを踏まえて、地球温暖化防止の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源に資する整備を積極的に検討します。
- ・都市内の生物生育・生息環境の向上に資する公園緑地の整備を検討します。

③市街化区域における公園整備の検討

- ・岩根地区、富来田地区など、市街化区域であって公園が不足している地区において、都市公園等の配置を検討します。なお、配置に当たって、既存ストックや公共用財産の有効利用を含め適切な位置と効果的な整備を検討します。

④市街化調整区域における公園整備の検討

- ・公園が不足している市街化調整区域内において、地域特性や市民ニーズなどを踏まえ、都市公園等の配置を検討します。なお、配置に当たって、既存ストックや公共用財産の有効利用を含め適切な位置と効果的な整備を検討します。

⑤総合公園等の整備検討

- ・上位計画に位置づけられている総合公園については、市民ニーズや社会経済情勢等を見極めながら、長期的な視点で検討を行います。
- ・みどりと歴史文化資源等との一体的な保全・活用を図ることが必要な地区において、地域制緑地による市民の森等の導入検討と併せ、歴史公園等の整備検討を行います。

(2) 都市公園の再整備に関する方針

①安全・安心と住民のニーズを踏まえた特色ある公園の再整備

- ・老朽化が著しい公園については、少子高齢化など公園をとりまく環境の変化や維持管理効率を踏まえ、園内資源の活用や生態系への配慮、公園施設の安心安全の確保、バリアフリー対策、住民ニーズに対応した機能転換など、市民が愛着を持ち、誰もが安全で安心できる公園となるような再整備を推進します。

②公園の防災機能の向上

- ・地域防災計画と整合を図りながら、地域の状況を踏まえ、避難場所としての既存の公園の位置づけと配置の見直しを行い、新規整備の必要性の検討を含め、地域防災拠点となる公園の確保を再検討します。
- ・避難場所に指定されている公園について、出入口、園路、広場、植栽（延焼防止機能）、防災施設に関し、必要な再整備を行います。

(3) 都市公園の管理に関する方針

①既存公園の管理の充実による魅力ある公園づくり

- ・公園管理の充実により公園空間の質の向上を図り、利用者にとって魅力のある公園づくりに努めます。

②市民との協働による公園空間の質の向上と利用の活性化

- ・計画段階からの市民参加や市民による植樹など、市民等との協働により公園の良好な管理と利用の促進策を検討します。



市を代表する公園の一つ、小櫃堰公園

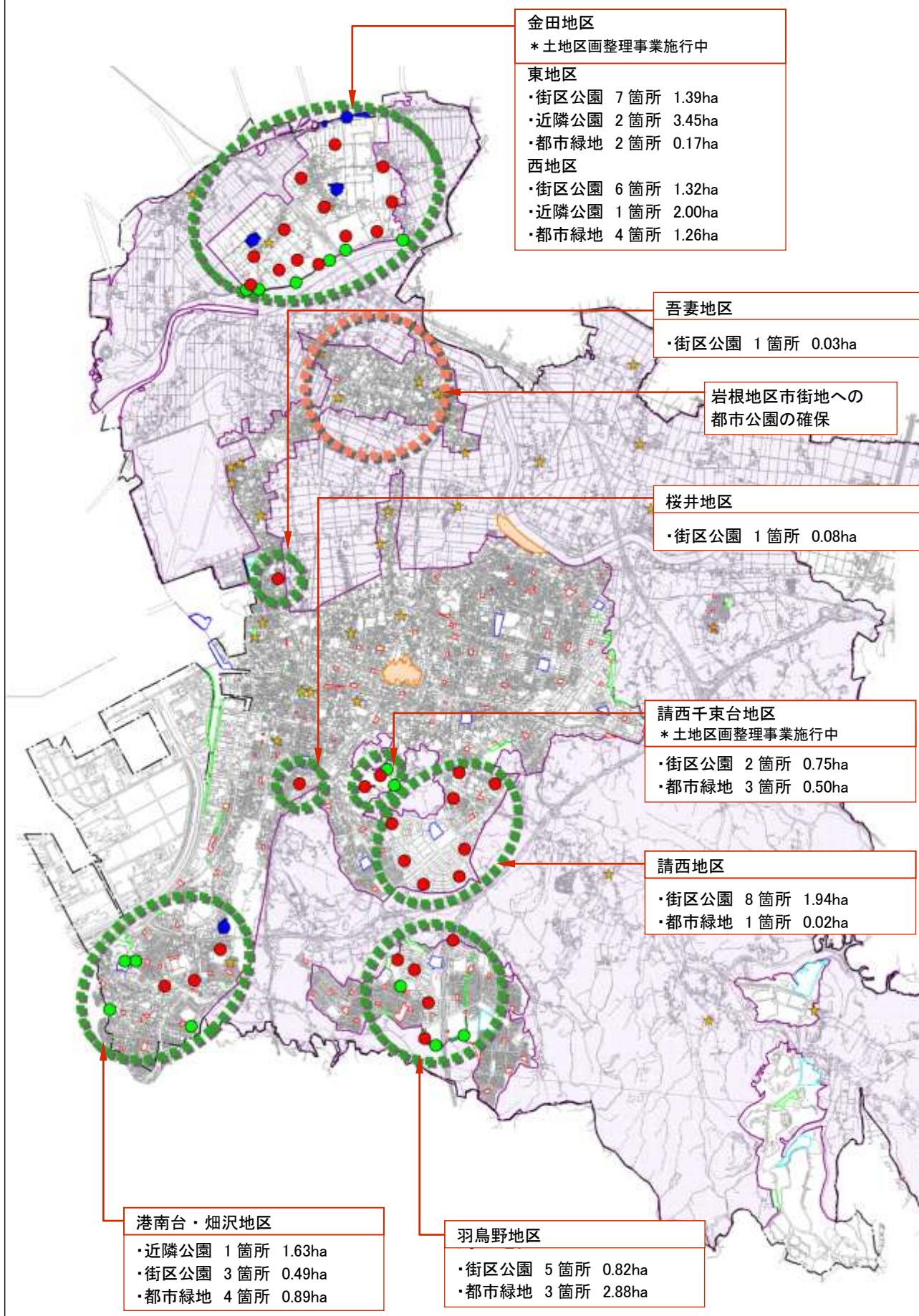


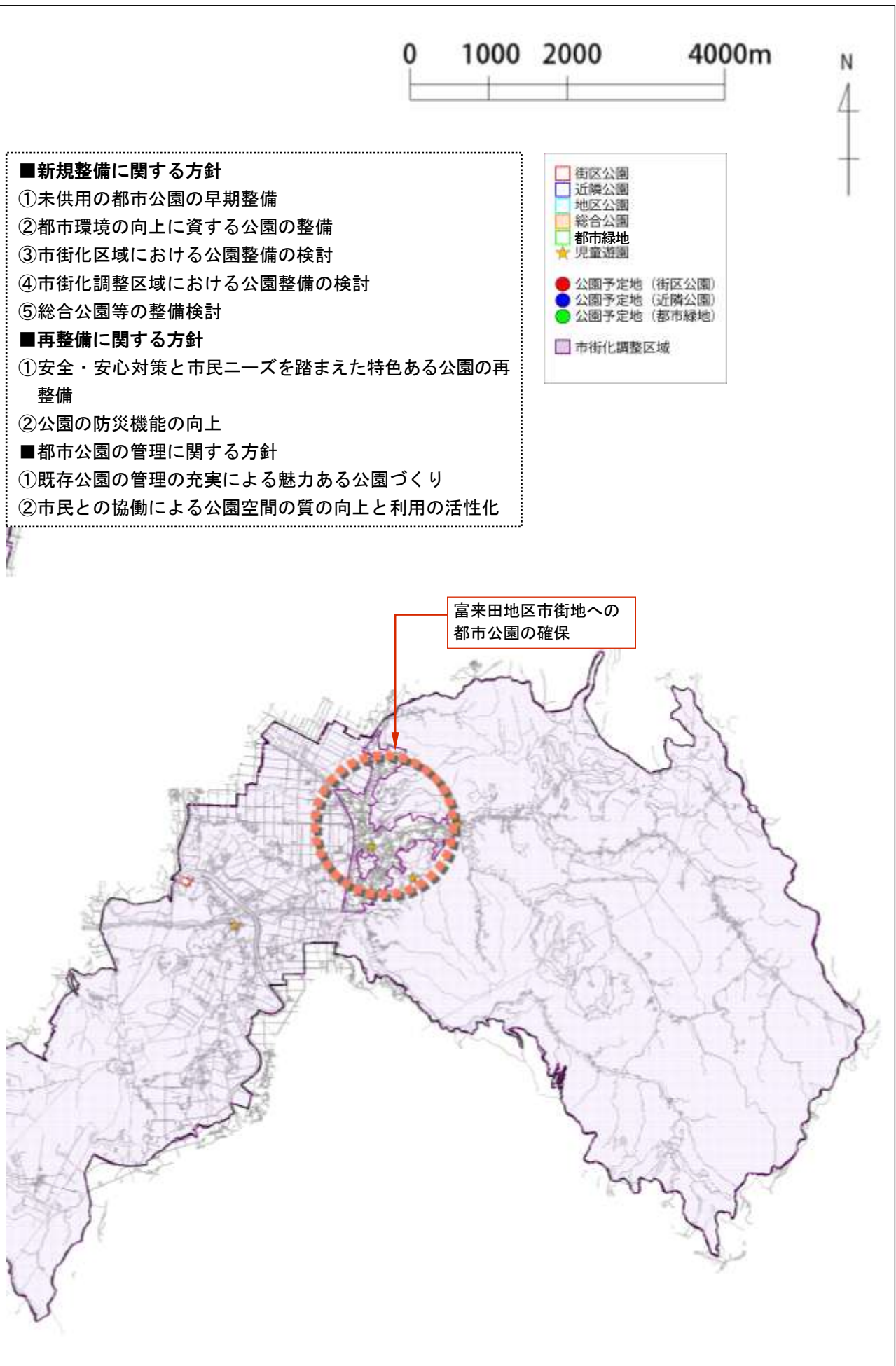
子どもの遊びや高齢者の憩いの場となっている身近な公園



子どもたちに人気の鳥居崎海浜公園

都市公園の整備方針 (今後整備予定の都市公園箇所数および面積)





3.2 緑化重点地区の設定

木更津市基本構想を補完する「みなと木更津再生構想」において、ＪＲ木更津駅周辺の中心市街地と木更津港に広がる臨海部で、木更津発展のシンボルである港を活用し、人・物・情報の集積地となる「みなと」の再生を目指し、中心市街地と臨海部の回遊性の誘発による多様で活発な経済活動を実現するまちづくりが進められています。

このような中で、中心市街地などから木更津港にかけて、まち歩きなどを楽しめるみどり豊かで魅力的な都市拠点づくりを推進するため、優先的、重点的にみどりのまちづくりに取り組むための緑化重点地区を設定するものです。

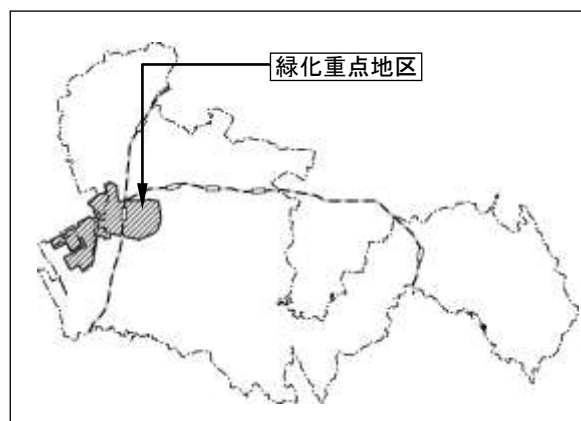
(1) 緑化重点地区とは

緑化重点地区は、「都市緑地法」に基づき、緑地の状況等を勘案し、必要に応じて重点的に配慮を加えるべき地区です。

- ・設定した地区において、優先的に公園や道路、公共施設の周辺など身近なみどりの整備や保全に取り組み、快適な都市空間と良好な環境の確保を目指します。
- ・緑化重点地区を明確に位置づけることにより、都市の緑化や潤いのあるまちづくりについて、地域住民の方々や企業、各種団体の方と連携を図り、ともに考え、取り組んでいこうとするものです。
- ・地区設定することによる土地利用の制限などはありません。

(2) 緑化重点地区の対象エリア

木更津市の顔であり、主要な玄関口である木更津駅周辺地区において、「みなと木更津再生構想」と整合を図るとともに「みなとオアシス木更津」と連携し、みどりが媒体となり、豊かな生活とにぎわいの交流空間を創出し、中心市街地とみなとの活性化を図ることを目的として、緑化重点地区（約 640ha）を設定します。



(3) 緑化施策の方針

目標；木更津を代表するみどりによる風格のあるまち並みの整備

①全体の共通事項

○公園の再整備

- ・公園再整備方針の策定を踏まえ、供用開始後20年以上を経た公園の再整備の検討を行います。

○公共施設の緑化推進

- ・条例制定等による公共施設に設けるべき緑化施設の基準等の創設など、公共施設の緑化推進方策について検討します。

○神社仏閣の樹木、庭園の保全

- ・条例制定等による樹木・樹林・生垣の保全制度等の創設など、神社仏閣のみどりの保全に対する支援方策について検討します。

○住宅地の生垣、接道部緑化推進

- ・条例制定等による接道部緑化助成制度、緑と花の協定支援制度等の創設など、住宅地の生垣や接道部の緑化の誘導、支援方策等について検討します。

○県道木更津港線～富士見通り～県道木更津停車場線沿線の風格のある景観づくり

- ・沿線の街路樹の健全度診断を踏まえ、必要な再整備や良好な育成のための適正管理の方策について検討します。
- ・街路樹の再整備にあたっては、立地環境に加え木更津らしさや海を感じられる樹種など地域特性に配慮した選定を行うとともに、木更津市を代表する道路景観となるよう管理育成を図ります。
- ・歩道の舗装やストリートファニチャー類、サイン類の再整備、電線地中化など、道路景観の魅力を高め、まち歩きを楽しめる方策について検討します。
- ・沿線の市民・企業等の協力のもとに、道路空間の美化に努めます。

○花修景や特殊緑化等の誘導・支援

- ・条例制定等による緑と花の協定制度や屋上緑化、壁面緑化支援制度等の創設など、沿線の市民・企業等の民有地における緑化の誘導、支援方策について検討します。

②木更津駅西側地区における緑化推進の方針

○臨海部の公園緑地の再整備

- ・鳥居崎海浜公園、中の島公園、吾妻公園は、海風、潮の香、海の幸、港の夜景など海を楽しむ公園として、若者をはじめとする人々の集い・にぎわいを取り戻すように魅力を高める再整備を検討します。
- ・公園再整備のプランづくりにあたっては、子どもたちをはじめとする市民からのアイディア公募や市民参加のワークショップ等を行うなど、臨海部に対する市民の関心を高めながら進める方策を検討します。
- ・内港に接する港湾緑地は、県と連携し、みどり豊かな質の高い空間として整備、維持されるよう努めます。

○中の島大橋の再整備

- ・中の島大橋一帯において、海の眺望点として魅力を高める再整備を検討します。

○都市水面としての船溜りの活用

- ・市役所に隣接する船溜り等は、漁業者等と連携し、緑化、親水空間、景観整備など、都市水面として快適な空間となる方策を検討します。

○築地地区の魅力ある景観形成

- ・築地地区において、大型集客施設などが立地される場合、企業との連携により既存緑地と調和した景観が形成されるよう、その方策を検討します。

○緑のまちかどスポットの形成

- ・木更津駅～木更津港のまち歩きの魅力の向上を図るため、神社仏閣の樹林、庭園、公園等をたどる回遊ルートの設定とコミュニティロード化を検討します。
- ・観光協会等と連携し、境内や公園等を緑のまちかどスポットとして位置づけ、サインにより「江戸前通り」の明確化と観光客等への周知を図るとともに、神社仏閣や周辺空地所有者等の協力を

得て、入口付近に境内地の空間に調和する休憩コーナー等を設置するなど、歴史文化とみどりが感じられるまちづくりに活かす方策を検討します。

○官公庁街の緑化推進

- ・緑のカーテンや敷地内の花壇づくりなどにより、潤いのあるまち並みの形成に努めます。
- ・建て替え等に際しての緑化施設の整備充実方策、壁面緑化や屋上緑化等の推進方策を検討します。

○市道127号線（潮見木更津高等学校線）沿線の景観への配慮

- ・4車線化に伴い国道16号から市役所、築地方面へのメイン道路となることから、街路樹等の景観に配慮した施策を検討します。

③木更津駅東側地区における緑化推進の方針

○まちのみどりの拠点としての太田山公園の再整備

- ・時代のニーズに即した公園施設および公園空間への改修、バリアフリー化、樹木の整理等による魅力の向上等について検討します。
- ・まちなかのみどりの拠点として、周辺地域からの視線に配慮した公園景観の形成を検討します。
- ・東京湾から東部丘陵まで見渡すことができるみどりのランドマークポイントとして、魅力を高める再整備を検討します。

○畳ヶ池一带の公園化

- ・源頼朝ゆかりの伝説のある畳ヶ池は、水面を活用した親水公園化を検討します。

○ウォーキングルートの形成

- ・矢那川公園から太田山公園付近に至る道路について、安全で快適なウォーキングルートの整備を検討します。

○矢那川沿いの緑化

- ・矢那川沿いの緑化の推進方策を検討します。
- ・引き続き、市民や企業等との連携による清掃、植栽の適正管理・育成など、河川沿い空間の美化に努めます。
- ・歩道の舗装、ストリートファニチャー類、サイン類、橋梁欄干の再整備など、河川沿いの快適な空間づくりの方策を検討します。



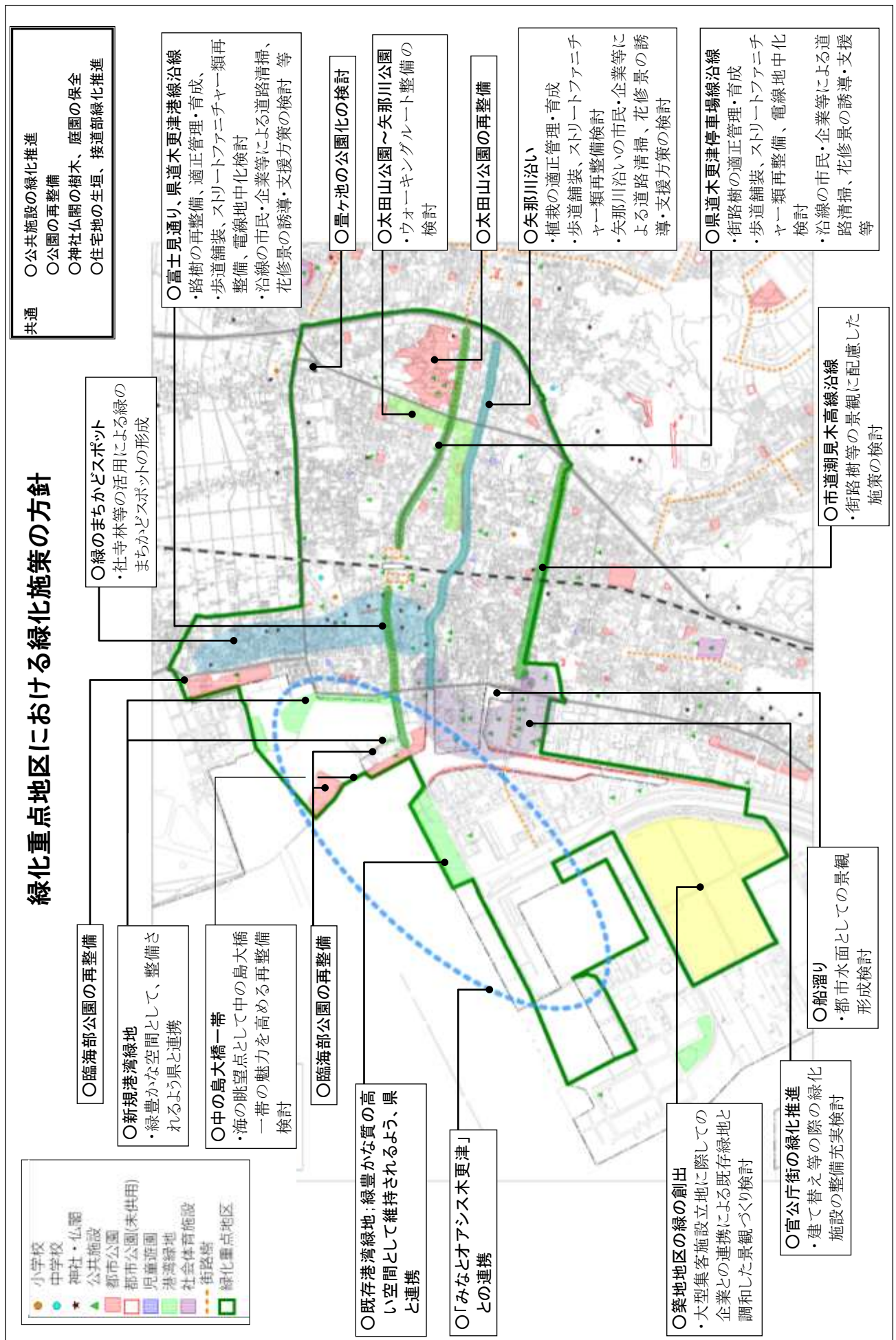
市のメインストリートとしての風格のある街路樹の形成が必要な富士見通り



まちなかの緑のスポットとしての活用が望まれる社寺のみどり



みどりによる潤いのある景観づくりが必要な海の玄関木更津港の湾岸



3.3 保全配慮地区の検討

本計画において、まちなかにまとまって残る樹林地を「みどりの拠点」として、市街地の周りに連なる台地の樹林地を「みどりの帯」として位置づけ、市街地とその周囲のみどりの構造を形成する骨格として保全、活用していく方策を検討することとしています。

これらの方策の検討に当たっては、土地所有者をはじめ多くの市民の理解と協力、合意が必要です。また土地利用に際して、一定の樹林地を保全、活用する制度や仕組みを検討していくことも必要となります。市街地に近く樹林地の喪失や荒廃の懸念が大きい「みどりの拠点」「みどりの帯」において、検討する枠組みを設けるために保全配慮地区を設定し、関係者と協議しながら検討することが重要であることから、具体的な施策、事業の検討に先立ち、保全配慮地区の検討を重点プロジェクトとして位置づけます。

また、森のゾーンにおいて森の保全・活用の推進を検討する「森の拠点」等においても、市街化調整区域の土地利用方針との整合を図りつつ、必要に応じて保全配慮地区の設定を検討することとします。

(1) 保全配慮地区とは

保全配慮地区は、「都市緑地法」に基づき、都市における緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区を設定するものです。

保全配慮地区は、地区の設定により新たな土地利用の規制を行うものではなく、土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、一定の保全措置を図る地区です。

(2) 保全配慮地区に関する検討

木更津市においては、今後、「都市計画マスタープラン」および「市街化調整区域における土地利用方針」との整合を図りつつ、土地所有者等の意向や市民のニーズを踏まえ、次のような観点から保全配慮地区の設定の必要性、妥当性等を検討していきます。

- ・ 風致・景観に優れた緑地であって、良好な都市景観を形成している緑地
- ・ 動植物の生息・生育など地区特有の生態系を有する緑地
- ・ 神社仏閣等と一体となって地域の文化的意義を有する緑地
- ・ 市民の自然とのふれあいの場を提供する緑地
- ・ 都市気象の緩和、地下水涵養等の都市の環境保全に資する緑地
- ・ 土砂の崩壊から守るために保全する必要がある緑地 等



請西地区のまとまったみどり



善光寺付近のまとまったみどり

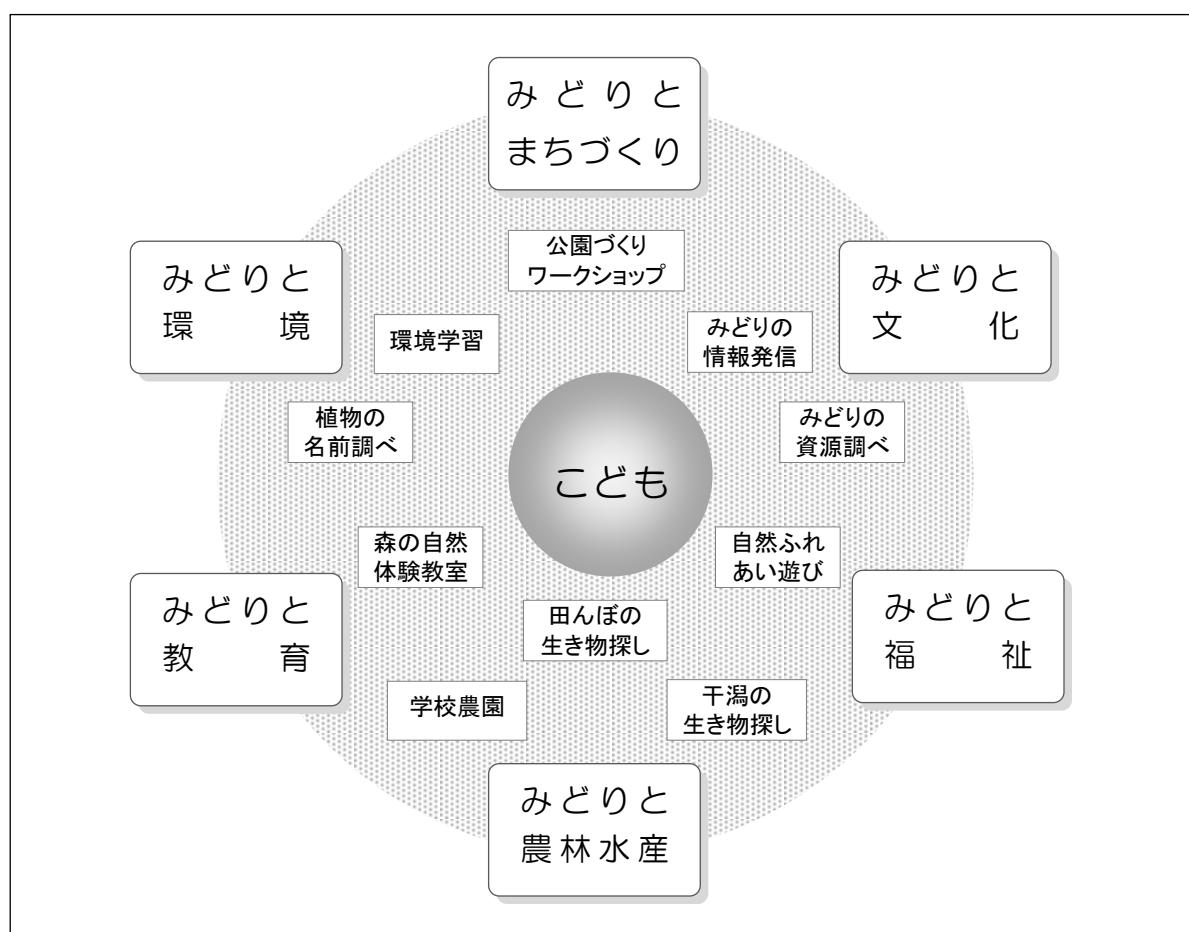


いっせんぼくのハンノキ林

3.4 グリーン・キッズ・プロジェクト／子どもたちのみどりの環境学習の推進

みどりを守り、創り、育み、みどり豊かなまちを実現していくには長い時間がかかり、親の代から子の代へと継続して取り組むことが必要となります。木更津市の将来を担う子どもたちが、小さい頃からみどりの役割や大切さなどを学び、みどりを育む心と知と技を身に付けていくことが重要であるとの認識に立って、子どもたちのみどりの環境学習の推進を重点プロジェクトに位置づけます。

関係部課が連携し、様々な機会を捉えて子どもたちのみどりの環境学習に関する取り組みの拡充や新規事業等を検討し、市内の森、里、まち、海に豊富に存在するみどりの資源を活用した子どもたちのための環境学習プログラムの確立を図ります。



富来田地区のたけのこ祭り



金田地区の簀立て遊び



武田川コスモスフェスティバル

【大切なみどりの役割】みどりの持つ癒し効果

森の中を歩くだけで、気持ちがやわらぐといった経験は多くの人が持っていると思います。「みどり」には人の疲れを癒し、ストレスを緩和するという働きがあります。その癒しの正体は木の香りです。木の香り（フィトンチッド）によって血圧が下がり、脈拍も落ち着き、身体的、精神的ストレス時に分泌されるコルチゾールと呼ばれる成分が下がることが分かっています。ストレスに悩まされている現代社会において、木の香りが感じられる「みどり」の空間で過ごす事は大切であり、貴重な時であると言えるのではないのでしょうか。

このように、「みどり」は私たちに精神的な安らぎを与え、健康を維持・増進するとともに、人々の暮らしを豊かなものにする役割を果たしています。



いっせんぼくの遊歩道

第3章 地区別計画

1. 地区区分と地区別計画の考え方
2. 地区別計画

1. 地区区分と地区別計画の考え方

○都市計画マスタープランに即した8地区

- ・地区別計画は、木更津市都市計画マスタープランに即し、木更津、波岡、清川、岩根、鎌足、金田、中郷、富来田の8地区とします。



○「市街化調整区域における土地利用方針」との整合

市域の約7割を占める市街化調整区域は、都市計画マスタープランを補完する「市街化調整区域における土地利用方針（以下、土地利用方針という）」に即し、土地利用方針で定められているゾーンについて、本計画では次のような考え方を基本とし、今後、具体的なみどりの保全・創出・活用の推進を図るにあたって、土地利用方針との整合性に十分配慮したものとします。

- ・ **自然環境保全ゾーン**は、東部丘陵、富来田丘陵の骨格的な緑は貴重な財産として保全し、小櫃川や矢那川沿い等における優良農地の保全を図り、原則として開発を容認しないこととしていることから、みどりの保全方策の検討を行います。
- ・ **自然環境共生ゾーン**は、自然を体験、活用できる空間の創出、いっせんぼく、少年自然の家キャンプ場、中の島公園が位置する木更津内港の自然環境に配慮し自然と親しみ利用する空間としての活用を図ることとしていることから、みどりを保全しつつみどりと触れ合いの場としての活用方策の検討を行います。
- ・ **集落活性化ゾーン**は集落の活性化及び自然環境との調和、**住環境整備誘導ゾーン**は住宅等の立地を適切な誘導と周辺環境と調和した土地利用を図ることとしていることから、良好な住環境等の創出に向けて、自然環境との調和および創出の方策の検討を行います。
- ・ **幹線道路沿道開発誘導ゾーン**および**インター周辺開発誘導ゾーン**は、敷地面積、建築物の用途、形態、緑化等の規制を行うなど適切に土地利用の規制誘導を図ることとしていることから、緑化等の規制の方策を検討します。
- ・ **調整ゾーン**は、現時点では土地利用の方針が明確に示されていない区域で、今後適切な方針を検討することとしていることから、土地所有者の意向と市民ニーズを踏まえることを基本として、現況のみどりの保全方策および開発に際しての一定程度のみどりの確保方策を検討することとします。

（資料編149頁～150頁参照）

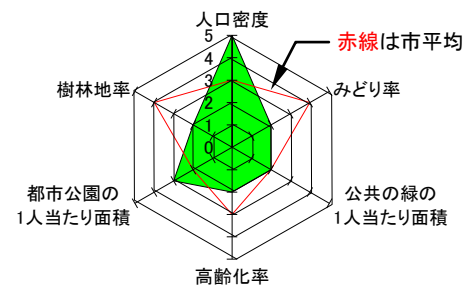
2. 地区別計画

【次ページ以降の凡例】

■各地区の面積と人口

- ・地区面積および面積比率； 面積は図上計測（概数） （ ）の％は総面積に対する地区面積の割合
- ・地区別人口および人口比率；平成22年4月1日現在 出典；市街化調整区域における土地利用方針（木更津市 H23.8） （ ）内の％は総人口に対する割合

■みどりの地区特性データ



- ・高齢化率； 65歳以上人口の割合 出典：市街化調整区域における土地利用方針（木更津市 H23.8）
- ・みどり率； 樹林地、草地、農地、裸地、水辺の割合 資料：平成18年11月18日撮影の航空写真より計測
- ・樹林地率； 樹林地のみの割合 資料：平成18年11月18日撮影の航空写真より計測
- ・都市公園の1人当たり面積； 平成23年4月1日現在
- ・公共の緑の1人当たり面積； 都市公園及び港湾緑地、ダム周辺環境整備施設、市立社会体育施設、市立野外教育施設、公立小中学校、市営霊園の計 平成23年4月1日現在

<グラフの目盛のランク>

	人口密度	高齢化率	みどり率	樹林地率	都市公園の1人当たり面積	公共の緑の1人当たり面積
1	200人未満	15%未満	30%未満	10%未満	5㎡/人未満	5㎡/人未満
2	200人以上 500人未満	15%以上 20%未満	30%以上 50%未満	10%以上 20%未満	5㎡/人以上 10㎡未満	5㎡/人以上 10㎡未満
3	500人以上 1,000人未満	20%以上 25%未満	50%以上 70%未満	20%以上 30%未満	10㎡/人以上 20㎡未満	10㎡/人以上 20㎡未満
4	1,000人以上 2,000人未満	25%以上 30%未満	70%以上 90%未満	30%以上 40%未満	20㎡/人以上 50㎡未満	20㎡/人以上 30㎡未満
5	2,000人以上	30%以上	90%以上	40%以上	50㎡/人以上	30㎡/人以上

■地区のみどり率データ



- ・みどり率； 樹林地、草地、農地、裸地、水辺の割合 資料：平成18年11月18日撮影の航空写真より計測
- ・建築物等は、地区面積から樹林地、草地、農地、裸地、水辺に覆われた土地を除いた面積

緑の概況

- ・本市市街地発展の礎である木更津港と木更津駅東西の中心市街地、さらに東側に昭和40年代以降開発されてきた市街地が広がり、みどりが少ない地区です。
- ・矢那川が本地区のほぼ中央を横断して東京湾に注ぎ、北側に太田山公園、南側に市街化調整区域に位置する桜井（長楽寺、東光院、光福寺等の社寺林等）や請西（真武根陣屋遺址付近をはじめとする民有林等）などにまとまったみどりが残っています。
- ・この他、まとまったみどりを構成するのは臨海部の中の島公園や太田山公園などの都市公園で、1人当たりの都市公園面積は9.9㎡で市平均をやや上回っています。このように、都市公園と社寺林等が本地区のみどりの環境の維持に大きな役割を果たしています。



春の太田山公園ときみさらずタワー



木更津港のイルカ



春の矢那川

緑のまちづくりの目標

- ・広域交流拠点都市・木更津の顔として、みどりによる風格のあるまち並みの形成
- ・公園や歴史・文化資源を生かし、みどり豊かな中心市街地の形成と市民が親しめる港再生による回遊性を高めるまちづくり
- ・まちなかのみどりの適正な管理・活用による保全と良好な都市環境、都市景観の形成
- ・都市公園整備による良好な住宅地の形成

主な施策方針

○KS-1 <海の拠点>身近な海辺の保全・活用

- ・中の島公園を中心に、内港地区の海辺を環境学習等の場として利用することができるよう、関係機関と協議を行いパブリックアクセスの確保を図ります。

○KS-2 <みどりの拠点>まちなかのまとまったみどりの保全・活用

- ・まちなかのみどりの拠点として太田山公園を位置づけ、時代のニーズに即した再整備を推進します。
- ・市街化調整区域となっている請西の長楽寺周辺や台地区の樹林地を、みどりの拠点として位置づけ、「土地利用方針」との整合・調整を図りつつ、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、みどりとふれあいの場として適正な管理および活用による保全施策や、土地利用の転換に際して、一定のみどりの確保・保全に配慮する方策等として、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、条例緑地の創設、都市公園制度を活用した公園緑地の整備など効果的な施策について検討します。

○KS-3 <みどりの帯>市街地を取り巻くまとまったみどりの保全・活用

- ・みどりの帯の一環としての桜井一帯の良好な樹林地について、みどりの拠点と同様、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、保全・活用方策を検討します。

○KS-4 <水と緑と歴史の文化軸>矢那川一帯の緑のネットワークの形成

- ・市民等との協働により、矢那川沿いの大和、文京地区の桜並木や河岸緑地の適正な管理を推進します。

- ・太田山公園と矢那川公園等を結ぶウォーキングルートの整備について検討します。

○KS-5 <みどりのランドマークポイント>海とまちの眺望点の形成

- ・眺望点としての太田山公園および中の島大橋とその周辺の景観の向上とアクセスの向上を図ります。

○KS-6 都市公園の新規整備

- ・土地区画整理事業で確保された請西東、請西南地区等における未供用公園と、現在、土地区画整理事業施工中の請西千束台地区における公園予定地の早期整備を推進します。

○KS-7 都市公園の再整備

- ・中の島公園、鳥居崎海浜公園、吾妻公園は、臨海部におけるみどりの地域核として位置づけるとともに、港の活性化に資するようレクリエーション機能等の充実を図ります。
- ・地域のコミュニティ活動の核となっている真舟中央公園、貝渕公園、八崎公園は、内陸部におけるみどりの地域核として位置づけるとともに、避難場所としての機能を高める整備を検討します。
- ・老朽化した公園は、安全性、快適性の向上に配慮し、利用の促進やまちの賑わいを取り戻す再整備を推進します。

○KS-8 市街地の緑化推進

- ・公共公益施設の緑化推進を図ります。
- ・民有地における既存の緑化施設の維持および接道部緑化を推進する誘導・支援策等について検討します。

○KS-9 緑化重点地区の設定

- ・木更津港一帯から太田山公園にかけて緑化重点地区を設定し、施策の実現に向けて具体的な検討を行います。
- ・上記の「都市公園の再整備」や「市街地の緑化推進」について、優先的な取り組みを推進します。
- ・富士見通り、県道木更津停車場線沿線、国道16号～市役所～潮浜地区を結ぶ潮見木更津高等学校線沿線について、良好なみどりの景観形成を図ります。
- ・木更津駅西側に点在する吾妻神社、八剣八幡神社、光明寺、證誠寺などの寺社境内の樹木・樹林や庭園、公園等について、土地所有者等の協力を得て緑のまちかどスポットとしての保全、整備と、回遊ルートの設定を検討します。
- ・築地地区における大型集客施設立地に際して、企業との連携による既存緑地と調和した景観づくりを検討します。



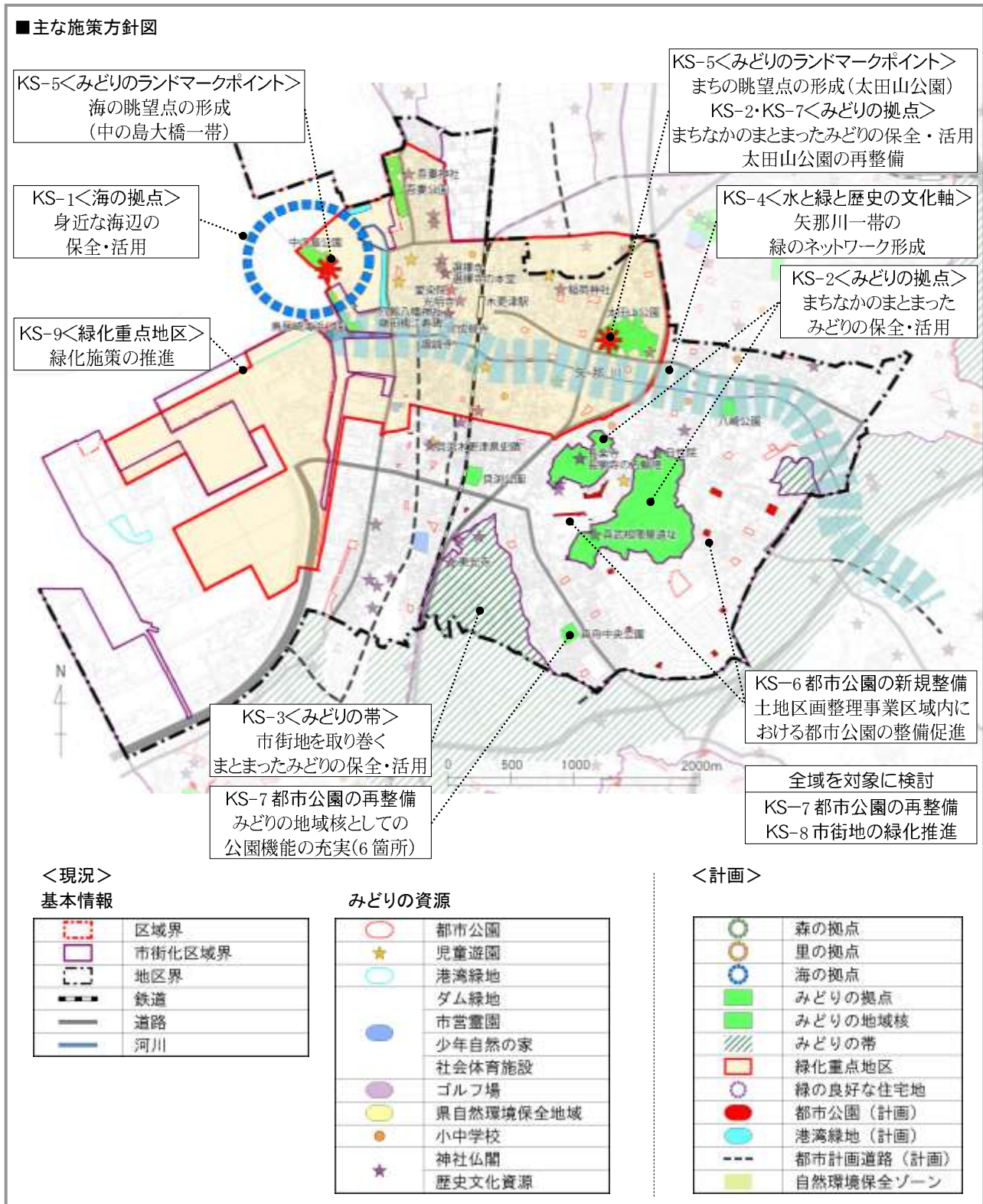
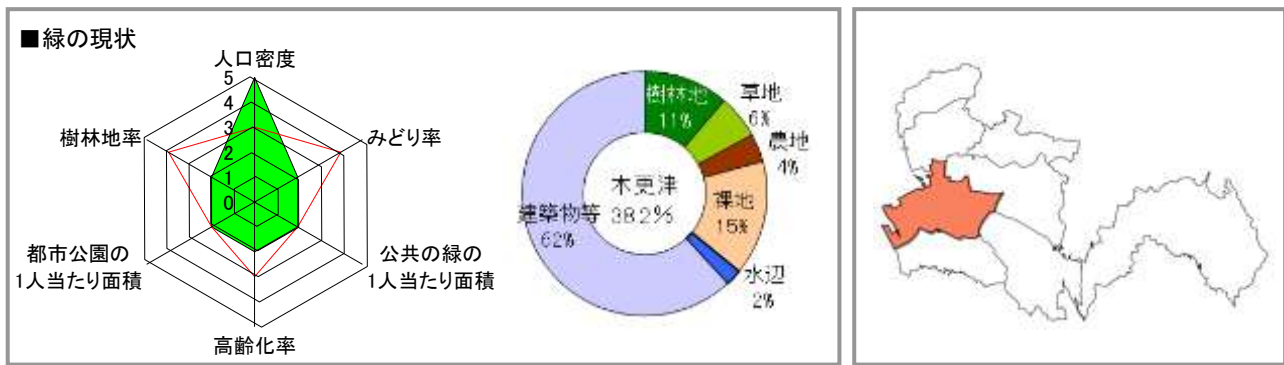
木更津駅西口広場花壇植栽



八剣八幡神社と大神輿



太田山公園の桜



波岡地区

面積 1,235ha(9%) 人口 25,870 人(20%)

緑の概況

- ・小浜、畑沢の旧海岸線に斜面緑地が迫り、台地上の市街地と市街化調整区域に位置する樹林地、農地とからなる地区です。北側に烏田川、南側に畑沢川の二つの小河川が流れ、谷津を形成しています。
- ・J R内房線の西側に中心市街地から続く港南台、畑沢等の海側の市街地と、樹林地や農地に囲まれた大久保、羽鳥野、八幡台の市街地があります。



羽鳥野地区の道路緑化



畑沢地区浅間神社一帯の森の遠景



羽鳥野周辺のまとまった緑

緑のまちづくりの目標

- ・戸建住宅地における良好なみどりのまち並みの保持
- ・斜面及び台地に残るみどりの適正な管理・活用による保全と良好な都市環境、都市景観の形成
- ・都市公園整備による良好な住宅地の形成

主な施策方針

○NM-1 <みどりの拠点>まちなかのまとまったみどりの保全・活用

- ・暮らしに身近な畑沢付近の良好な樹林地をみどりの拠点と位置づけ、「土地利用方針」との整合・調整を図りつつ、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、みどりとふれあいの場として適正な管理および活用による保全方策の検討や、土地利用の転換に際して一定のみどりの確保・保全に配慮する方策等として、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など効果的な方策を検討します。

○NM-2 <みどりの帯>市街地を取り巻くまとまったみどりの保全・活用

- ・下烏田、中烏田一帯の樹林地について、みどりの拠点と同様、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、保全・活用方策を検討します。
- ・地区西側の主要地方道木更津富津線沿いや畑沢川沿いの斜面緑地は、土砂崩壊の防止や都市環境の維持等のため、適切な保全・管理に努めます。

○NM-3 みどりの資源の保全・活用

- ・生垣や屋敷林、浅間神社、能蔵院などの社寺林、巨樹・古木など、集落に形成されてきた身近なみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

○NM-4 都市公園の新規整備

- ・土地区画整理事業で確保された港南台、畑沢、羽鳥野地区等における未供用公園の早期整備を推進します。

○NM-5 都市公園の再整備

- ・地域のコミュニティ活動の核となっている畑沢公園、小浜中央公園をみどりの地域核と位置づけます。畑沢公園は隣接する浅間神社付近のみどりの拠点と一体的に、良好なみどりとして保全、活用方策を検討します。小浜中央公園は防災公園としての機能を検討します。
- ・老朽化した公園は、安全性、快適性の向上に配慮した再整備を推進します。

○NM-6 道路緑化の推進

- ・都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化によりみどり豊かな都市環境の形成を図ります。

○NM-7 民有地のみどりの維持・創出

- ・港南台、羽鳥野地区等の良好なみどりのまち並みの維持を図るとともに、民有地における新たな接道部緑化に対する誘導・支援等について検討します。



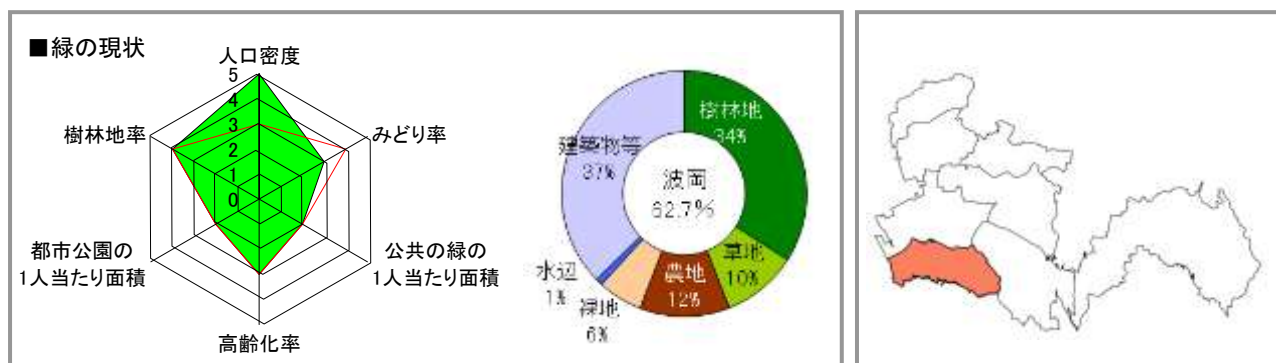
畑沢地区 浅間神社の小路



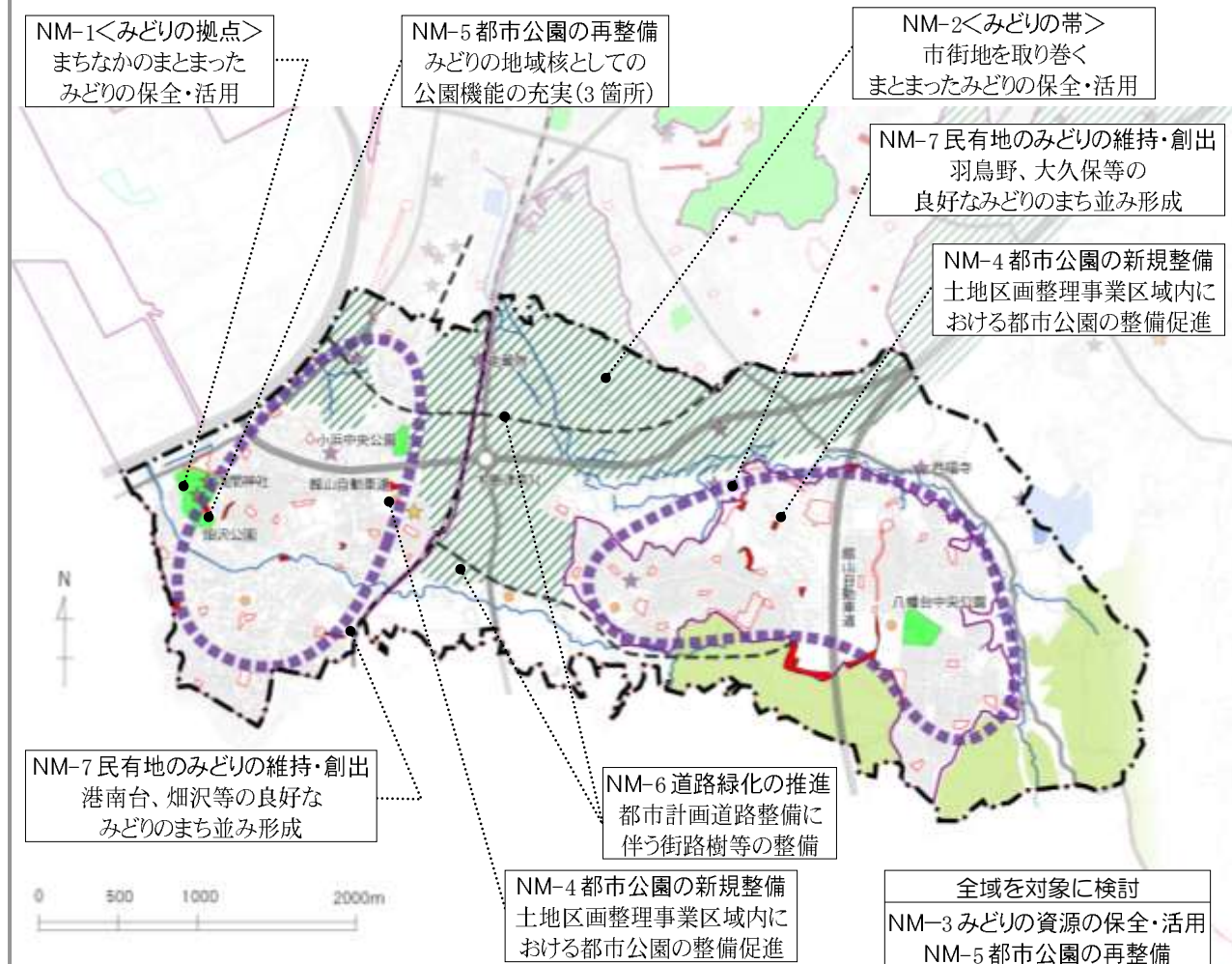
畑沢地区 浅間神社



手古塚公園



■主な施策方針図



<現況>

基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園(計画)
	港湾緑地(計画)
	都市計画道路(計画)
	自然環境保全ゾーン

緑の概況

- ・西側は木更津地区から連続する市街地と小櫃川沿い低地の農地を主とした土地利用、東側は台地の樹林地・農地で、北側は小櫃川に接しています。
- ・市街地の中でまとまったみどりを構成するのは清見台東の野際公園付近や永井作の善光寺、祇園の須賀神社等で、木更津地区と同様、都市公園と社寺林等のみどりが大きな役割を果たしています。
- ・樹林地と一体の神社仏閣や5～6世紀の古墳、蓮田など、地域固有の歴史・文化資源が市街地近くに点在しています。



清見台東地区の街路樹



小櫃川



小櫃堰公園

緑のまちづくりの目標

- ・台地に残るみどりの適正な管理・活用による保全と良好な都市環境、都市景観の形成
- ・戸建住宅地における良好なみどりのまち並みの保持

主な施策方針

○KY-1 <みどりの拠点>まちなかのまとまったみどりの保全・活用

- ・みどりの拠点として小櫃堰公園を位置づけ、時代のニーズに即した施設と公園空間の改修、老朽化した施設の改修、バリアフリー化、樹木との整理等により、優先的に魅力の向上を図る再整備について検討します。
- ・併せて、暮らしに身近な永井作の善光寺一帯の良好な樹林地をみどりの拠点と位置づけ、「土地利用方針」との整合・調整を図りつつ、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、みどりとのふれあいの場として適正な管理および活用による保全方策の検討や、土地利用の転換に際して一定のみどりの確保・保全に配慮する方策等として、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など効果的な方策を検討します。

○KY-2 <みどりの帯>市街地を取り巻くまとまったみどりの保全・活用

- ・波岡地区から連なり、清見台に隣接して残る中尾～伊豆島一帯の樹林地について、みどりの拠点と同様、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、保全・活用方策を検討します。

○KY-3 <田園空間軸>小櫃川一帯の緑のネットワークの形成

- ・市民等との協働により、小櫃川沿いの桜並木と河岸緑地及び遊歩道の良好な管理を推進します。
- ・小櫃川沿いに位置する景清陣屋址や祇園の須賀神社、菅生神社等の緑の資源と小櫃川遊歩道とのネットワークの形成を検討します。

○KY-4 みどりの資源の保全・活用

- ・生垣や屋敷林、善光寺、須賀神社、菅生神社などの社寺林、巨樹・古木、長須賀の金鈴塚古墳、蓮田景観など、集落に形成されてきた身近なみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

- ・都市空間の水辺として、豊ヶ池の親水公園化を検討します。

○KY-5 都市公園の再整備

- ・地域のコミュニティ活動やレクリエーション活動の核となっている野際公園、清見台中央公園をみどりの地域核と位置づけるとともに、避難場所としての機能を高める整備を検討します。
- ・老朽化した公園は、安全性、快適性の向上に配慮した再整備を推進します。

○KY-6 民有地のみどりの維持・創出

- ・清見台、ほたる野地区等の良好なみどりのまち並みの維持を図るとともに、民有地における新たな接道部緑化に対する誘導・支援等について検討します。



菅生神社の椎の木

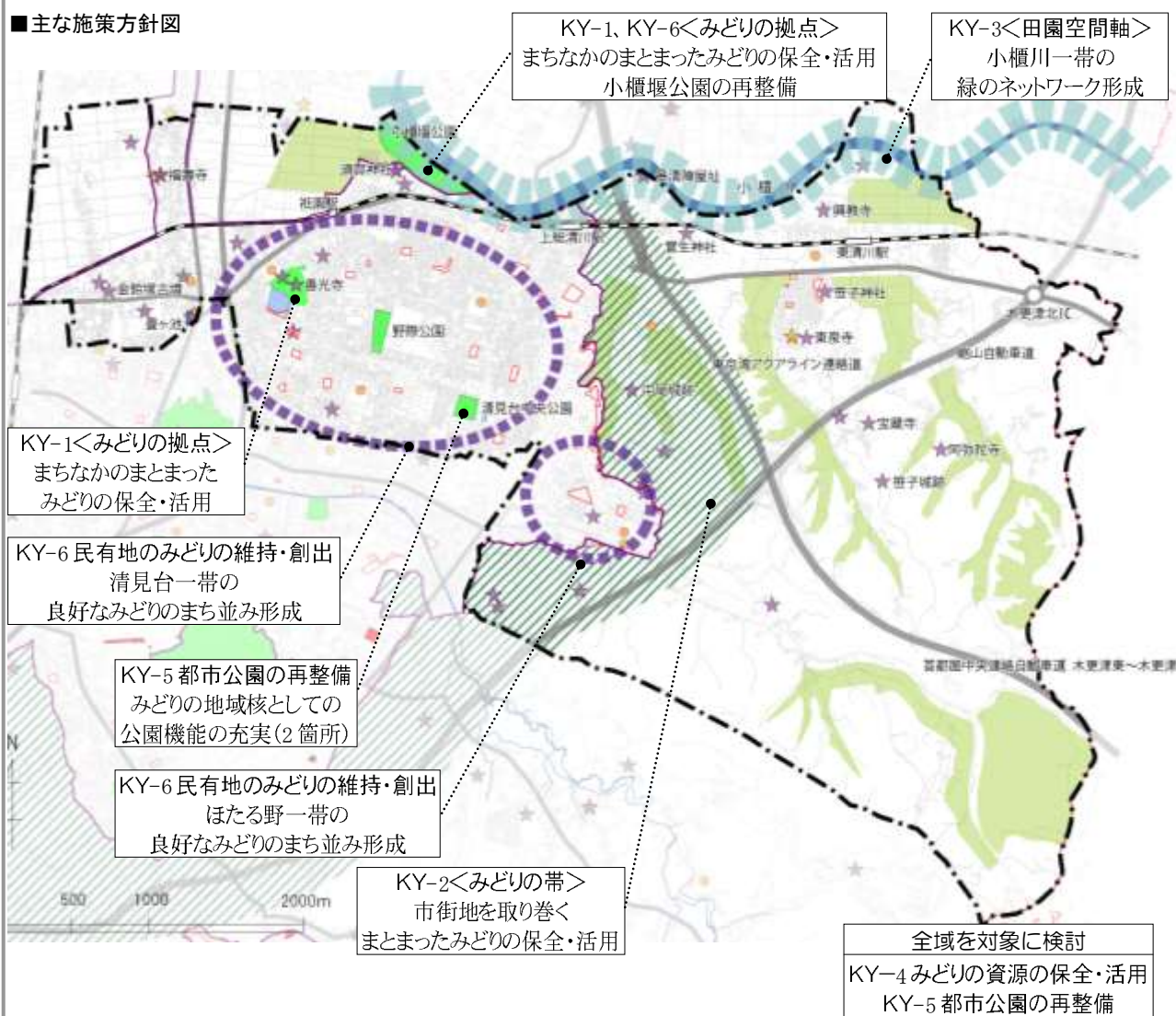
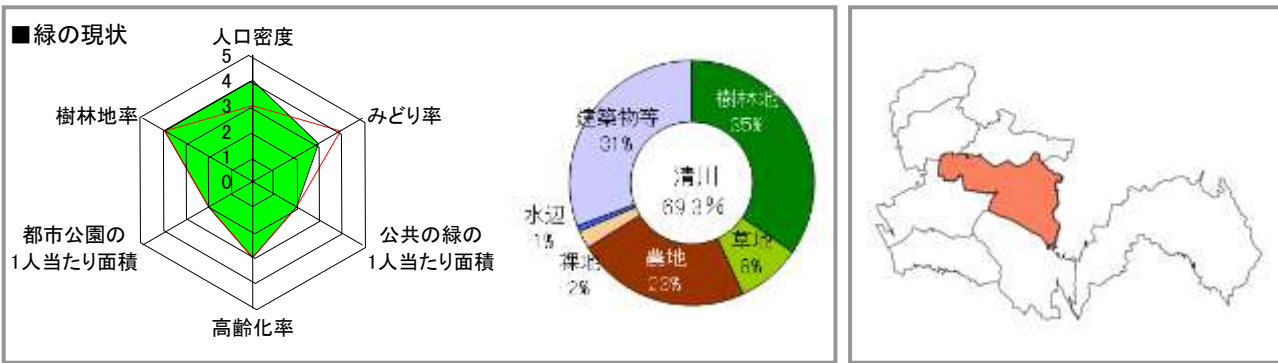
みどり豊かな野際公園



金鈴塚古墳



犬成地区の雑木林



<現況>
基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園(計画)
	港湾緑地(計画)
	都市計画道路(計画)
	自然環境保全ゾーン

岩根地区

面積1,162ha(8%) 人口17,719人(14%)

緑の概況

- ・小櫃川左岸の河口に近い地区で、主としてＪＲ巖根駅周辺～県道袖ヶ浦中島木更津線沿線の市街地と小櫃川沿いの低地に広がる水田とからなります。みどり率は比較的高い地区ですが、その多くが農地であり、樹林地はわずかで緑被地の2%程度です。
- ・小櫃川の河川空間および河口から前面海域に広がる盤洲干潟は豊かな自然的環境を有し、多様な生物の生育生息地となっています。一方で河川敷は畑地や工場敷地などが混在し、土地利用の整序化が必要とされています。
- ・都市公園の整備水準は1人当たり1㎡に満たず、極めて低い水準です。



江川総合運動場



小櫃川沿いの桜並木



高柳 水田風景と銚子塚古墳

緑のまちづくりの目標

- ・巖根駅一帯を中心とした田園環境と調和するみどり豊かなまちづくりの推進
- ・優良農地、集落景観の保全
- ・小櫃川や干潟をはじめとする貴重な自然的環境の保全・活用

主な施策方針

○IW-1 <海の拠点>地場産業と身近な海辺の保全・活用

- ・漁業者や市民等との連携による地場産業の体験学習、盤洲干潟の保全や環境学習等の場としての適正な活用を促進します。

○IW-2 <田園空間軸>小櫃川沿いの緑のネットワーク形成

- ・市民等との協働により、小櫃川沿いの河岸緑地および遊歩道の良好な管理を推進します。

○IW-3 みどりの資源の保全・活用

- ・生垣や屋敷林、東光寺などの社寺林、巨樹・古木、高柳銚子塚古墳など、集落に形成されてきた身近なみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

○IW-4 <みどりの拠点>広域スポーツ交流拠点の検討

- ・江川総合運動場をみどりの拠点と位置づけ、隣接する国有地にサッカー場、野球場、陸上競技場等を新設・増設し、広域スポーツ交流活動等に対応できる施設の拡充を検討します。

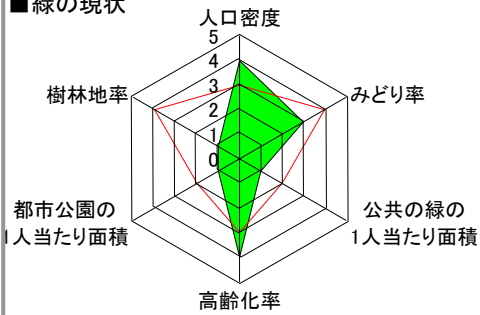
○IW-5 都市公園の新規整備

- ・住区基幹公園の適切な配置と計画的な整備の推進について検討します。

○IW-6 道路緑化の推進

- ・都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化により、みどり豊かな都市環境の形成を図ります。

■緑の現状



■主な施策方針図



<現況> 基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園（計画）
	港湾緑地（計画）
	都市計画道路（計画）
	自然環境保全ゾーン

鎌足地区

面積1,927ha(14%) 人口2,454人(2%)

緑の概況

- ・ 東部丘陵に位置するみどり率が9割、樹林地率が6割近い自然環境豊かな地区です。矢那川が地区の南東―北西を縦断し、左岸一帯が鳥獣保護区に指定されています。森林、草地、谷津田、ため池、河川など生物の生育・生息環境として多様な自然環境を有しています。
- ・ 森を背景に支流が刻む谷津田や生垣に囲まれた民家等が優れた景観を形成し、鎌足桜の祖株や名木百選に選定されている古木・巨木がある高蔵寺をはじめとする地域固有の歴史・文化資源や観光農園、農業体験農園などが立地しています。
- ・ 市指定文化財の鎌足桜があり、保存・普及に努めています。
- ・ 地区の中央にかずさアカデミアパークを中心とする研究・文化・交流拠点の形成が進み、都市公園やダム周辺の緑地が整備され、1人当たり都市公園の整備水準は市内トップとなっています。



矢那川ダムと緑地



かずさアカデミアパーク



徳蔵寺奥の谷津田風景

緑のまちづくりの目標

- ・ 東部丘陵の豊かな自然環境と歴史的資源の保全・活用による個性あるまちづくり
- ・ 鎌足桜の保護・育成、集積する都市公園の利活用の促進等による地区の活性化
- ・ かずさアカデミアパークを中心とする国際的研究開発都市の名にふさわしいみどり豊かな環境の形成

主な施策方針

○KM-1 ＜森の拠点＞都市公園・ダム周辺緑地一帯の利活用促進

- ・ かずさ1号公園、かずさ2号公園、矢那川ダム周辺緑地とこれらを取り巻く一帯のみどりを森の拠点として、地域の人々が主体的に取り組んでいる鎌足桜をテーマとしたみどりの地域づくりをはじめ、地域文化の継承や交流活動など地域資源の育成・活用に関わる活動の支援に努めます。
- ・ かずさ1号公園およびかずさ2号公園はみどりの地域核と位置づけ、鎌足桜等の植樹により桜の園づくりを推進するとともに、鎌足桜の保護・育成に努めます。

○KM-2 ＜水と緑と歴史の文化軸＞矢那川・県道木更津末吉線一帯の緑のネットワーク形成

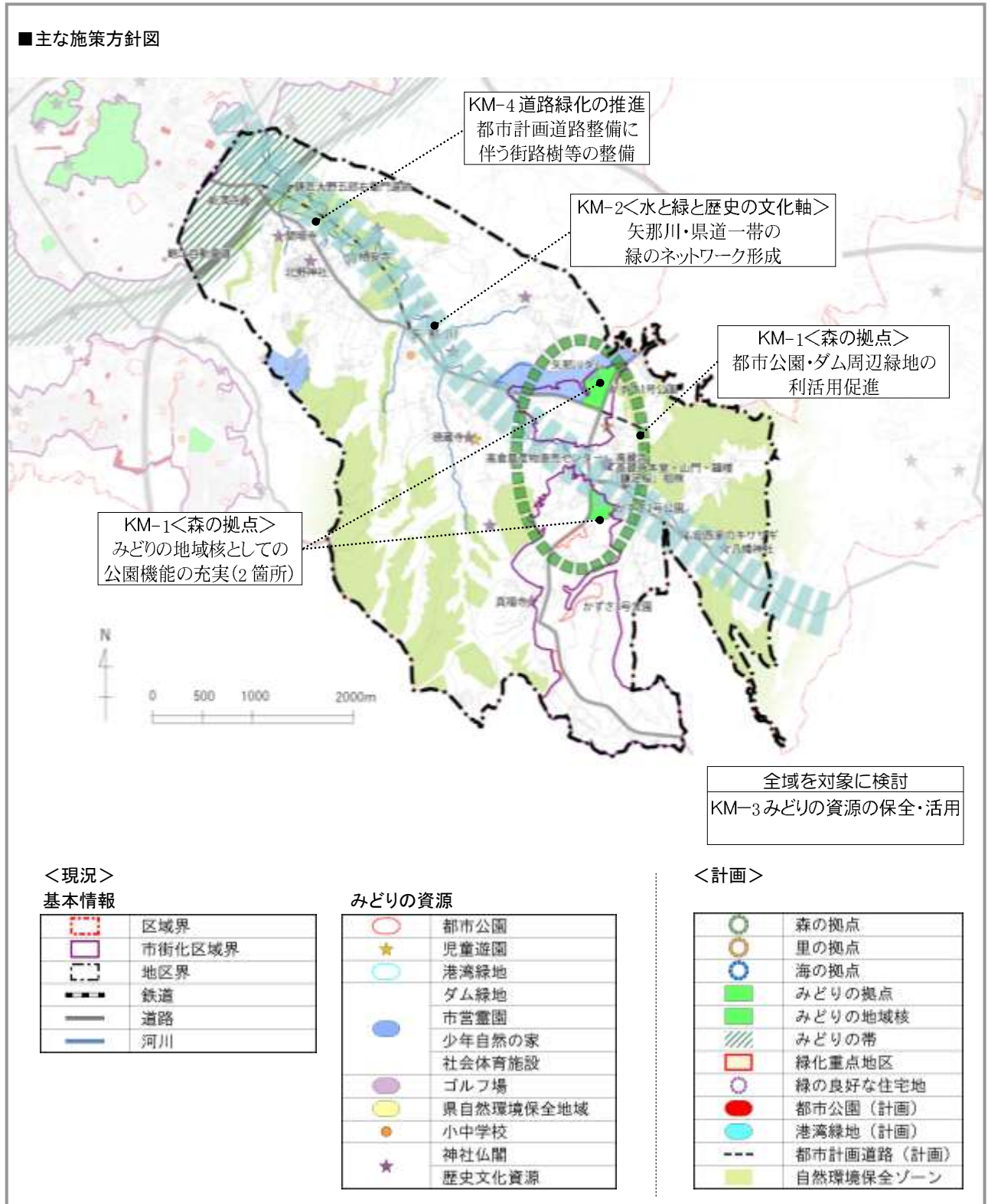
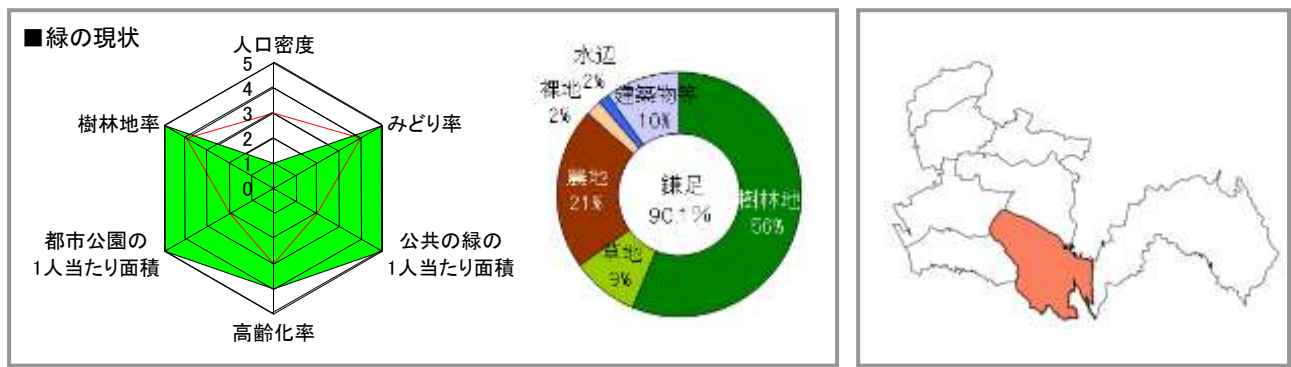
- ・ 高蔵寺等の社寺林をはじめ史跡や谷津の風景、観光農園などの歴史・文化、自然資源等を結ぶ遊歩道の検討など、県との協議を含めネットワークの形成を検討します。

○KM-3 みどりの資源の保全・活用

- ・ 優良農地の保全を図るとともに、谷津景観、生垣や屋敷林、高蔵寺、八幡神社などの社寺林、巨樹・古木、ため池など、集落に形成されてきたみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

○KM-4 道路緑化の推進

- ・ 都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化により、みどり豊かな都市環境の形成を図ります。



鎌 足 桜

「鎌足桜」は、淡桃白色の八重咲きの山桜で、雄しべ、もしくは花弁の一部が細く屈曲して鎌形になるという珍しい特徴を持ち、4月の中旬から下旬に開花します。

「鎌足桜」の名前の由来については、大化の改新の翌年、西暦646年「藤原鎌足公」が木更津を訪れ、高倉観音に参拝する際、着替えをされた進藤家の屋敷に挿し残した桜の杖より芽生えたという地元の伝承と結びついたものと推定されます。

鎌足桜は、実生による増殖が難しいことから、地元では進藤家の祖株を活用し、接木による増殖活動が行われておりました。このような地元における伝承を尊重し、鎌足桜の保護・増殖活動の元となったこの親木を永く将来に伝えるため「鎌足桜」の祖株として、平成17年2月25日に木更津市指定文化財に指定しました。

この鎌足桜の祖株については進藤家から市に寄贈され、平成18年2月9日に地元から要望のありました「高蔵寺」に移植され、平成21年6月26日に木更津造園建設業協同組合により「名木100選」に登録されています。



緑の概況

- ・小櫃川右岸に広がる河口に近い地区で、小櫃川沿いの低地に水田が広がっています。沿岸部に牛込漁港と金田漁港が立地し、前面の干潟は一部潮干狩り場となっています。みどり率は6割を超えていますが、その多くが農地であり、樹林地はわずかで緑被地の3%程度です。
- ・小櫃川の河川空間および河口から前面海域に広がる盤洲干潟は豊かな自然的環境を有し、多様な生物の生育生息地となっており、市民団体等による保全活動や観察会等が行われています。一方で河川敷は荒地、畑地、工場敷地などが混在し、土地利用の整序化が必要とされています。
- ・東京湾アクアラインの木更津金田 I Cが立地し、アクアライン連絡道の東西地区で土地区画整理事業が施行中であり、都市公園の整備が予定されています。



見立船溜り付近



金田海岸



小櫃川河口干潟

緑のまちづくりの目標

- ・広域道路網による新たな玄関口となる新市街地としてのみどり豊かで質の高い都市空間の形成
- ・水田・集落景観および小櫃川周辺一帯をはじめとする貴重な自然的環境の保全・活用
- ・漁業活動と調和する干潟の保全・活用

主な施策方針

○KN-1 <海の拠点>地場産業と身近な海辺の保全・活用

- ・漁業者や市民等との連携による地場産業の体験学習、盤洲干潟の保全や環境学習等の場としての適正な活用を促進します。
- ・保全活動や環境学習等の利用に応じた海岸線一帯へのアクセス方法やその是非を検討します。

○KN-2 みどりの資源の保全・活用

- ・集落の生垣や屋敷林、感応寺、日枝神社などの社寺林、巨樹・古木など、集落に形成されてきたみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

○KN-3 <田園空間軸>小櫃川一帯の緑のネットワーク形成

- ・小櫃川沿いの自然護岸、河畔植生、遊歩道は、市民等との協働により、良好な管理を推進します。

○KN-4 都市公園の新規整備

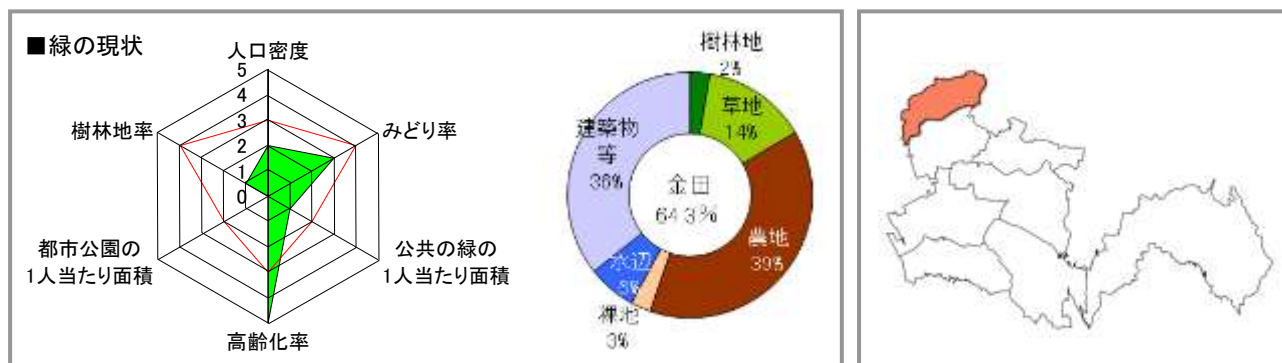
- ・金田地区土地区画整理事業に伴う都市公園の整備を行います。金田東地区については公園緑地11箇所、金田西地区は公園緑地11箇所が計画されており、事業進捗に合わせ着実な整備を推進します。
- ・整備予定の金田東2号近隣公園は対岸や富士山の眺望する位置にあり、木更津市の新たな玄関口となる金田地区におけるみどりの地域核と位置づけ、海浜部の利用拠点となる整備を検討します。

○KN-5 道路緑化の推進

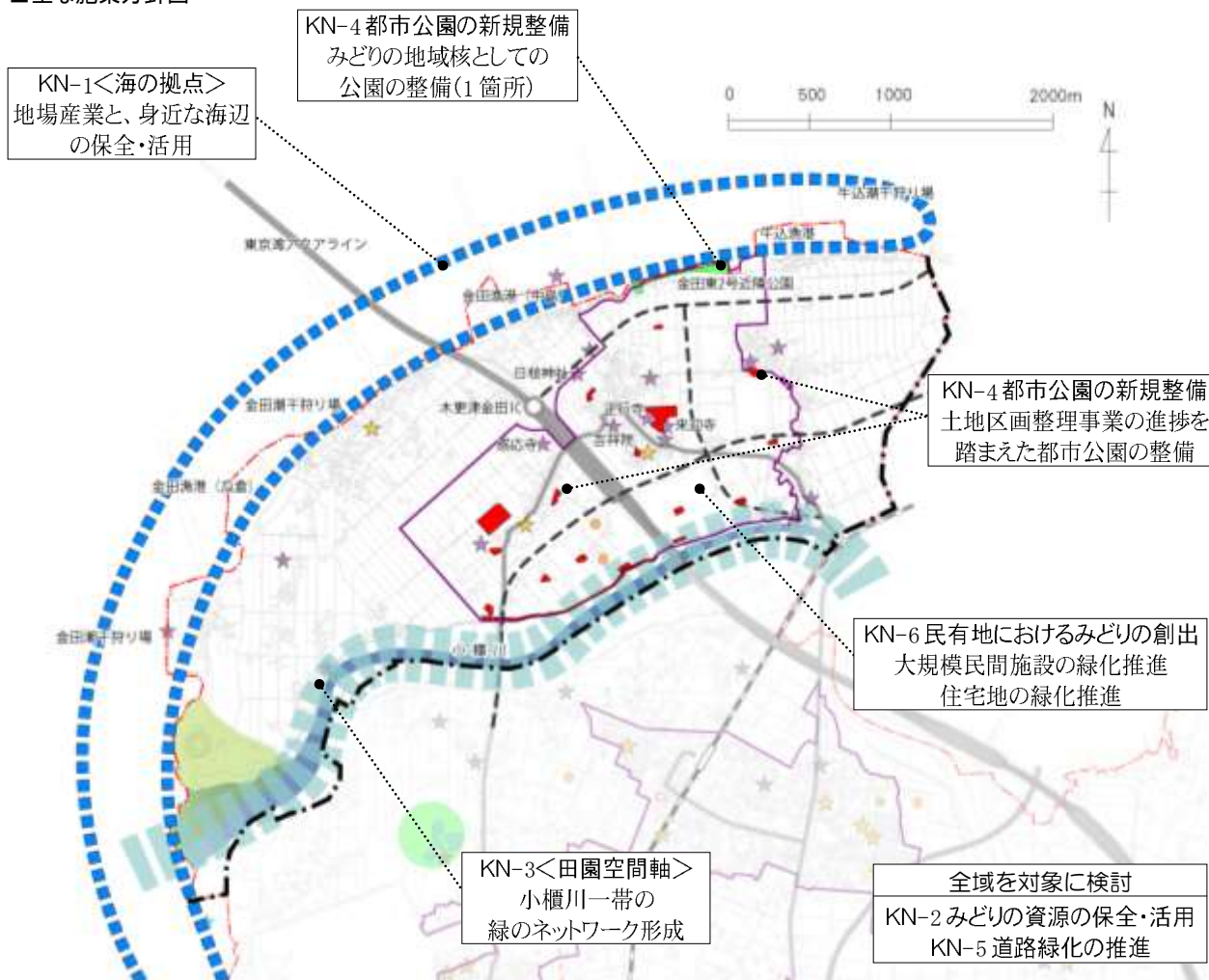
- ・都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化により、みどり豊かな都市環境の形成を図ります。

○KN-6 民有地におけるみどりの創出

- ・土地区画整理事業区域における大規模民間施設の緑化推進、住宅地における接道部等の緑化推進方策について検討します。



■主な施策方針図



<現況>

基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園(計画)
	港湾緑地(計画)
	都市計画道路(計画)
	自然環境保全ゾーン

緑の概況

- ・小櫃川沿い低地の田園地帯で優良農地が広がり、広大な水田に生垣や屋敷林に囲まれた民家が点在しています。
- ・みどり率は7割を超えていますが、その多くが農地であり、樹林地はわずかで緑被地の3%程度です。
- ・小櫃川の河川空間は豊かな自然的環境を有し、多様な生物の生育生息地となっています。
- ・都市公園は整備されていません。



有吉付近の水田と民家風景



小櫃川沿いの桜とチューリップ



井尻浅間神社の椎の木

緑のまちづくりの目標

- ・本市の農業景観を代表する水田・水路などの景観と豊かな水循環、農業文化の保全・活用
- ・田園環境と調和するみどりの保全・創出による田園型住宅地の形成

主な施策方針

○NK-1 農村－都市交流拠点等の形成

- ・地域の農業文化の継承や農業に対する都市住民の理解、週末農業ニーズへの対応や環境学習等としての農業公園等の整備など、既存ストック等を活用した地域の活性化に資する公園緑地等の整備を検討します。

○NK-2 <田園空間軸>小櫃川一帯の緑のネットワーク形成

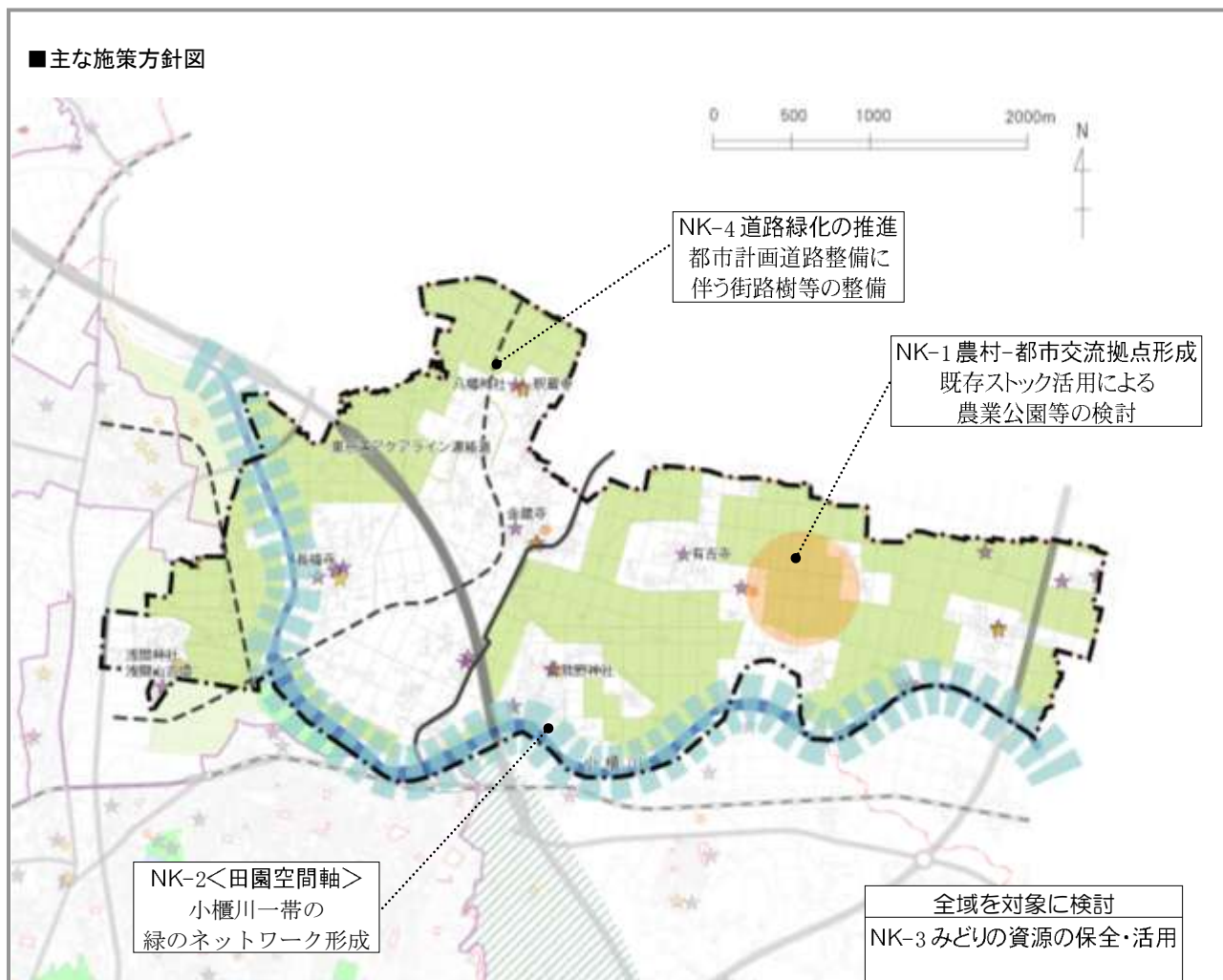
- ・河口から続く小櫃川沿いの河畔植生、桜並木と遊歩道は、市民等との協働により良好な管理を推進します。
- ・小櫃川一帯の農地や樹林地の保全を図るとともに、社寺林などの歴史・文化資源等とのネットワークの形成を検討します。

○NK-3 みどりの資源の保全・活用

- ・集落の生垣や屋敷林、曽根八幡神社、井尻浅間神社などの社寺林、巨樹・古木など、集落に形成されてきたみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等としての活用・支援策について検討します。

○NK-4 道路緑化の推進

- ・都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化により、みどり豊かな都市環境の形成を図ります。



<現況>

基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園（計画）
	港湾緑地（計画）
	都市計画道路（計画）
	自然環境保全ゾーン

緑の概況

- ・みどり率9割、樹林地率が6割を超す自然環境豊かな地区です。東部丘陵と富来田丘陵の間を小櫃川が縦断し、山間に広がる水田景観を形成するとともに、支流の武田川、泉川、七曲川が丘陵を刻み、急峻な崖地や谷津田、生垣に囲まれた民家等が優れた景観を形成しています。
- ・いっせんぼく、真里谷古墳群や真里谷城跡、妙泉寺、妙真寺など、自然資源、歴史文化資源が豊かで、うまくだの路のコスモスロード、観光農園などの観光資源にも恵まれています。
- ・都市公園の整備水準は1人当たり1㎡強と低いですが、少年自然の家が立地し、公共の緑の1人当たり面積は比較的大きくなっています。



真里谷の宿のまち並み



富来田地区 たけのご祭り



いっせんぼく付近のハンノキ林と木道

緑のまちづくりの目標

- ・豊かな自然の保全・再生と適正な活用による地区の活性化と自然と共生するまちづくり
- ・農業・農村の多面的機能の発揮による農家集落と優良農地の保全、農業経営の安定化
- ・森林の適正管理の推進による多面的な機能の発揮

主な施策方針

○FK-1 <森の拠点>いっせんぼく、真里谷城跡等の富来田固有のみどりの資源の保全・活用

- ・「土地利用方針」で自然環境共生ゾーンなどに位置づけているエリアにおいて、土地所有者や森林組合等と連携し、森林の整備と森林の保護・文化・教育的な利用を組み合わせた活動に、市民や企業の参加を促進する森林の総合利用を推進します。
- ・千葉県条例に基づく里山活動認定制度の拡充のほか、市独自の森の保全・活用拠点の形成について検討します。

<いっせんぼく一帯> 湧水やハンノキ湿地林、湿生植物、コスモスロード等を活かした市民等との協働による自然再生・管理、自然体験学習等の場として、土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、条例に基づく保全・活用制度創設、風致公園等都市公園制度などによる事業方策について検討します。

<真里谷城跡一帯> 城跡遺構や地形と樹林等を活かした市民等との協働による植生管理、自然体験・郷土学習等の場として、土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、条例に基づく保全・活用制度創設、歴史公園等都市公園制度などによる事業方策について検討します。

○FK-2 <里の拠点>農地や農の文化を生かした地域農業支援拠点の形成

- ・農業者やJ A木更津市等と連携し、遊休農地等の活用方策として、都市住民対象の週末農業などの滞留型レクリエーション機能や市民対象の地域農業の学習機能等の導入の検討を行います。

<木更津東IC付近> 市民や企業との連携を含め、地域の人びとが主体となった農業体験や市民農

園の運営、市民農業スクールの開催、地場農産物販売・提供促進等の事業スキームの検討および行政による拠点施設やアクセスの整備の検討を行います。

○FK-3 <田園空間軸>小櫃川一帯の緑のネットワーク形成

- ・市民等との協働により、小櫃川沿いの河畔植生および遊歩道の良好な管理を推進します。
- ・小櫃川一帯の農地や樹林地の保全を図るとともに、所有者の意向などを踏まえ、登録有形文化財の下郡郵便局旧局舎および日高神社、光厳寺、妙眞寺などの社寺林、古木等をはじめとする地区内の歴史・文化資源の保全とネットワークの形成について検討します。

○FK-4 <水と緑と歴史の文化軸>武田川一帯の緑のネットワーク形成

- ・武田川沿いのうまくだの路については、引き続き地域の人びとにより行われている管理や季節の行事開催の支援に努めます。
- ・所有者の意向などを踏まえるとともに、県との連携も図りながら、真里谷古墳群、妙泉寺、真如寺の社寺林、地藏堂・藪化石帯、真里谷城跡等の歴史・文化資源の保全とネットワークの形成を検討します。

○FK-5 <みどりのランドマークポイント>森の眺望点の形成

- ・眺望点としての真里谷城跡とその周辺の景観の保全とアクセスの向上を図ります。

○FK-6 都市公園の新規整備

- ・市街化区域内において、地域のニーズ等を踏まえ、身近な都市公園の整備について検討します。



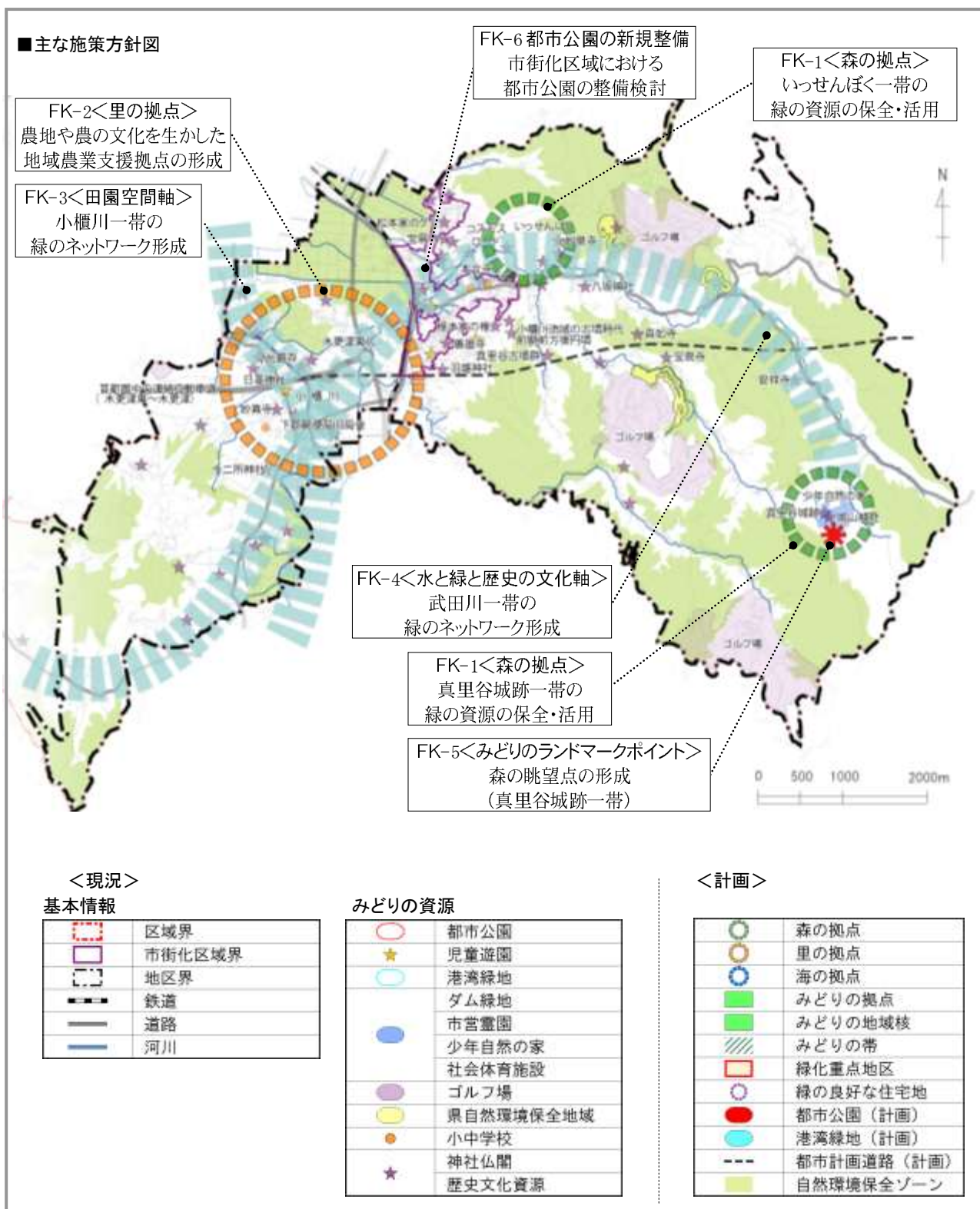
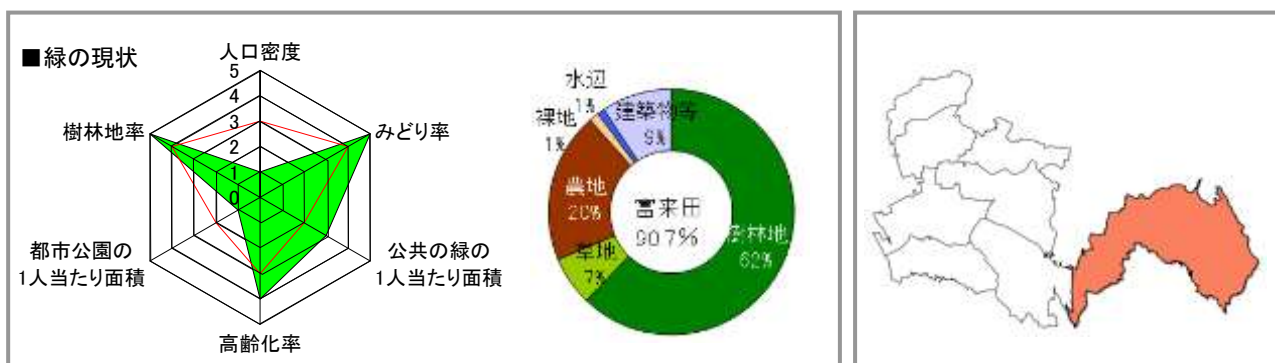
うまくだの路コスモスロード



武田川沿いのコスモス



武田川とひまわり



第4章 計画の推進に向けて

- 1. 行政の組織体制の強化**
- 2. 市民等との連携体制づくり**
- 3. みどりに関する条例検討**

1. 行政の組織体制の強化

(1) 各主体、関係機関との連携

○行政内関係各課の連携の強化

みどりに関する施策は、都市の緑の保全、公共公益施設、景観、道路、環境、農業、林業、教育、福祉、観光など多岐にわたっていることから、関係各課が連絡調整を密にするとともに、市民ニーズなどの情報を共有し、連携しながら総合的に推進する体制づくりに努めます。

○県との連携の強化

河川、道路、海岸、港湾など千葉県が所管する緑も市内で大きな位置を占めていることから、県が実施する各種事業との連携を図ります。

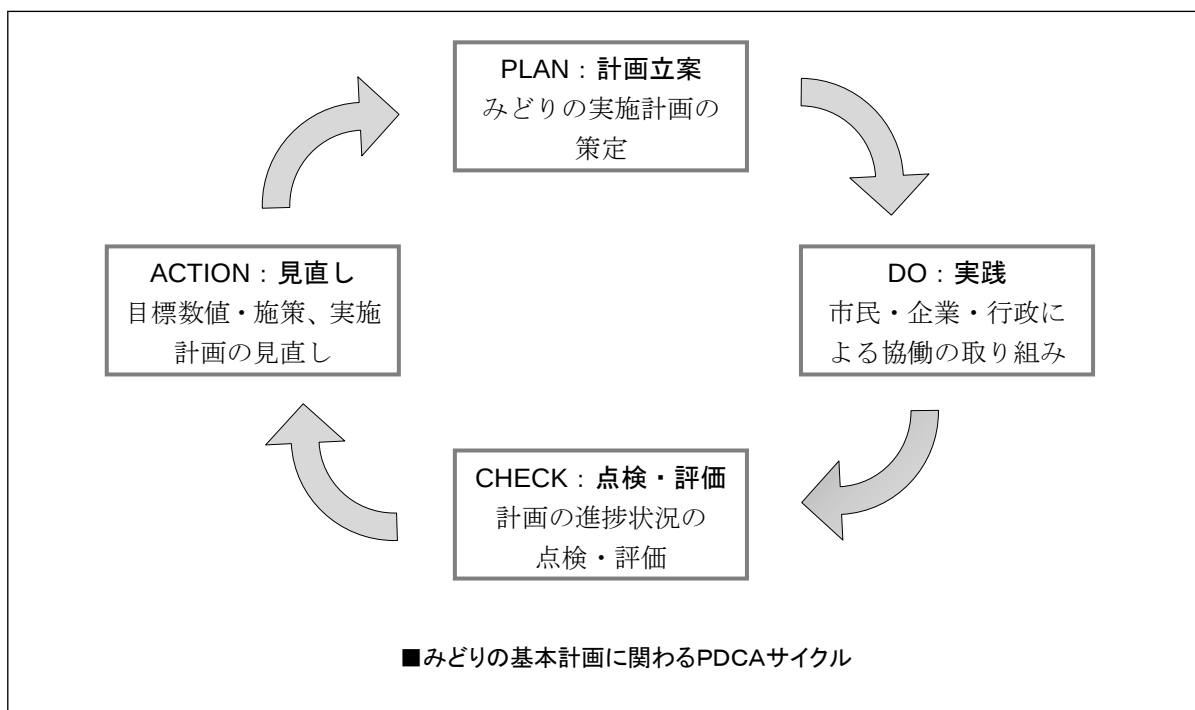
(2) 計画推進のための財源確保

地方公共団体の多くは、財政運営が非常に厳しい状況が続いており、本市も例外ではありません。しかし、今まで述べてきたとおり、「みどり」の役割は非常に重要であることを認識し、市民ニーズなどを踏まえ必要な施策を厳選するとともに、効率的・効果的な施策を実行するため、計画的な財源確保に努めます。

(3) 計画の推進と進行管理

当基本計画が目指すみどりの将来像に向けて、PDCAサイクルの考え方で、個別施策の進捗状況の点検、評価を行い公表します。

進行管理については、市民等との協働によるPDCAの仕組みを検討します。



2. 市民等との連携体制づくり

基本計画の実現のためには、行政だけが中心となって緑のまちづくりを推進するのではなく、市民や企業（事業者）が主体的かつ積極的に参加・参画していただき、信頼と協調をもとに取り組むことが重要です。

市民、企業、行政による協働の「緑のまちづくり」を推進するために、三者が連携し、意見交換しながら計画の実現を図る「（仮称）みどりの市民会議」を設置します。

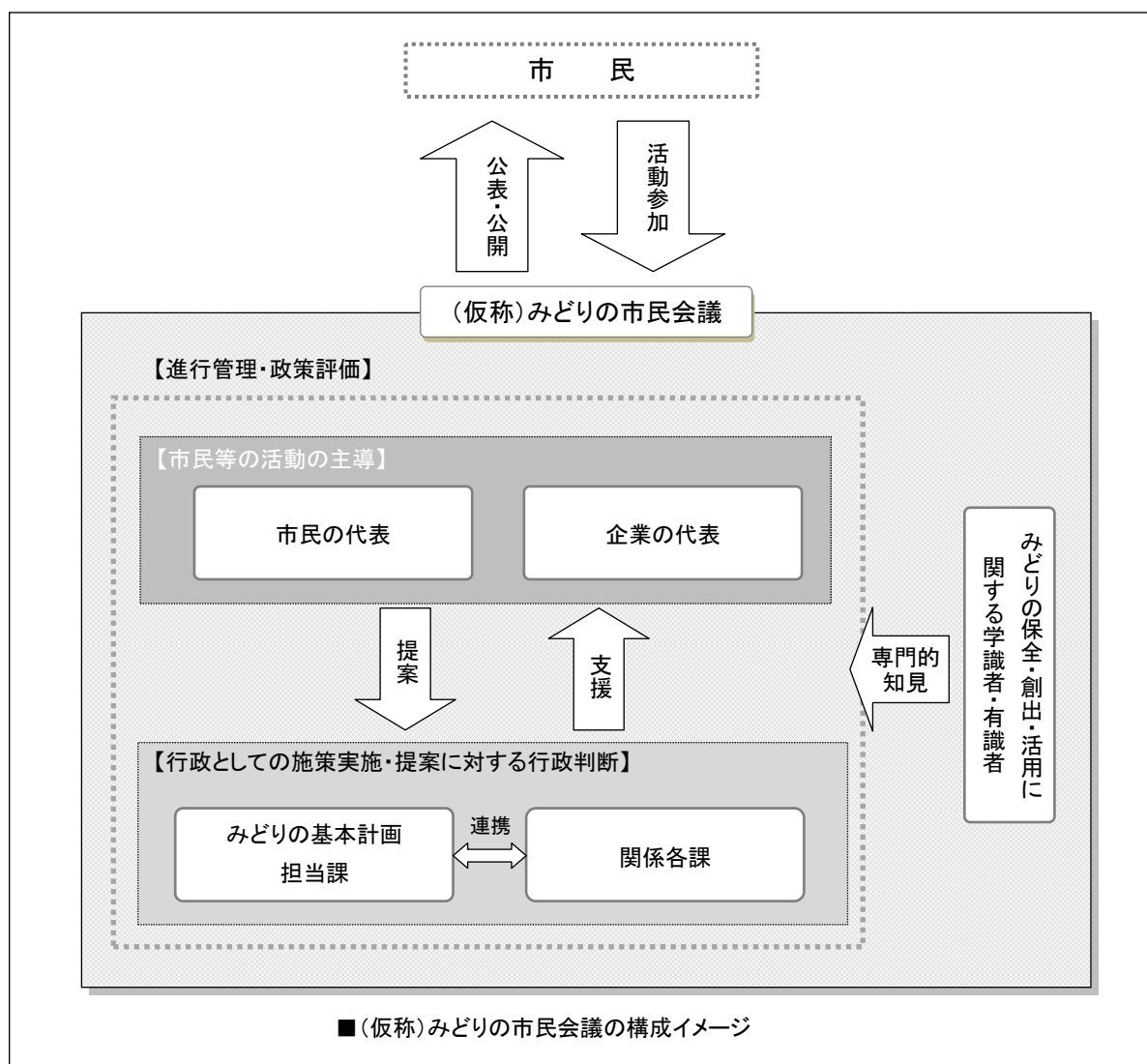
活動内容や構成メンバーのイメージは以下のとおりで、協働で実施するみどりの施策に関する課題整理や実施方策などの意見交換を行うことから着手し、今後、具体的な施策の推進に向けた体制づくりや活動の進め方、活動プログラム等について詳細に検討していきます。

①（仮称）みどりの市民会議の活動内容

- 市民等によるみどりの活動の先導
- 行政との連携によるみどりの基本計画に基づく施策の進行管理と評価

②（仮称）みどりの市民会議の構成メンバー・体制

- ・市民・企業・行政の3つを主体として、学識経験者や有識者などを含めた組織とします。



3. みどりに関する条例検討

基本計画に定められた施策の展開に当たっては、継続的な施策の推進を担保するため、条例等に基づく制度を定めることが重要です。

みどりの基本計画に定める施策の実現を図るために、みどりの保全・創出・活用に関する条例について検討します。

また、市民と行政が一体となって緑化を推進し、快適で住みやすい安全な都市環境を作ること
を目的として、市民や企業等が行うみどりの保全・創出・活用等に関する事業のための資金に充
てるみどりの基金等に関する条例についても、併せて検討します。

(1) 緑の保全・創出に関する条例等

①みどりの保全

保存すべき緑地、樹木等の指定等に関して検討します。

○樹木等の保存制度

- ・「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」、またはこれに準ずる市独自の樹木、樹林、生垣等の保存制度の検討

○市民緑地制度

- ・都市緑地法第55条第1項に定められている「市民緑地制度」の検討

○市独自の緑地保全制度

- ・法に基づく制度運用は困難な緑地であって、「都市の健全な環境を確保するため、みどりを含む土地の区域で一定の規模以上のもの」や「市街化区域及びその周辺地域において良好な自然環境を形成している緑地のうち、一定の基準に該当する樹林地」などの保全すべき緑地に対する市独自の保全制度の検討

②みどりの創出

公共施設の緑化および民有地の緑化の推進等に関して検討します。

○公共施設の緑化

- ・公共施設の敷地の緑化の推進に関する制度の検討

○民有地の緑化

- ・工場敷地、住宅等、宅地造成地などの民有地の緑化の推進に関する制度の検討

○地区計画等緑化率条例制度

- ・都市緑地法第39条に定められている「地区計画等緑化率条例制度」の検討

○緑地協定制度

- ・都市緑地法第45条第1項に定められている「緑地協定制度」の検討

③みどりに関する普及啓発、市民協働等

市民によるみどりの活動に関する啓発、人材の育成、支援など、市民等との協働による緑のまちづくりに関して検討します。

○みどりのボランティア活動団体の認定

- ・公園の管理運営活動や里山管理活動、まちなかの花壇づくり活動など、みどりに関するボランティア活動を行う市民団体の認定制度に関する検討

○市民等によるみどりの活動に関する表彰

- ・市民等が行う自発的なみどりの保全・創出・活用に対する表彰制度の検討

(2) みどりの基金等に関する条例等

みどりを保全・創出・活用するためには、用地の取得や整備、維持管理などのための費用が必要となります。

みどりに対する市民や企業の関心を高めるとともに、市民等による緑化活動や民有地のみどりの保全・育成に対する支援、地域に密着した公園再整備など市民・企業との協働による緑のまちづくりの推進を図るため、みどりの基金制度等を検討します。

資料編

1. 計画策定の経過および策定体制
2. 木更津市のみどりの現況
3. 市街化調整区域における土地利用方針
4. 用語解説

1. 計画策定の経過および策定体制

(1) 計画策定の経過

平成23年 7月 8日	第1回緑の基本計画策定委員会開催
7月 8日～8月10日	みどりに関する市民意識調査
8月 3日	第1回緑の基本計画策定懇談会開催
9月28日	第2回緑の基本計画策定委員会開催
10月 5日	第2回緑の基本計画策定懇談会開催
11月25日	第3回緑の基本計画策定委員会開催
12月 5日	第3回緑の基本計画策定懇談会開催
平成24年 1月24日	第4回緑の基本計画策定委員会開催
1月30日	第4回緑の基本計画策定懇談会開催
2月 7日～ 3月7日	意見公募手続き（パブリックコメント手続き）
3月22日	第5回緑の基本計画策定委員会開催
3月28日	第5回緑の基本計画策定懇談会開催

(2) 委員メンバー

○緑の基本計画策定委員会委員

氏 名	役 職
小 川 剛 志	会長：都市整備部長
露 崎 和 夫	総務部長
鶴 岡 静 治	企画部長
加 藤 國 弘	福祉部長
石 井 良 幸	教育部長
竹 内 喜 久 夫	環境部長
須 藤 宏 一	経済部長
永 野 昭	都市整備部次長

○緑の基本計画策定懇談会委員

委 員 区 分	委 員 名	備 考
学 識 経 験 者	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授 阿部 伸太	会長
学 識 経 験 者	東京農業大学グリーンアカデミー講師 石井 英美	副会長
有 識 者 委 員	千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課 副課長 高田 令子	

委員区分	委員名	備考
公募委員	宮沢 茂松	
公募委員	中山 正時	
町会関係者	木更津市区長会連合会会長 池田 利一	木更津市区長会連合会推薦
造園緑化関係者	木更津造園建設業協同組合理事長 山田 孝雄	木更津造園建設業協同組合推薦
農業関係者	君津地域花き組合連合会会長 地曳 昭裕	君津地域花き組合連合会 推薦
林業関係者	千葉県森林組合君津支所長 甲賀 茂晴	千葉県森林組合君津支所 推薦

(3) 設置要領

木更津市緑の基本計画策定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 都市緑地法第4条第1項の規定に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）を策定するため、木更津市緑の基本計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 緑の基本計画の案を審議すること。
- (2) 緑の基本計画の策定事務に関する事項を審議すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

- 2 会長は、都市整備部長をもって充てる。
- 3 会長に不都合があるときは、あらかじめ会長の指名する職員がその職務を代理する。
- 4 委員に不都合があるときは、代理が出席するものとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係課長等関係機関の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、都市整備部市街地整備課に置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

※別表は省略

木更津市緑の基本計画策定懇談会設置要領

(趣旨)

第1条 都市緑地法第4条第1項の規定に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）を策定するにあたり、市民等の幅広い意見を参考とするため、木更津市緑の基本計画策定懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次の各号に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 緑の基本計画の案に関すること。
- (2) 緑の基本計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は別表に掲げるものをもって充てる。
- 4 会長は、会務を統括し、懇談会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、関係職員等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、木更津市都市整備部市街地整備課に置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月22日から施行する。

※別表は省略

２．木更津市のみどりの現況

(1) 地区別緑被率

地区名	樹林地		草地		農地		裸地		水辺		合計	
	面積(㎡)	%	面積(㎡)	%	面積(㎡)	%	面積(㎡)	%	面積(㎡)	%	面積(㎡)	%
木更津	1,889,474	11.27	963,392	5.75	626,689	3.74	2,551,607	15.22	363,018	2.16	6,394,180	38.16
波岡	4,243,641	34.05	1,239,946	9.95	1,478,396	11.86	734,786	5.89	117,168	0.94	7,813,937	62.71
清川	6,483,344	34.58	1,601,078	8.54	4,317,079	23.02	451,026	2.40	138,271	0.73	12,990,798	69.29
岩根	272,791	2.32	2,469,892	21.04	3,790,213	32.29	269,779	2.29	131,323	1.11	6,933,998	59.07
鎌足	10,928,670	56.21	1,742,900	8.96	4,155,105	21.37	411,700	2.11	279,945	1.43	17,518,320	90.10
金田	231,869	2.59	1,241,641	13.89	3,466,978	38.79	236,777	2.64	572,735	6.40	5,750,000	64.33
中郷	250,756	2.50	278,005	2.77	6,347,336	63.29	95,238	0.94	365,295	3.64	7,336,630	73.16
富来田	25,766,540	62.19	2,688,432	6.48	8,199,292	19.79	545,416	1.31	388,832	0.93	37,588,512	90.73
合計	50,067,085	35.88	12,225,286	8.76	32,381,088	23.20	5,296,329	3.79	2,356,587	1.68	102,326,375	73.33

※平成18年11月18日撮影の航空写真より作成。100㎡以上のまとまった樹林地、草地、農地、裸地、水辺を計測。

(2) 地区別都市公園整備状況

	人 口 (人)	都市公園 箇所数	都市公園計 (ha)	1人当たり 面積 (㎡/人)	街区公園 (ha)	近隣公園 (ha)	地区公園 (ha)	総合公園 (ha)	都市緑地 (ha)
木更津	39,530	51	39.10	9.9	8.08	12.41	4.12	9.80	4.69
波岡	25,870	52	22.51	8.7	10.01	3.20	4.07		5.23
清川	27,616	45	24.41	8.8	6.14	6.45		8.55	3.27
岩根	17,719	2	0.17	0.1	0.17				
鎌足	2,454	5	20.50	83.5			17.2		3.3
金田	4,379	0	0.00	0.0					
中郷	3,247	0	0.00	0.0					
富来田	7,089	1	0.78	1.1	0.78				

※人 口：平成22年4月1日現在 出典；「市街化調整区域における土地利用方針 資料編」

都市公園：平成23年4月1日現在 出典；「木更津の都市計画2011」

(3) 都市公園一覧（平成23年4月1日現在）

（単位；面積ha）

公園名	開園 年月日	供用面積	都市計画 決定面積	公園名	開園 年月日	供用面積	都市計画 決定面積
総合公園							
太田山公園	S25. 4. 3	9.80	9.80	小櫃堰公園	S55. 6. 6	8.55	8.55
地区公園							
吾妻公園	S39. 4. 1	4.12	4.12	かずさ3号公園	H19. 4. 23	3.90	3.90
かずさ1号公園	H19. 4. 23	8.00	8.00	かずさ4号公園	H10. 7. 1	1.29	4.00
かずさ2号公園	H12. 5. 1	5.30	5.30	八幡台中央公園	S62. 3. 31	4.07	—
近隣公園							
鳥居崎海浜公園	S41. 3. 11	2.56	2.56	貝渚公園	S52. 7. 25	1.85	1.85
清見台中央公園	S49. 3. 12	1.73	1.73	野際公園	S54. 2. 27	2.43	2.43
八崎公園	H元. 4. 1	1.71	1.71	畑沢公園	S52. 7. 25	1.20	1.20
真舟中央公園	S56. 3. 30	1.50	—	請西南公園	H18. 4. 1	2.01	—
中の島公園	S57. 3. 31	2.78	—	伊豆島公園	H18. 9. 26	0.95	—

公園名	開園 年月日	供用面積	都市計画 決定面積	公園名	開園 年月日	供用面積	都市計画 決定面積
羽鳥野公園	H17. 4. 1	2.00	—	百谷公園	H18. 9. 26	1.34	—
街区公園							
相里公園	S46. 3. 31	0.29	0.29	高山台公園	S57. 3. 31	0.36	0.36
稻荷森公園	S46. 3. 31	0.25	0.25	仲町公園	S56. 3. 30	0.28	0.28
みたま公園	S46. 3. 31	0.30	0.30	浜田公園	S60. 3. 30	0.15	0.15
定見坊公園	S46. 3. 31	0.20	0.20	根切公園	S60. 3. 30	0.10	0.10
宮の前公園	S46. 3. 31	0.25	0.25	清水谷公園	H元. 4. 1	0.12	0.12
座面公園	S49. 3. 12	0.44	0.44	永婦公園	S62. 3. 31	0.15	0.15
追越公園	S49. 3. 12	0.22	0.22	上鴻の巣公園	H元. 4. 1	0.15	0.15
堰の上公園	S49. 3. 12	0.27	0.27	江沢公園	S60. 3. 30	0.70	0.70
下谷公園	S49. 3. 12	0.21	0.21	打越公園	S52. 7. 25	0.29	0.29
富士見公園	S41. 3. 11	0.10	0.29	大関公園	S49. 3. 12	0.41	0.41
矢那川公園	S49. 3. 12	0.27	0.27	中清水公園	S52. 7. 25	0.41	0.41
塩釜公園	S49. 3. 12	0.15	0.15	能満寺公園	S52. 7. 25	0.18	0.18
池際公園	S49. 3. 12	0.33	0.33	中島谷公園	S59. 3. 31	0.46	0.46
中尾公園	S53. 12. 18	0.37	0.37	萩の台公園	H 2. 3. 29	0.32	0.32
原田公園	S56. 3. 30	0.37	0.37	高坂公園	H 2. 12. 25	0.20	0.20
下平川公園	S58. 3. 31	0.23	0.23	長作公園	H 5. 3. 1	0.40	0.40
本郷公園	S51. 3. 27	0.23	0.23	桜井公園	S52. 7. 25	0.38	0.38
根田公園	S53. 10. 13	0.20	0.20	桜井南公園	S52. 7. 25	0.73	0.73
鳥越公園	S49. 3. 12	0.23	0.23	桜井鶴ヶ岡公園	S61. 3. 31	0.15	0.15
岩下公園	S50. 3. 11	0.23	0.23	石田公園	S63. 3. 31	0.24	0.24
梶ヶ作公園	S50. 3. 11	0.30	0.30	川尻公園	H 2. 2. 9	0.16	0.16
塚田公園	S51. 3. 27	0.19	0.19	大久保公園	S53. 10. 13	0.60	0.60
前馬船公園	H元. 4. 1	0.22	0.22	滝の沢公園	S53. 10. 13	0.21	0.21
銭原公園	S56. 3. 30	0.23	0.23	前の沢公園	S53. 10. 13	0.22	0.22
和田下公園	H 4. 3. 19	0.10	0.10	上根公園	S53. 10. 13	0.20	0.20
鶴ヶ岡公園	S55. 6. 6	0.23	0.23	熊の越公園	S57. 3. 31	0.20	0.20
板取公園	S58. 3. 31	0.60	0.60	西の谷公園	S53. 10. 13	0.22	0.22
宮の下公園	S57. 3. 31	0.11	0.11	熊野公園	S53. 10. 13	0.19	0.19
幸町公園	S55. 6. 6	0.13	0.13	石山公園	S57. 3. 31	0.21	0.21
向馬船公園	S59. 3. 31	0.26	0.26	上山公園	S57. 3. 31	0.15	0.15
堀の内公園	S61. 3. 31	0.23	0.23	山田公園	S57. 3. 31	0.24	0.24
桃園公園	S49. 3. 12	0.12	—	うららヶ丘公園	H12. 5. 1	0.14	—
日の出公園	S49. 3. 12	0.18	—	上根岸公園	H12. 5. 1	0.78	—
弥生公園	S46. 3. 31	0.13	—	道上谷公園	H22. 1. 5	0.18	—
山下公園	S53. 10. 13	0.24	—	中郷谷公園	H15. 4. 1	0.30	—
若宮公園	S53. 10. 13	0.18	—	袋下公園	S46. 3. 31	0.09	—
大作公園	S53. 10. 13	0.42	—	南浜田公園	H15. 4. 1	0.04	—
南大作公園	S62. 3. 31	0.24	—	たてわき公園	H15. 4. 1	0.15	—
大畑公園	S62. 3. 31	0.56	—	舟作公園	H15. 4. 1	0.27	—
中田公園	S62. 3. 31	0.24	—	熊ノ田公園	H16. 12. 1	0.26	—
元倉公園	S62. 3. 31	0.31	—	柵公園	H16. 12. 1	0.15	—
上辻公園	S62. 3. 31	0.29	—	西ノ下公園	H16. 12. 1	0.15	—
上谷公園	S62. 3. 31	0.35	—	柳原公園	S46. 3. 31	0.05	—
永井作公園	H 7. 12. 22	0.33	—	浦田公園	S49. 3. 12	0.02	—
君山公園	S49. 3. 12	0.03	—	下会公園	S49. 3. 12	0.03	—
堰の下公園	S51. 3. 27	0.03	—	上会公園	S49. 3. 12	0.03	—
緑ヶ丘公園	S59. 3. 31	0.08	—	手古塚公園	H19. 2. 26	0.24	—
砂田公園	H12. 5. 1	0.02	—	港南台海の丘公園	H19. 2. 26	0.21	—

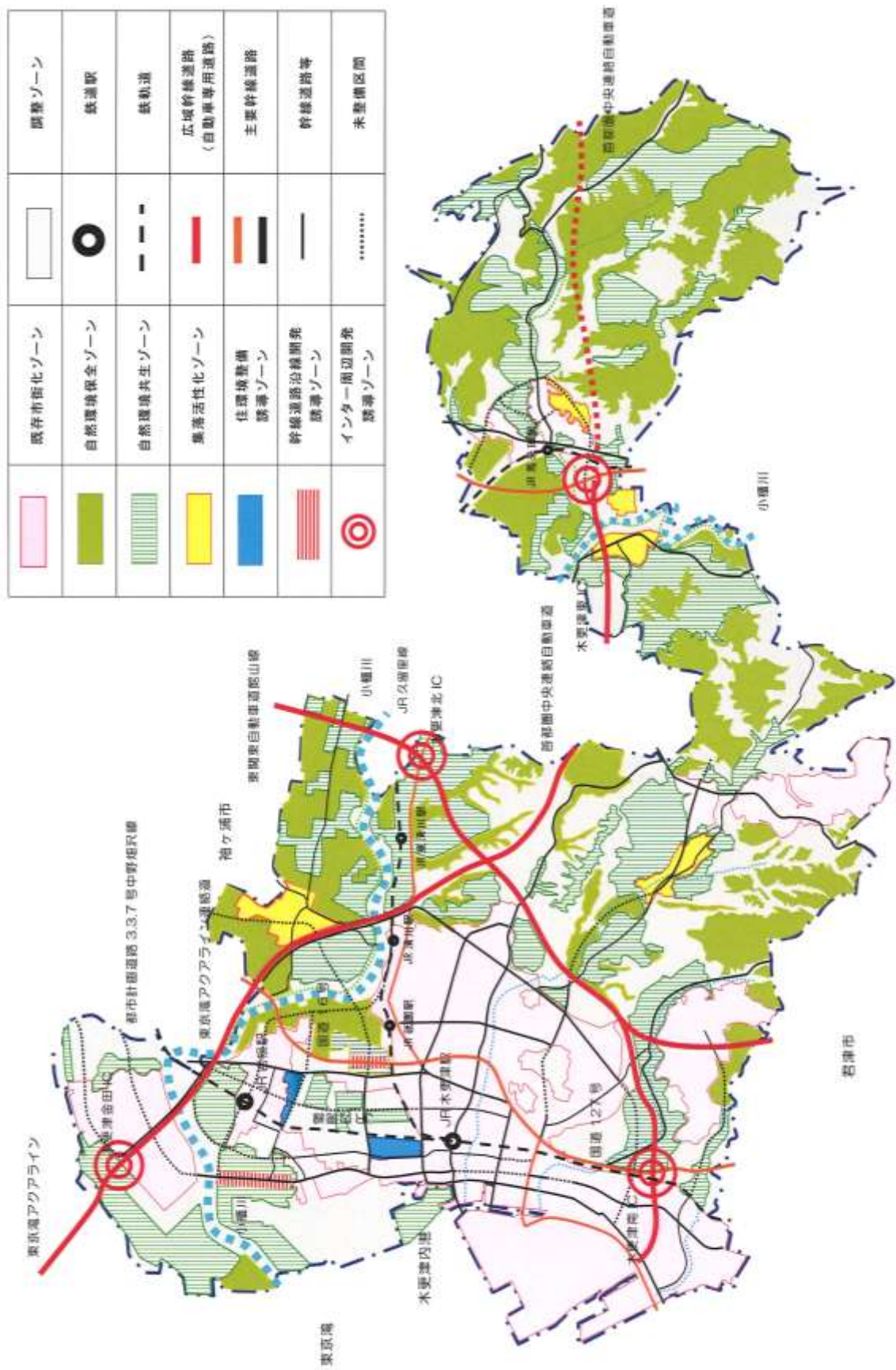
公園名	開園 年月日	供用面積	都市計画 決定面積	公園名	開園 年月日	供用面積	都市計画 決定面積
小浜公園	H12. 5. 1	0.17	—	港南台風の丘公園	H17. 4. 1	0.21	—
東山公園	H20. 3. 12	0.27	—	椎の木公園	H20. 5. 21	0.20	—
遠見公園	H18. 4. 1	0.26	—	東羽鳥 2 号公園	H20. 5. 21	0.08	—
西原公園	H12. 5. 1	0.12	—	東羽鳥 1 号公園	H20. 5. 21	0.08	—
大手通公園	H 3. 2. 1	0.20	—	桜浜公園	H18. 1. 25	0.05	—
谷公園	S51. 3. 27	0.18	—				
都市緑地							
潮見緑地	S52. 7. 25	2.31	2.20	新田緑地	H10. 12. 1	0.10	0.06
中央緑地	H10. 12. 1	0.12	0.12	貝渕緑地	H10. 12. 1	0.05	0.05
桜井緑地	S52. 7. 25	0.39	—	烏田 1 号緑地	H17. 4. 1	1.24	—
小浜緑地	S61. 3. 31	0.06	—	烏田 2 号緑地	H17. 4. 1	1.03	—
東清緑地	S61. 3. 31	0.55	—	烏田 4 号緑地	H17. 4. 1	0.71	—
潮浜緑地	S62. 3. 31	0.94	—	烏田 7 号緑地	H17. 4. 1	0.18	—
山崎緑地	H 2. 3. 29	0.06	—	中尾 1 号緑地	H18. 9. 26	0.27	—
上山緑地	H 2. 2. 9	0.32	—	中尾 2 号緑地	H18. 9. 26	0.14	—
中清水緑地	H 5. 3. 1	0.03	—	中尾 3 号緑地	H18. 9. 26	1.25	—
かずさ 1 号緑地	H19. 4. 23	1.80	—	中尾 4 号緑地	H18. 9. 26	0.66	—
かずさ 2 号緑地	H19. 4. 23	1.50	—	中尾 5 号緑地	H18. 9. 26	0.14	—
請西第二 1 号緑地	H17. 4. 1	0.72	—	中尾 6 号緑地	H18. 9. 26	0.04	—
小浜 1 号緑地	H17. 4. 1	0.29	—	中尾 7 号緑地	H18. 9. 26	0.06	—
小浜 2 号緑地	H17. 4. 1	0.23		中尾 8 号緑地	H18. 9. 26	0.09	
小浜 3 号緑地	H17. 4. 1	1.14		中尾 10 号緑地	H18. 9. 26	0.07	

3. 市街化調整区域における土地利用方針

「市街化調整区域における土地利用方針」（平成23年8月）で7つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンの土地利用の方針を次のように示しています。

ゾーン	土地利用方針
自然環境保全ゾーン	木更津市を特徴づける東部丘陵及び富来田丘陵を骨格的な緑として、また、小櫃川河口部には国内でも有数の貴重な干潟が残っており低生成物や魚類、野鳥が豊富に生息していることから、木更津市における貴重な財産として保全する。 また、小櫃川や矢那川沿い等における優良農地の保全を図り、原則として開発を容認しない。
自然環境共生ゾーン	人口減少や高齢化の進行により集落機能の衰退が懸念されることから、住宅や生活利便施設の立地を誘導する地区計画を定めることにより、地域コミュニティの維持や生活利便性の向上を図る。 更に都市近郊型交流機能としての市民農園、観光農園整備等自然環境の整備活用を図り、地域振興に寄与する施設の立地を検討し、地区計画により自然を体験、活用できる空間の創出に努める。 また、富来田地区市街化区域に隣接した武田川流域にあるいっせんぼく（湧き水）、富来田地区東部の少年自然の家キャンプ場をリゾートファームとして、中の島公園が位置する木更津内港をウォーターフロントとして自然環境に配慮し、自然と親しみ利用する空間として活用する。
集落活性化ゾーン	ゆとりある田園型住宅、生活利便施設、業務施設及び自然環境の整備活用を図り、地域振興に寄与する施設の立地を誘導し、集落における住環境の整備を検討するとともに、都市施設の整備を推進し地区の拠点形成を目指す地区計画を定めることにより、集落の活性化及び自然環境との調和を図り都市住民と地域住民の交流の機会の創出に努める。
住環境整備誘導ゾーン	市街化区域と一体性があり市街化区域への編入が見込まれる集落で、スプロールや建築物の用途の混在を防ぎ隣接する市街化区域と一体的な規制誘導を行うため、建築物の用途及び形態等を制限し、集落における住環境の整備を目的とする地区計画を定め、住宅等の立地を適切に誘導し周辺環境と調和した土地利用を図る。
幹線道路沿道開発誘導ゾーン	広域交通ネットワークの特性を活かし、物流・業務・商業等地域振興に寄与すると認められる施設の立地について、主要幹線道路沿道の特定の地区において沿道開発誘導に関する地区計画を定めることにより、適切に土地利用の規制誘導（敷地面積、建築物の用途、形態、緑化等の規制を行うなど）を図る。
インター周辺開発誘導ゾーン	広域交通ネットワークの特性を活かし、物流・業務・商業等地域振興に寄与すると認められる施設の立地について、高速道路インターチェンジ周辺の特定の地区において拠点開発誘導に関する地区計画を定めることにより、適切に土地利用の規制誘導（敷地面積、建築物の用途、形態、緑化等の規制を行うなど）を図る。
調整ゾーン	調整ゾーンは、各ゾーン周辺の緩衝地域で現時点では土地利用の方針が明確に示されていない区域であり、今後、適切な土地利用の方向性を検討する。 また、土地利用のゾーニングになじまない土地、河川等を調整ゾーンとする。

参考資料（土地利用方針図）



4. 用語解説

【あ行】

○一木運動

市民の皆さんや企業に、公園などに植栽する樹木を寄付し育てていただく取り組み。

苗木を購入していただき、その苗木を自分たちの手で公園などに植栽し、寄付していただいた方の名前やメッセージを書き込んだ樹名板を取り付け、その後の維持管理にも携わっていただくものです。

自らが植えた樹木の成長とともに、まちにみどりを増やし公園を楽しんでいただくことを目指しています。

○エコロジカル・ネットワーク

生物の生息空間を相互に連結することによって、生態系の回復と、生物多様性（後出）の保全を図る取り組みのこと。

野生の生き物は、繁殖の場や餌場、休憩の場などさまざまな場を必要とします。また渡りのとき、繁殖のとき、巣立ちのとき、餌を取りに行くとき、ねぐらに戻るときなど、さまざまな目的で移動します。生き物が必要とする場所と生き物の移動経路から構成されるのが、エコロジカル・ネットワークです。自然地が失われると、自然の質が低下し、繁殖がうまくいかなくなり、その生き物の存続に支障をきたします。

エコロジカル・ネットワークを計画する際に、生き物が棲みやすい自然の残し方づくり方や生態的なまとまりを考慮した上で、森林から農地、都市内緑地、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟等の湿地を緊密な関係をもちながら繋ぐことが、自然と共生する地域づくりにとって重要です。

なお、ネットワークの検討をする上で、外来生物の侵入防止、野生鳥獣による農林水産業等への被害など人と鳥獣のあつれきを防止する観点からも、野生鳥獣の生息環境の保全等について考慮する必要があります。

木更津市に存在する森・農地・都市内緑地・海を生かし、エコロジカル・ネットワークを形成することにより、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されます。

○オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

都市内では、建物の敷地内に確保された開放性の高いまとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として自由に通行または利用できる場所もさします。

【か行】

○街区公園

都市公園法に定められている都市公園（後出）の種別の一つで、主として街区内の居住者の利用のための公園。

街区内の居住者が容易に利用することができるように、面積2,500㎡が標準として配置する市民の皆さんにもっとも身近な公園です。現在、木更津市にある都市公園156箇所のうち、約7割の107

箇所が街区公園です。

○風の道

市街地の後背地に広がる樹林からの風の流れや海風など自然の風を活用するための空気の通り道のこと。

ヒートアイランド現象（後出）などの都市気象を緩和するため、その地域特有の風や水系、地形などを利用し、水路や道路、建物等を風を取り込みやすいように配置したり、植栽、樹林などの保全、都市公園の整備などにより、都市内に新鮮で冷涼な空気の流れをつくり出す手法として用いられます。

都市内部に散在する公園緑地は“クールアイランド”を形成しており、夏季日中には緑地内の冷気が風下側に流出し、夜間の晴天静穏時には放射冷却で生成された冷気が周囲に流出する「にじみ出し現象」が起こり、微弱であるが一種の風の道効果を生み出しているという調査結果も出されています（三上岳彦 首都大学東京大学院教授 「風と緑の効果と活用したまちづくり－東京都内の「風の道」とヒートアイランド効果－」2006年）

公園風は海風に比べ、非常に脆弱な冷熱資源であるため、その活用範囲を拡大させるためには人工排熱等で暖めることなく遠くまで冷気を移送する工夫が必要であり、そのためには緑地の保全に加え、緑地の拡大や周辺道路への街路樹の植栽、建物の屋上緑化、敷地緑化、保水性舗装の敷設などの方策が考えられます。このように、河川と緑地等により水と緑のネットワークを形成することが効果的であると考えられています。

木更津市には小櫃川、矢那川などの河川が流れており、これらの河川と公園緑地などをまちづくりにうまく生かしていくことで、快適なまち並みが形成されるようになります。

○河川氾濫原

一般的に、氾濫原とは河川が洪水時に氾濫（冠水）する領域のこと。

氾濫原は人類がこの地球上に出現して以来、主要な生活の場を提供してきたところですが、全国的に改変が進み減少しています。陸域と水域の中間的な特徴を持つ氾濫原は、定期的に冠水する環境に適応した多様な生物相を育むという重要な機能を果たします。このため、もっとも生物多様性が高い環境の一つであり、生物多様性保全の観点から非常に重要だとされ、地域活性化の取り組みと併せて近年各地でその再生の取り組みが行われるようになっていきます。

木更津市でも、小櫃川河口などの堤防内に残る自然状態の氾濫原と、季節的に人為的な冠水域が形成される水田・水路が氾濫原の機能をもっているといえます。

○既存ストック

ストックとは、一般に「在庫品、手持ちの品」をいい、本計画における「既存ストック」とは、既に市内にある整備済みの都市施設や、市街地内の未利用地などを指しています。

ストックが蓄積されてきた低成長の成熟社会では、今後、需要の大幅な伸びは予想されず、新規投資から既存ストックの有効活用に重点を移していくことが必要とされ、各地で既存ストックをまちづくりに生かしていく取り組みが盛んに行われるようになっていきます。

○グリーンベルト

一般に、公園や道路側に観賞、修景、分離などの目的でつくられる帯状の植栽地。

ここでは県道沿いに植樹帯を設け、緑や花でつなげていくことを目指しています。

【さ行】

○市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

○市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域です。

○市民緑地

都市緑地法の項を参照

○樹木・樹林等の保存を図る制度

樹木や樹林等の保護を目的とした法律に、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（通称；樹木保存法）」があります。都市における美観風致の維持を図るため、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について市町村長が指定するものです。

樹木については幹回り、高さ、樹林については最低面積など、指定のための一定条件が定められています。また、この法律に準じて、樹木・樹林の保護について条例で定めている地方公共団体も全国で見られます。

○森林の多面的な機能

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

日本学術会議の答申では、森林には次のような機能があるとされています。

- ・生物多様性保全：遺伝子保全、生物種保全、生態系保全等
- ・地球環境保全：地球温暖化の緩和、二酸化炭素吸収、化石燃料代替エネルギー等
- ・土砂災害防止機能／土壌保全機能：表面侵食防止、表層崩壊防止、落石防止、土石流発生防止等
- ・水源涵養機能：洪水緩和、水資源貯留、水量調節、水質浄化
- ・快適環境形成機能：気候緩和、夏の気温低下、大気浄化、塵埃吸着、汚染物質吸収、騒音防止等
- ・保健・レクリエーション機能：療養、リハビリテーション、保養、森林浴、レクリエーション等
- ・文化機能：景観（ランドスケープ）・風致、学習・教育、自然認識・自然とのふれあいの場、伝統文化等
- ・物質生産機能：木材、燃料材、建築材、木製品原料、パルプ原料、食糧、肥料、飼料等

千葉県では、森林の公益的機能の経済的評価（貨幣換算したもの）を次のように算出しており、森林を失うことは経済的にも大きな損失となっています。



資料 千葉県農林水産部林務課：ちばフォレストプラン21（千葉県森林・林業中長期計画と緊急戦略）

日本学術会議：地球環境・人間生活にかかわる農業および森林の多面的機能の評価について

出典：平成21年度千葉県森林・林業統計書

○生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

ところが今、この生物の多様性が、これまでにない早さで刻一刻と失われつつあります。主な原因は、自然環境の破壊と汚染、資源の過剰な利用、外来生物、地球温暖化にあるといわれています。

国際的には生物多様性条約に基づく取り組みが進められ、日本でも生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取り組みがされています。また地域レベルでも、生物多様性基本法が平成20年6月に施行され、「都道府県及び市町村は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています。

千葉県では平成19年度に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、県内各市町村も策定の取り組みを進めています。

○絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、すでに絶滅したり、絶滅寸前に追いやられたりした動植物の種のこと。

絶滅危惧種が増加している原因のほとんどは人間活動によるものであり、その保護は生物多様性の保全の上でも重要な課題となっています。

国際的な自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）は、そのような動植物種をリストア

ップし、「レッドリスト」を作成しており、環境省でもIUCNのレッドリストにならったリストを作成し、それに基づいて「レッドデータブック」を編纂し、絶滅危惧種の保護に乗りだしています。

千葉県でも1999年に「千葉県の保護上重要な野生生物」を調査刊行、最新版としては2009年に植物・菌類、2011年に動物の改訂版が刊行されました。木更津市内の生物についても多くの絶滅危惧種の報告がなされています。

○総合公園

都市公園の項を参照

【た行】

○地域制緑地

私たちの生活で重要な役割を担う緑や、様々な生物の生息空間となっている緑を守るため、法や条例による指定を行い、保全に対する担保を十分確保するものです。

都市の緑の保全に関する「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、保存樹木・保存樹林などの制度があり、一定の土地の区域を指定し、その土地の利用等に対し規制を行うことで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としています。緩やかな規制を行うものから現状を凍結的に保全するものまで、さまざま制度が用意されています。

条例等により独自の制度を創り、「市民の森」「保全緑地」「緑地保全林地区」などの名称で緑地の保全・活用を図っている地方公共団体も数多くあります。

木更津市は、「法によるもの」としては農林業に関わる農用地区域や地域森林計画対象民有林、保安林、千葉県の「条例によるもの」としては自然環境保全地域が、市街化調整区域内に指定されています。

木更津市は、現在、緑の保全・創出に関わる条例は制定していません。

○地下水涵（かん）養

雨や川の水などが地下に浸透して帯水層（地下水が蓄えられている地層）に流れ込み、水が補給されること。

水田や樹林地に降った雨水や水田に貯留されたかんがい水は地下浸透する過程でろ過・浄化され、流域の地下水として涵養されます。地下水が涵養されると、帯水層のすき間が水で埋まるため地盤が安定し地盤沈下を防止するとともに、地中の水分が蒸発する際にエネルギー（気化熱）を奪って気温を下げるため、都市部の気温上昇（ヒートアイランド現象）の緩和にも役立ちます。

市街化の進行に伴い、涵養機能の高い農地、樹林地などが宅地や舗装された道路に変わり、アスファルトやコンクリートなど覆われた部分が増大したため、雨水が地下にしみこまなくなり、すぐに海へ流出してしまい、河川の洪水などの被害も発生しやすくなっています。

○地産地消

地元で生産されたものを地元で消費する取り組みです。

国の基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取り組みであり、こ

れにより消費者が、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置づけています。

地場農産物の消費を拡大し、ひいては地元の農業を応援することになります。さらに高齢者を含めて地元農業者の営農意欲を高めさせ、農地の荒廃を防ぐことにもなります。

○田園空間軸

木更津市都市計画マスタープランのなかで、「水と緑と歴史の文化軸」（後出）とともに設定している「木更津市の将来都市構造」を構成する軸で、「田園空間軸」は緑・田園をコンセプトとしたシンボル軸と位置づけています。

木更津市の骨格的河川である小櫃川沿いにまとまった大規模優良農地（河口部～馬来田～久留里）と並走するJR久留里線沿いの袖ヶ浦市横田地区、木更津市富来田地区（馬来田）、君津市久留里地区といった田園型の市街地を、「田園空間軸」としています。

このなかで、優良農地や小櫃川河口部等を木更津市における基幹的な緑地として保全するほか、広域交通体系の進展に対して、市民農園、観光農園等の都市と共存する農業空間の整備を図るとともに、軸上に連携する市街地・集落について、田園環境にふさわしいゆとりある環境を背景とした生活環境整備を図ることとしています。

○都市計画区域

都市計画法に基づいて、都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のことです。

木更津市は、市域全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域（前出）に区分されています。

○都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。

都市公園には次のような種類があります。市内の都市公園は木更津市が整備、管理を行っています。

類似の施設に児童遊園、港湾環境整備施設があります。児童遊園は「木更津市児童遊園設置条例」に基づき設置している施設で、潮浜公園、新港公園は港湾環境整備施設で、港湾法に基づいて定められる港湾計画に則って千葉県が整備、管理を行っています。

種類	種別	内容	木更津市内の有無
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	あり
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	あり
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。	あり
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。	—
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	あり
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	—

大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	—
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。	—
国営公園		一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	—
緩衝緑地	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。	—
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	—
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。	あり
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	—

〇都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されました。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。

都市緑地法に定められている主な制度は、以下のとおりです

緑地保全地域	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度
地区計画等緑地保全条例制度	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度
緑化地域	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度
地区計画等緑化率条例制度	地区計画制度等を活用して、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化率を定める制度
緑地協定	地域の方々の協力で、街を良好な環境にするため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度
管理協定	特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することが可能。
市民緑地	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。
緑化施設整備計画認定制度	民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画（緑化施設整備計画）について、市町村長の認定を受けることができる制度

【な行】

○農業・農村の多面的な機能

「国土の保全、水源の涵（かん）養（前出）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のこと。

農林水産省は、次のような例を示しています。

- ・洪水防止機能、土砂崩壊防止機能、土砂流出防止機能
- ・地下水涵養機能、河川流況安定機能（水田に利用されるかんがい用水や雨水は時間をかけて河川に還元されることにより河川の流況が安定に保たれ、下流の都市用水などに利用される）、気候緩和機能
- ・生物多様性保全機能、保健休養・やすらぎ機能、景観保全機能
- ・伝統文化保存・継承機能、体験学習・教育機能、医療・介護・福祉機能

【は行】

○半自然草原

農業などのさまざまな人間の働きかけによって成立し、人間の生活と結びつきながら維持されてきた草原のこと。

これらの草原の多くは、家畜の飼料、田畑の地力を維持するための刈敷、茅葺き屋根の材料などの重要な自然資源の供給源として利用され、こうした草原の人間活動に依存した多様な動植物が生息・生育していました。しかし戦後、人間の生活様式が大きく代わり、牛馬が農耕に使われなくなり、また、茅葺き屋根の住宅がなくなっていくと、草原は利用されなくなり、さらに開発や造林がすすみ、各地から半自然草原が姿を消していきました。

ヨーロッパでは半自然草原研究の成果は、保全のためのガイドラインに応用され、地域の生態系保全のための農村計画に活用されており、日本においても近年里地里山の再評価の動きが見られます。

田畑の“あぜ”は多様な草原生植物を育む“半自然草原”となっていることから、大草原でなくても木更津市内にある農地の周りの環境は、生物の生育・生息環境として大切な存在と言えます。

○PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）の頭文字を取ったもの。

計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させ、新たな事業、目標、指標の維持・改善等を検討します。計画・施策・事業を検証・評価し、螺旋状に継続的改善を図ろうとするものです。

○ヒートアイランド現象

都市部の気温は、夏になると周辺地域よりも数度高くなり、等温線を描くと都市部が島のような形で現れることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

コンクリート舗装やアスファルト舗装の増加と樹林地や農地の減少、ビルの輻射熱やビルの冷房、車の排気熱エネルギーの増大などが主な原因とみられています。ヒートアイランド現象につ

いては、光化学オキシダントの生成を助長するほか、局地的集中豪雨との関連性も指摘され、ヒートアイランド現象を防ぐためには省エネの推進や、緑化の推進が必要とされています。

なお、千葉県環境生活部環境政策課環境研究センター「平成 22 年度ヒートアイランド実態調査中間報告」によると、千葉県でもヒートアイランド現象は顕在化しており、特に浦安～富津の東京湾岸の都市において顕著になっています。平成 22 年度の木更津市付近の熱帯夜（日最低気温 25℃以上）日数は、50 日以上を記録した東葛地域よりは少ない 40 日～50 日でしたが、冬季のヒートアイランド現象の指標として用いられる冬日（日最低気温 0℃未満）日数は 10 日未満で、東京湾岸から鴨川市一帯に表れています。

【ま行】

〇水と緑と歴史の文化軸

木更津市都市計画マスタープランのなかで、「木更津市の将来都市構造」を構成する軸の一つとして、「田園空間軸」（前出）とともに定めているもの。

歴史的・文化的な既存資源（木更津内港、證誠寺等の社寺、太田山公園・きみさらずタワー・郷土博物館金のすず、小・中・高校・短大・大学等の教育施設群、かずさアカデミアパークセンター地区・馬来田・真里谷城跡）等を活用した、木更津市のシンボリックな文化軸の形成を図ることとしています。

〇みどりの資源

本計画では、26～37 頁にあげたさまざまなみどりのことを指しています。

木更津市には、都市公園、児童遊園、港湾緑地、矢那川ダム周辺緑地、市営霊園、少年自然の家、グラウンドなどの社会体育施設、街路樹、小中学校の校庭、工場の周りの緑化された空間、神社仏閣の社寺林、河川の水辺や河畔林、干潟、田畑、樹林地、生垣、屋敷林、巨樹・古木、古墳や城跡など緑と一体なって受け継がれてきている歴史文化資源など、豊富な緑の資源があります。

〇みなとオアシス木更津

海浜・旅客ターミナル・広場などみなとの施設やスペースを活用して、住民参加型の継続的な地域振興に係わる取り組みが行われる交流拠点のことで、木更津市は「みなと木更津再生構想」に基づく新たな賑わいを創出する交流拠点づくりを目指して、平成20年12月、首都圏初のみなとオアシスに認定されました。

「みなとオアシス」は国土交通省に登録を申請し、認定を受けると、広報支援（ホームページ等によるPR支援）、みなとオアシス標章の無償使用、運営に対する人材支援、情報提供、公的地図等への掲載支援など関連事業での支援を受けることができます。

みなとオアシス木更津の設置者は木更津市長、運営主体はみなと木更津再生構想推進協議会、認定施設はきさらづ海の駅（情報発信、交流スペース）で、その他関連施設として、鳥居崎海浜公園（駐車場、交流スペース）、中の島公園（交流スペース）、木更津港湾ターミナル（情報発信）、吾妻埋立緑地（交流スペース、駐車場）、木更津マリーナ（情報発信、交流スペース）が位置づけられています。

【や行】

○谷津田

関東地方の台地と平野の境目にたくさんある田んぼで、小さな谷間につくられた細長い田んぼのこと。谷地田（やちだ）とも言います。

千葉県は谷津田のある集落率では47都道府県6位、集落数では4位、谷津田箇所では4位、谷津田面積2位と、全国有数の谷津田が分布する地域のひとつですが、一方で、耕作放棄地のある農家率35%以上と全国の中でも高い割合となっています。谷津田のある集落における条例等の制定率は、全国平均は20.1%ですが、関東農政局管内では8.8%、千葉県は2.4%に止まり、千葉県は全国的には谷津田が多い反面、保全活動を支える制度的枠組みの確立がやや立ち遅れている状況にあります。（「自然や歴史と調和した美しい地域空間実現方策調査」平成18年度 農林水産省）谷津田の保全に関する県内の取り組みとしては、千葉市がふるさとの原風景であり多様な生態系を有する「谷津田の自然」の保全に向けた施策展開の指針となる「谷津田の自然の保全施策指針」を策定し、市内の谷津田の中から保全対象のモデルとなる候補地を選定し、「谷津田の自然の保全に関する要綱」にもとづいて保存協定の締結を進めています。

○遊休農地

農地法において定義されている「ア 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「イ その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（アを除く）」で、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

なお、耕作放棄地とは農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

現在、耕作されていない遊休農地は年々増加傾向にあり、遊休農地の解消とその有効活用は、農政の重要課題の一つとなっています。また、遊休農地は、隣接する家屋や農地に病虫害や鳥獣被害などの悪影響を与えるほか、一般産業廃棄物の不法投棄の場ともなりやすく、地域社会の環境悪化にも繋がる大きな社会問題となっており、各地でさまざまな取り組みが行われています。

木更津市には、少し手を加えればすぐ耕作することができるものから森林・原野化しているなどで農地に復元して利用することが不可能なものまで、約480ha近い土地があります。

【ら行】

○緑陰

青葉の茂った木立のかけ。

緑陰をつくることにより、景観的な効果を楽しむことに留まらず、快適な温熱環境をつくるために緑は欠かせない存在です。

真夏の晴れた日など、樹木の葉からは盛んに水が蒸発しています（蒸散作用）。そのことによって、空気中に水蒸気が供給されると同時に、水が気体（水蒸気）になるときに周りの熱を奪うため、冷却効果が発揮されます。蒸散作用により、葉の温度が下がって、周囲の気温も下がるわけです。高木1本の下記の蒸散量は200～400ℓ／日（家庭のお風呂一杯分）といわれています。

樹木が暑さを和らげる働きは1本でもその効果があり、木陰は日なたより16℃以上涼しくなったという例もあります。夏季の熱中症対策にもまちなかに緑陰を増やすことが効果的といえます。

○緑被率

緑の総量を示す指標で、上空から見たときの緑被地（樹林地、草地、農地）におおわれている土地の割合。

本計画で算出している緑被地の面積は、1団で100㎡以上の樹林地、草地、農地に覆われた土地の合計面積を航空写真を用いて計測したものです。

【わ行】

○ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法。

参加者が共通して理解できる各種の共同作業や勉強会等を通じて計画づくりを行っていきます。

様々な立場や経験を有する参加者が、互いの考え方や意見を学びながら、全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の一つで、住民参加の手法の一つとして採用されています。

発行：木更津市都市整備部市街地整備課

TEL：0438-23-8467

FAX：0438-22-4736

E-mail：shigaichi@city.kisarazu.lg.jp

住所：〒292-8501 千葉県木更津市潮見1丁目1番地



《暮れなずむ きみさらずタワーと富士山》

「木更津の由来」

みなさんは木更津という地名の由来を知っていますか？

如月の津が転じて木更津になった、木足らずが訛り木更津になったなど諸説ありますが、最も一般的な「木更津」の由来は古事記の「日本武尊伝説」からくるものです。

古事記によると、東国征伐に向かった日本武尊が東京湾を上総の国へ渡ろうとした時、嵐にあい船が転覆しそうになりました。その時、日本武尊の妻、弟橘媛が海神の怒りを鎮めようとわが身を海に投げ嵐を収めたので一行は無事上総の国に渡ることができました。

その後、日本武尊はこの地にしばらく留まり、愛する妻を想って歌にしました。

「君去らず 袖しが浦に 立つ波の その面影を みるぞ悲しき」

この歌の一節、君去らずが転じて「木更津」という地名になったと伝えられています。今その伝説は、太田山公園のきみさらずタワーとして生まれ変わり、木更津のシンボルとなっています。